

平成 29 年度 大学機関別認証評価

自己点検評価書

[日本高等教育評価機構]

平成 29（2017）年 6 月

聖 泉 大 学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	7
基準1 使命・目的等	7
基準2 学修と教授	14
基準3 経営の規律と誠実性	59
基準4 自己点検・評価	77
IV. 大学が使命目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	83
基準A 地域貢献	83
V. エビデンス集一覧	90
エビデンス集（データ編）一覧	90
エビデンス集（資料編）一覧	92

Ⅰ. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 聖泉大学の建学の精神と基本理念

本学の建学の精神は、昭和 60（1985）年 4 月に設立された学校法人聖隷学園聖泉短期大学のそれを継承し、キリスト教精神による全人教育に基づく「社会奉仕と地域貢献」という言葉で表現される。

法人の初代理事長長谷川保は、その生涯をキリスト教精神に基づく社会奉仕と教育振興に捧げ、学校法人聖隷学園を静岡県浜松市に設置した。そして「社会への奉仕の精神」を持ち、「高度な知識・技術を身につけ、地域社会に貢献する」人材を育成する教育機関として、滋賀県彦根市に英語科と商経科の 2 学科よりなる聖隷学園聖泉短期大学を設立した。

その後、より地域に密着した経営主体を得ることが必要となり、滋賀県内外の有識者を理事として迎え、平成 4（1992）年 4 月に名称を聖泉短期大学と改め、その経営を聖ペトロ学園へ移管した。この新法人への経営移管時に、滋賀県ならびに彦根市に協力を仰いだことから、キリスト教精神の引継ぎは緩やかなものとなったが、その精神は継承された。

一方、現代社会において顕在化してきた心の問題を研究し、「こころ」に問題を抱える人を理解し、支援する教育研究が必要であるとの認識から、法人は平成 15（2003）年 4 月に、人間学部人間心理学科の 1 学部 1 学科よりなる 4 年制の聖泉大学を設立した。それに伴い、聖泉短期大学を聖泉大学短期大学部に名称変更した。この時、基本理念を「キリスト教の精神に基づき、人間に対する理解と愛を深め、広く社会に貢献できる人材を育成すること」と定めた。

しかしながら、その後、大学設置に関わったキリスト教聖職者の撤退、さらには大学における宗教行事の廃止、授業における宗教科目の必修から選択への改編など、本学の基本理念を公共性に基づくものとして、理事会、評議員会等で真剣に議論を重ねた結果、時代の変化や社会のニーズに対応する必要があるとの認識が深まり、平成 20（2008）年 8 月の理事会において、「本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎の上に、さらに一般教養及び専門教育を授けるとともに、人間に対する理解を深め、広く社会と地域に貢献できる人材を育成すること」と聖泉大学学則（以下「学則」という。）を平成 20（2008）年度に遡り一部変更した【資料 1-3-1 参照】。

平成 21(2009)年度に入り、本法人の名称及び目的を開学からの学内外の変遷に伴い、よりふさわしいものに見直すこととなり、法人を「学校法人聖泉学園」と改め、「人間理解」と「地域貢献」の理念に基づく教育に移行を行っている。さらに平成 23(2011)年 4 月には、地域の人々が健康で豊かな生活を送ることができるように看護学、保健学分野を教育研究する看護学部看護学科を開設し、それとともに平成 24(2012)年 3 月に短期大学部を閉学した。

こうした状況の中、看護学部開設の当初から、本学看護学部将来構想委員会を立ち上げ、大学院の設置について、他大学の設置状況や教育目的、カリキュラム等について検討し、滋賀県内の社会的ニーズ調査を実施した。検討を重ね、平成 27 年 4 月に看護実践リーダーの育成を主眼とする大学院看護学研究科を開設し、さらに、滋賀県内の周産期医療を担う助産師確保の要請に応えるため、平成 27 年 4 月に別科助産専攻を開設し、今日に至っている。

以上のように、本学においては、「人間に対する理解を深め、広く社会と地域に貢献できる人材を育成すること」を基本理念としている。

2. 聖泉大学の使命・目的

本学の目的は、学則第1条に「教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎の上に、さらに教養教育及び専門教育を体系的に授けるとともに、人間に対する理解を深め、広く社会と地域に貢献できる人材を育成することを目的とする。」と定めている。

■人間学部人間心理学科

心理学を基盤として人間の発育・発達や心身の諸活動を捉え、自己理解と他者共感の力を養うとともに、科学的知識に基づいた実践力を発揮し、豊かで健康的に生き、併せて経済・経営の専門的知識やビジネススキルを獲得し、自らのキャリアを積極的に切り開き、社会に貢献できる人材を育成すること目的としている。

■看護学部看護学科

広く教養を身に付け、人間の一人ひとりの生命の尊厳と生き方に関する理解と深い洞察力を持ち、地域の環境や特性を理解して、個々人のニーズに沿った看護の実践を通して積極的に社会に貢献できる人材を育成することを目的としている。

■大学院看護学研究科

病院、医療施設等の看護実践現場において、高い専門知識を備えた「実践力」「マネジメント力」「教育力」「研究能力」を有する看護実践リーダーを育成することを目的とする。

■別科助産専攻

人間一人ひとりの生命の尊厳や生き方に関する理解と人間に対する深い洞察力やコミュニケーション能力の資質を養い、助産学の実践能力を身につけ、地域の環境・特性などを理解して個々人のニーズに沿った助産実践において積極的に地域貢献できる人材を育成することを目的とする。

3. 聖泉大学の個性・特色

本学の教育理念は、「人間に対する理解を深め、広く社会と地域に貢献できる人材を育成する。」とし、看護学部・人間学部共に、人との関わりを大切にする学問領域であることから「人間理解」を主眼とした教育を行っている。

一方、大学院看護学研究科の教育・研究指導内容は、7つの領域にわかれ、より専門的に学び、地域社会などのニーズに貢献できる人材の育成をめざしている。また、別科助産専攻は、周産期のみならず、女性のライフサイクル全般にわたる健康への支援について1年間で集中して学修できる課程となっている。

いずれの学部、研究科等においても、この大学で学んでよかったと学生が実感できるとともに、地域に根ざし、地域から親しまれ地域に貢献できる大学づくりを目指している。

以下のことについて特に力を入れている。

■地元で活躍できる人材育成

本学で学修した成果を就職へと繋げ、地元で活躍できるよう教職員一同努力しており、平成 29（2017）年 3 月の県内就職率は、人間学部 38.8%、看護学部は 72.6%となっている。

人間学部では、キャリア教育関連科目を配置し、学生の社会的・職業的自立を図り、看護学部では、専門領域ごとの講義・演習を経て、地域の病院や福祉施設、訪問看護ステーションなどさまざまな看護での現場で、1 年次からいち早く臨地実習を行うことで看護実践力の充実を図っている。

さらに、本学は、平成 27（2015）年度の地（知）の拠点大学による地方創生推進事業 COC+（代表校：滋賀県立大学）の参加大学（事業協働機関）として参画し、地元志向を強めた教育プログラム改革を進め、地元で活躍できる人材育成に取り組んでいる。

■きめ細かな少人数教育の取り組み

本学は、規模が比較的小さい大学であり、その分学生と教職員さらに事務職員の距離が近いことが特徴である。教職員はもとより事務職員も、学生生活を有意義に行うために最大限学生をサポートしている。

学修の成果を高めるため、演習、実習などにおいて、少人数による教育を積極的に取り入れている。実習での経験が卒業後、重要となる看護学科などは少人数で実習を行うことによって一人ひとりの学生の達成度に応じて、きめ細かな指導を行っている。

■積極的な地域との連携、地域への貢献

地域連携交流センターは、地域社会との連携事業に関する窓口となり地域課題、学内の資源との調整を図るなど地域連携事業の取組を支援している。地域のニーズに配慮した特色ある公開講座を実施し、彦根市などの自治体と地域課題の解決に向けた協議を行い、密接な連携協力を構築している。また、カウンセリングセンターにより地域に開放した形で、心の悩み相談、教育相談を行っている。

加えて、彦根に所在する本学、滋賀大学、滋賀県立大学による 3 大学と彦根市との連携事業の推進などを通して、地域に根ざし、地域に親しまれ、地域に貢献する大学を実践している。

■外国人留学生に対する手厚い教育・生活指導

来日直後から留学生に対し、生活、勉学、心のケアにわたる支援体制を整え、きめ細かく一人ひとりに対応し、多くの留学生から感謝されている。このことは留学生の間に広まり、中国から少なからぬ留学生を本学にひきつけている。また、この指導・支援の結果として、本学卒業後、これまでに、大阪大学、神戸大学、滋賀大学、大阪市立大学等の大学院へ進学している。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

昭和 60 (1985) 年 4 月に滋賀県と彦根市の要請により、長谷川保を理事長とする学校法人聖隷学園は、彦根市に社会奉仕と地域貢献を建学の精神とする聖隷学園聖泉短期大学を開学した。

平成 4 (1992) 年 4 月に、滋賀県内外の有識者による新たな学校法人聖ペトロ学園が設立され、その経営主体を聖隷学園から移管し、大学の名称を聖泉短期大学と改めた。

また、平成 15 (2003) 年 4 月には、全人教育という建学の精神に照らし、現代社会の大きな課題である「こころ」の問題を支援する教育と研究を目指して、人間学部人間心理学科の 1 学部 1 学科から成る聖泉大学を設置した。それと同時に、聖泉短期大学は聖泉大学短期大学部と改称された。さらに、平成 22 (2010) 年 4 月より、法人名を学校法人聖ペトロ学園より学校法人聖泉学園と変更した。

その後、平成 23 (2011) 年 4 月に「人間理解のための教養と創造性・思考力を身につけ、地域の人々の健康に貢献する」看護職の育成を使命として、看護学部看護学科を開設し、平成 27 (2015) 年 4 月に滋賀県内の周産期医療を担う助産師育成の社会的ニーズの要請に応え、別科助産専攻を開設した。さらに、同年、病院・医療現場等において、高い専門知識を備えた看護実践リーダーを育成するため大学院看護学研究科を開設し現在に至っている。

本学の年譜 (大学に関する年暦はゴシック太文字で示す。)

昭和 59 (1984) 年 12 月	学校法人聖隷学園が設置する聖隷学園聖泉短期大学 (英語科・商経科) の設置が認可される。
昭和 60 (1985) 年 4 月	学校法人聖隷学園が設置する聖隷学園聖泉短期大学 (英語科・商経科) が開学
平成 3 (1991) 年 12 月	新学校法人聖ペトロ学園の設立が認可される。
平成 4 (1992) 年 4 月	学校法人聖ペトロ学園に聖隷学園聖泉短期大学の経営を移管する (設置者変更)。学校名を聖泉短期大学に変更
平成 7 (1995) 年 4 月	聖泉短期大学英語科に教職課程を設置
平成 8 (1996) 年 12 月	聖泉短期大学に介護福祉学科、情報社会学科の設置が認可される。
平成 9 (1997) 年 4 月	聖泉短期大学に新たに介護福祉学科、情報社会学科を開設 聖泉短期大学の商経科、情報社会学科に教職課程を設置
平成 13 (2001) 年 4 月 8 月	聖泉短期大学の英語科の学生募集を停止 企業マネジメント学科の設置が認可される。
平成 14 (2002) 年 4 月	聖泉短期大学に企業マネジメント学科を開設 商経科の学生募集を停止

聖泉大学

平成 14 (2002) 年 12 月	聖泉大学人間学部人間心理学科の設置が認可される。
平成 15 (2003) 年 4 月	聖泉大学を開学し、人間学部人間心理学科を開設 聖泉短期大学を聖泉大学短期大学部に名称変更 聖泉大学短期大学部の情報社会学科の学生募集を停止
5 月	聖泉大学短期大学部英語科廃止
平成 16 (2004) 年 5 月	聖泉大学短期大学部商経科、情報社会学科廃止
平成 20 (2008) 年 4 月	聖泉大学人間学部人間キャリア創造学科を開設 聖泉大学短期大学部情報コミュニティ学科開設 聖泉大学短期大学部企業マネジメント学科の学生募集を停止
平成 21 (2009) 年 5 月	聖泉大学短期大学部の企業マネジメント学科を廃止
12 月	学校法人聖ペトロ学園の名称を学校法人聖泉学園に変更 が認可される
平成 22 (2010) 年 4 月	聖泉大学短期大学部介護福祉学科の学生募集を停止 学校法人聖泉学園に名称変更
平成 23 (2011) 年 4 月	聖泉大学看護学部学科を開設 聖泉大学短期大学部情報コミュニティ学科の学生募集停止
6 月	聖泉大学短期大学部介護福祉学科を廃止
平成 24 (2012) 年 4 月	聖泉大学人間学部人間キャリア創造学科を人間学部人間 心理学科キャリア創造専攻に再編 人間キャリア創造学科の学生募集を停止
12 月	聖泉大学短期大学部の情報コミュニティ学科を廃止 聖泉大学短期大学部の廃止
平成 27 (2015) 年 4 月	聖泉大学大学院看護学研究科看護学専攻開設 聖泉大学別科助産専攻開設
平成 28 (2016) 年 7 月	聖泉大学人間学部人間キャリア創造学科廃止

2. 本学の現況

■大学名 聖泉大学

■所在地 521-1123 滋賀県彦根市肥田町 720 番地

■学部等の構成

人間学部	人間心理学科
看護学部	看護学科
看護学研究科	看護学専攻
別科助産専攻	

聖泉大学

■学部等の学生数

学部・大学院等	学科等名	入学定員	3編入定員	収容定員	在籍学生数				
					1年次	2年次	3年次	4年次	計
人間学部	人間心理学科	75	10	320	50	38	77	71	236
看護学部	看護学科	80	—	320	95	85	68	82	330
看護学研究科	看護学専攻	6	—	12	7	8	—	—	15
別科	助産専攻	10	—	10	10	—	—	—	10
合 計		171	10	662	162	131	145	153	591

■教員数 学部等

学部等	学科等	専任教員数（現員）					
		教授	准教授	講師	助教	助手	合 計
人間学部	人間心理学科	6	6	5	1	1	19
看護学部	看護学科	10	5	7	7	6	35
別 科	助産専攻	0	0	2	1	0	3
合 計		16	11	14	9	7	57

大学院

研究科	学科等	兼任教員数（現員）					
		教授	准教授	講師	助教	助手	合 計
看護学研究科	看護学専攻	〈11〉	〈5〉	〈7〉	〈0〉	〈0〉	〈23〉

注）看護学研究科 23 人のうち、看護学部 20 人、人間学部 3 人が兼任教員

■職員数

	正職員	嘱 託	パート（アルバイトを含む）	合 計
人数	22	11	12	45

Ⅲ 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

【事実の説明】

本学の使命・目的及び教育目的は建学の精神に基づき、大学学則第 1 条において、「教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎の上に、さらに教養教育及び専門教育を体系的に授けるとともに、人間に対する理解を深め、広く社会と地域に貢献できる人材を育成することを目的とする。」と明確に定め、大学学則第 5 条第 2 項において、各学部の教育目的を具体的に定めている。【資料 1-1-1】さらに、別科助産専攻規程第 2 条において、教育目的を具体的に定めている。【資料 1-1-2】

また、大学院学則第 1 条で「教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、学術の理論及び応用を教授研究し、深い学識及び卓越した能力を培い、社会の進展と文化の向上に寄与する人材を育成することを目的とする。」と明確に定め、大学院学則第 6 条において、教育目的を具体的に定めている。【資料 1-1-3】

【自己評価】

本学の使命・目的及び教育目的の意味・内容は、具体的で明確に示されていると判断している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-1】 聖泉大学学則

【資料 1-1-2】 聖泉大学別科助産専攻規程

【資料 1-1-3】 聖泉大学大学院学則

1-1-② 簡潔な文章化

【事実の説明】

本学の使命・目的及び教育目的は、学部学科、大学院研究科、別科助産専攻ごとに簡潔かつ明確に学則等において文章化されており、学則、別科規程、大学案内、学生便覧、本学ホームページに簡潔な文章で具体的かつ明確に掲載されている。【資料 1-1-1】～【資料 1-1-6】

【自己評価】

各媒体に明示している本学の使命・目的及び教育目的は明確であり、その表現も簡潔な文章で説明している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-1】 聖泉大学学則

【資料 1-1-2】 聖泉大学別科助産専攻規程

【資料 1-1-3】 聖泉大学大学院学則

【資料 1-1-4】 聖泉大学案内（2017）

【資料 1-1-5】 学生便覧（2017）

【資料 1-1-6】 本学ホームページ（情報公開：教育上の目的）

<http://www.seisen.ac.jp/intro/jyohokokai>

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的及び教育目的は、今後も教育目的の意味・内容の具体性と明確性、簡潔な文章化を継続・維持するとともに、社会のニーズの変化を踏まえながら、絶えず使命・目的及び教育目的の検証を行い、必要に応じ見直していく。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 個性・特色の明示

【事実の説明】

本学の個性・特色は、建学の精神、使命・目的及び教育目的育理念のもと、人間に対する理解を深め、広く社会と地域に貢献できる人材を育成することを目的としている。それは、2学部（2学科）、大学院研究科（1専攻）及び別科（1専攻）に共通するものであり、学則にも明確に定められている。【資料 1-2-1】～【資料 1-2-3】

本学の個性・特色は、上述のとおり、(1) 地元で活躍できる人材育成、(2) きめ細かな少人数教育の取り組み、(3) 積極的な地域との連携、地域への貢献、(4) 外国人留学生に対する手厚い教育・生活指導であり、本学大学案内、学生便覧、ホームページなどに詳しく掲載し、明示している。【資料 1-2-4】～【資料 1-2-6】

【自己評価】

本学の個性や特色は、使命・目的及び教育目的に明確に反映されていると判断している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-1】 聖泉大学学則

【資料 1-2-2】 聖泉大学別科助産専攻規程

【資料 1-2-3】 聖泉大学大学院学則

【資料 1-2-4】 聖泉大学案内（2017）

【資料 1-2-5】 学生便覧（2017）

【資料 1-2-6】 本学ホームページ（情報公開：教育上の目的）

<http://www.seisen.ac.jp/intro/jyohokokai>

1-2-② 法令への適合

【事実の説明】

本学の教育目的は、大学学則及び大学院学則第1条に「教育基本法及学校教育法に基づき」と謳われており、教育基本法及び学校教育法が示す大学の目的に沿ったものとなっている。【資料 1-2-1】【資料 1-2-2】

【自己評価】

本学の使命・目的及び教育目的は法令を遵守しているものと判断している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-1】 聖泉大学学則

【資料 1-2-2】 聖泉大学大学院学則

1-2-③ 変化への対応

【事実の説明】

本学の使命・目的及び教育目的については、社会情勢などを的確に把握しつつ、時代が求める人材育成を図るための教育の在り方や方向性について継続的な見直しを行っている。

平成23（2011）年度には看護学部を開設にあたり、新たに設置する学部学科の教育目的の設定を行い、平成24（2012）年度には、人間学部1学科3専攻への改組に伴い、大学学則第3条第2項第1号（教育研究上の目的）を見直し、さらに、人間学部は、平成28（2016）年度に3専攻を廃止し、新たな教育課程の再編に取り組み、教育目的を見直している。【資料 1-2-7】【資料 1-2-8】【資料 1-2-9】

一方、地域からの要請に応じて、平成27（2015）年4月に大学院を設置し、看護実践リーダーを育成することに加えて、地域母子保健に貢献できる助産師の育成することを教育目的とした別科助産専攻を設置し、社会のニーズの変化に柔軟に対応している。【資料

1-2-2】【資料 1-2-3】

加えて、平成29（2017）4月より、3つのポリシーを策定し、学生が知識・能力を身に付けるための教育課程を体系的に整備し、教育方法、学修成果の評価等を具体的に示し、大学教育の充実に取り組んでいる。【資料 1-2-10】

【自己評価】

本学の使命・目的及び教育目的は、大学を取り巻く社会情勢の変化を見ながら、必要に応じて、継続して見直していく体制を整えていると判断している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-2】 聖泉大学大学院学則

【資料 1-2-3】 聖泉大学別科助産専攻規程

【資料 1-2-7】 聖泉大学学則新旧対照表(平成 23 年 4 月 1 日施行)

【資料 1-2-8】 聖泉大学学則新旧対照表(平成 24 年 4 月 1 日施行)

【資料 1-2-9】 聖泉大学学則新旧対照表(平成 28 年 4 月 1 日施行)

【資料 1-2-10】 聖泉大学学則新旧対照表(平成 29 年 4 月 1 日施行)

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的及び教育目的の適切性に向けて、個性・特色の明示、法令の適合性、社会のニーズへの対応について、常に社会情勢の変化等を踏まえながら点検を行い、必要に応じて、使命・目的及び教育目的の見直し等を実施する。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3 の自己判定

基準項目 1-3 を満たしている。

(2) 1-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

【事実の説明】

本学の使命・目的及び教育目的の策定・変更については、学部教授会、研究科教授会、別科運営委員会、教育研究評議会にて審議を経て、学校法人聖泉学園が開催する理事会の承認を得ることとなっている。この策定・変更作業を通じて、大学の使命・目的及び教育目

的が改めて確認されており、役員、教職員の十分な理解と支持が得られている。【資料 1-3-1】

また、毎学期開催される全学集会（教職員全員が対象）において、理事長・学長がその挨拶の中でも言及しており、教職員の理解と支持を得ている。【資料 1-3-2】

【自己評価】

本学の使命・目的及び教育目的は、多くの機会をとおして役員や教職員に伝えられており、理解・支持されていると判断している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-3-1】 使命・目的及び教育目的の変遷

【資料 1-3-2】 全学集会開催状況

1-3-② 学内外への周知

【事実の説明】

大学の使命・目的及び教育目的は、大学案内、学生便覧、本学保護者機関誌「教育後援会会報」に明記しており、また、ホームページに掲載し、周知を図っている。【資料 1-3-3】～【資料 1-3-6】

また、学長の入学式、学位授与式などの式辞のなかで、入学生及び保護者に大学の使命・目的等を話し周知を図っている。

平成29（2017）年1月に大学開学30周年記念事業の一環として、学歌及びロゴマークを制定した。【資料 1-3-7】この学歌は、本学の理念が盛り込まれており、入学式、学位記授与式などの行事に斉唱し、認識を深めている。また、ロゴマークについても、「人間理解と地域貢献」という理念の基づいたブランドイメージを醸成すべく、本学のホームページ、大学案内、封筒などに掲載し、周知を図っている。【資料 1-3-8】

【自己評価】

様々な媒体や機会をとおして学内外に周知しており、本学の使命・目的及び教育目的は広く周知できていると判断している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-3-3】 聖泉大学案内（2017）

【資料 1-3-4】 学生便覧（2017）

【資料 1-3-5】 聖泉大学教育後援会会報

【資料 1-3-6】 本学ホームページ（情報公開：教育上の目的）

<http://www.seisen.ac.jp/intro/jyohokokai>

【資料 1-3-7】 聖泉大学教育研究評議会議事録（平成 29 年 1 月 10 日開催）

【資料 1-3-8】 聖泉大学 学歌及びロゴマーク

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

【事実の説明】

本学の使命・目的及び教育目的を実現するため、平成 27（2015）年度に策定した中期計画（経営改善計画）（平成 27 年度～平成 31 年度）には、教育研究組織の再編やカリキュラム改革などを掲げ、その内容は、本学の建学の精神と学則に明示された使命・目的及び教育目的を反映したものとなっている。【資料 1-3-9】

また、本学を構成する 2 学部（2 学科）、大学院研究科（1 専攻）及び別科（1 専攻）は、今までの 3 つの方針（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）を見直し、「3 つのポリシーの策定と運用に係るガイドライン」〔平成 28（2016）年 3 月〕と本学の使命・目的及び教育目的を踏まえて、3 つのポリシーが一体的で整合性あるものとなるよう、学部教授会、研究科教授会、別科運営委員会で検討し、教育研究評議会で決定している。【資料 1-3-10】

【自己評価】

中期計画（経営改善計画）及び 3 つの方針（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）は、本学の使命・目的及び教育目的を反映したもの判断している。

なお、この 3 つの方針は、少子化などの影響による厳しい環境の中、質の高い教育研究活動を継続していくために、常に環境に即応するよう見直していく。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-3-9】 学校法人聖泉学園経営改善計画(平成 27 年度～平成 31 年度)

【資料 1-3-10】 聖泉大学が掲げる 3 つのポリシー

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

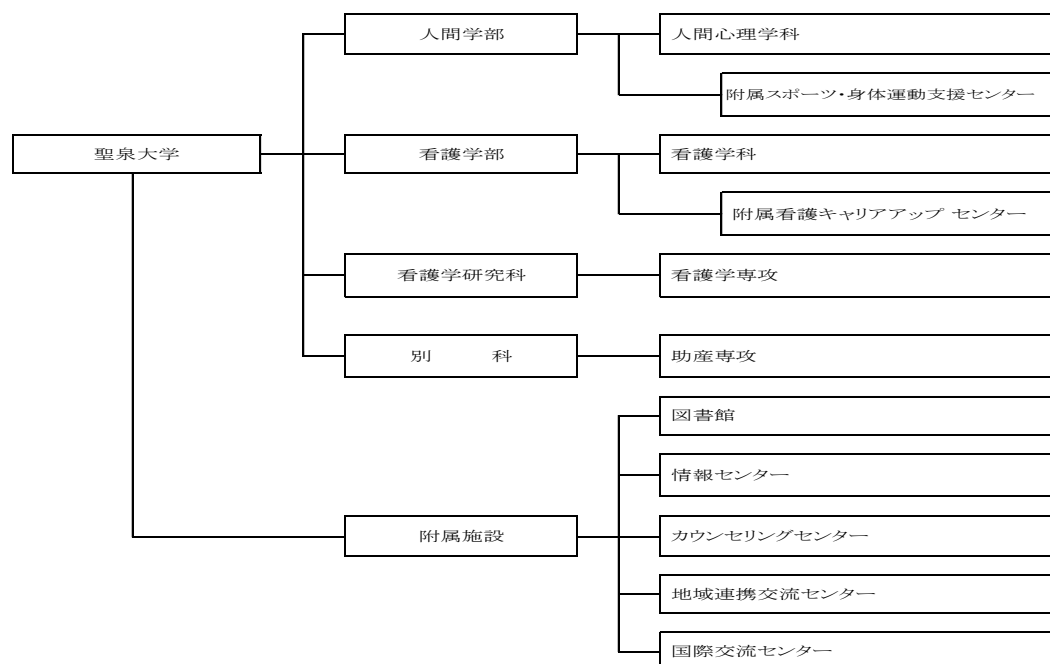
【事実の説明】

本学の使命・目的及び教育目的を達成するために、教育研究組織は、人間学部（1 学科）、看護学部（1 学科）、大学院看護学研究科（1 専攻）、別科助産専攻、全学共通組織である図書館、情報センター、カウンセリングセンター、地域連携交流センター、国際交流センターから構成されている。この構成は、本学の使命・目的及び教育目的を実現するためのものであり、その教育研究組織は使命・目的と整合している。本学の教育研究組織図を以下に示す。

【自己評価】

本学の使命・目的及び教育目的を達成するために、必要な教育研究組織が整備されていると判断している。

図 1-3-1 聖泉大学教育研究組織図



(3) 1-3 の改善・向上方策（将来計画）

使命・目的及び教育目的を達成するため、学部において、社会情勢や学生のニーズを把握するとともに、3つの方針を点検・見直しPDCAサイクルを確立していく。

平成27（2015）年3月末をもって本学は30周年を迎え、平成27（2015）年4月に看護学研究科及び別科助産専攻を開設したが、さらに、将来を見据えた中期計画（経営改善計画）を平成27（2015）年度から5ヶ年計画で策定しており、これに沿って、さらに改善・向上していく。

【基準1の自己評価】

本学の使命・目的及び教育目的は、簡潔かつ明確に学則において文章化され、3つの方針に反映されている。

使命・目的及び教育目的は、法令に適合しており、常に大学を取り巻く社会情勢、高等教育の動向の変化などを的確に把握しつつ、時代が求める人材育成を図るための教育の在り方や方向性について検討できる体制が構築されている。

また、使命・目的及び教育目的は、学則、大学案内、学生便覧、履修要項、大学ホームページなどにより、学内外に広く周知している。

さらに、平成27（2015）年度から5ヶ年間の中期計画（経営改善計画）を策定し、学長はじめ教職員が一丸となって取り組んでいるとともに、教育研究組織は、使命・目的等と整合性が図られている。

以上のことから、基準1は満たしていると判断する。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1の視点》

2-1-①入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-②入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-①入学者受入れの方針の明確化と周知

【事実の説明】

学部・学科、研究科、別科助産専攻は、学則に明記された大学の使命・目的及び教育目的を踏まえ、学校教育法施行規則の改正〔平成29（2017）年4月1日施行〕に沿って、明確にアドミッション・ポリシー定めている。また、それらのアドミッション・ポリシーは、学生募集要項、本学ホームページに明記し、学内外に広く公開し、周知を図っている。【資料 2-1-1】～【資料 2-1-4】

人間学部人間心理学科のアドミッション・ポリシー

人間学部は、心理学を基盤とした「人間に対する深い理解と、その理解に基づく社会・地域貢献ができる人材」の育成をめざし、そのためのディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを定めている。これらのポリシーに定める教育を受けるための条件として、以下に掲げる知識・技能や能力、目的意識・意欲を備えた学生を求めている。【資料 2-1-1】

- 1) 高等学校までの教育課程を幅広く修得している。
- 2) 高等学校までの履修内容のうち「国語」や「英語」、「数学」などの学習活動に真摯な態度で積極的に取り組んできた。
- 3) 心身の発達と健康、豊かな対人関係の構築、自他の充実した生活づくり、地域のスポーツ・文化の発展・創造・継承等の問題に対する関心と学修意欲を持っている。

看護学部看護学科のアドミッション・ポリシー

看護学部は、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに定める人材を育成するために、次に掲げる知識・技能や能力、目的意識・意欲を備えた人を求めている。【資料 2-1-1】

- 1) 人々の健康と生活、人を取り巻く地域・環境に関心を持ち、看護学に関する学習に意欲的に取り組める者
- 2) 看護学を学ぶ上で基礎となる主要教科の学力を有する者
- 3) 看護学を学ぶ上での基礎的なコミュニケーション能力を有する者
- 4) 将来、看護学の発展および地域社会に貢献しようと努力する者

- 5) 自らの健康状態や生活習慣に対する管理ができている者

看護学研究科のアドミッション・ポリシー

看護学研究科は、教育目的である看護における専門性の高い「実践力」「マネジメント力」「教育力」「研究能力」を有する看護実践リーダーとなり得る人材育成のために、以下に掲げる学生を求めている。【資料 2-1-2】

- 1) 看護学の基礎知識と総合的な学力を有し、豊かな人間性と高い探求心を持ち、自立的・意欲的に看護実践の向上に寄与できる者
- 2) 看護実践リーダーとなることを志向し、熱意を持って看護学や看護実践の発展に貢献できる者
- 3) 高い倫理観を有し、地域社会等に貢献する意志と責任感を有する者

別科助産専攻のアドミッション・ポリシー

別科助産専攻は、病院・診療所・助産所(院)等の助産実践現場及び地域において高度な知識・技術を備えた「助産力」を有する助産師を育成するために、以下に掲げるような学生を求めている。【資料 2-1-3】

- 1) 生命への畏敬の念を持ち、豊かな人間性を培うための努力ができる者
- 2) 助産及び女性のライフサイクル全般にわたる健康の維持増進に関心があり、問題解決への意欲がある者
- 3) 地域母子保健活動への意欲がある者
- 4) 探究心があり、自己研鑽できる者

【自己評価】

各学科・研究科・別科のアドミッション・ポリシーに基づき、入学者の受け入れ方針を明確に公表しており、受験生への啓発と周知が適正に行われていると判断している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-1-1】 学生募集要項 2017 (人間学部・看護学部)

【資料 2-1-2】 学生募集要項 2017 (看護学研究科)

【資料 2-1-3】 学生募集要項 2017 (別科助産専攻)

【資料 2-1-4】 本学ホームページ(アドミッション・ポリシー)

<http://www.seisen.ac.jp/nyugaku/policy>

2-1-②入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

【事実の説明】

- 1) 入学者の選抜方法

本学は、文部科学省高等教育局通知の「大学入学者選抜実施要項」【資料2-1-5】に則り、

「公正かつ妥当な方法によって、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的に判定する。その際、年齢、性別、国籍、家庭環境等に関して多様な背景を持った学生の受け入れに配慮する。あわせて、高等学校における適切な教育の実施を阻害することとならないよう配慮すること」を基本として入学者選抜にあたり、各学部のアドミッション・ポリシーに沿って選抜に必要な入試区分を設定し、それぞれの出願資格及び選抜方法を決定し、学生募集要項で公表している。平成29（2017）年度の学部・研究科・別科の選抜方法は以下のとおりである。学部・研究科・別科のいずれの入試区分においても、アドミッション・ポリシーに沿って、書類審査（調査書）、小論文、面接、学力試験等の結果を数値化して評価し、総合判定により選考している。

人間学部人間心理学科

平成29（2017）年度は、①AO入試、②公募制推薦入試（指定校推薦含む）、③スポーツ・地域活動推薦入試、④一般入試、⑤大学入試センター試験利用入試、⑥社会人入試、⑦外国人留学生入試、⑧3年次編入学を実施している。【資料 2-1-1】

- ①AO入試は、AO選考会を4回実施し、書類審査（調査書）に基づき選考している。
- ②公募制推薦入試（指定校推薦含む）は、人格・識見に優れ、高等学校長に推薦された者で、与えられたテーマについて自分の考えを記述する小論文、個人面接、調査書に基づき選考している。
- ③スポーツ・地域活動推薦入試は、人格・識見に優れ、高等学校長に推薦された者で、かつ競技スポーツに取り組んだ者又は地域活動に積極的に参加した実績のある者で、与えられたテーマについて自分の考えを記述する小論文、個人面接、調査書に基づいて選考している。
- ④一般入試は、英語、1科目選択（国語又は数学Ⅰ・数学A）により、学力試験を行い選考している。
- ⑤大学入試センター試験利用入試は、2教科2科目（国語又は英語必須）に基づき、各科目得点を換算による評価点により合否判定を行っている
- ⑥社会人入試は、満 21 歳以上の者で社会人活動や社会人経験（家事・家業従事を含む）を有する者で、個人面接を行い選考している。
- ⑦外国人留学生入試は、日本語能力試験N2 以上、日本留学試験「日本語」200 点以上、JテストC級以上の日本語能力試験に合格、もしくは相当の能力があると判断された者又は日本語能力 2 級の認定を受けた者で、個人面接を行い選考している。
- ⑧3 年次編入学入試は、大学に 2 年以上在学して、62 単位以上を修得した者、外国にいて学校教育における 14 年以上の課程を修了した者等で、個人面接を行い選考している。

看護学部看護学科

平成29（2017）年度は、①公募制推薦入試（指定校推薦含む。）、②社会人入試、③一般入試、④大学入試センター試験利用入試を実施している。【資料2-1-1】

- ①公募制推薦入試（指定校推薦含む。）は、人格・識見に優れ、高等学校長に推薦された者で、与えられたテーマについて自分の考えを記述する小論文、テーマに沿ってグルー

ブ討議による面接、調査書に基づき選考している。

- ②社会人入試は、満21歳以上の者で社会人活動や社会人経験（家事・家業従事を含む）を有する者で、与えられたテーマについて自分の考えを記述する小論文、志望理由に基づく個人面接、志望理由書により選考している。
- ③一般入試は、英語、1科目選択（国語又は数学Ⅰ・数学A）により、学力試験を行い選考している。
- ④大学入試センター試験利用入試は、「必須／国語（近代以降の文章）」、「必須／英語（リスニングは含まない）」（選択／「数学Ⅰ」「数学Ⅰ・数学A」「化学基礎＋生物基礎」「化学」「生物」から1科目選択）により、学力試験を行い選考している。

なお、平成27（2015）年度入試より、推薦入試においてはAO入試を廃止し、一般入試においても科目試験（英語必須、国語または数学選択）に変更した。また、一般入試、センター入試ともに面接を無くした。

さらに、平成29（2017）年度入試より、看護学部受験者に対して人間学部への併願ができるようにし、資料請求等の機会を拡大している。

看護学研究科

平成29（2017）年度は、小論文（専門科目）、面接（研究課題）、書類審査（個別出願資格審査申請書、個別出願資格用履歴書・業績一覧、学術論文又は学会・研究発表会抄録1編以上）の内容を総合して判定・選考している。【資料 2-1-2】

別科助産専攻

平成29（2017）年度は、①推薦入試、②一般入試を実施している。【資料 2-1-3】

- ①推薦入試は、滋賀県内の医療機関等に所属する看護師で、所属施設長の推薦を受け、推薦施設に復帰する者、大学等に在籍し、看護師免許取得見込みの者で、小論文、面接により選考している。
- ②一般入試は、小論文、専門科目（母性看護学・小児科看護学）、面接により選考している。

2) 入学試験の実施体制

アドミッション・ポリシーに沿って、時期を定めて複数回の入学者選抜を実施している。入学試験当日は、学長を本部長として組織する実施本部を設置し、入試委員長（学部長、研究科長、別科主任）を中心に適正に試験が行われている。【資料 2-1-6】さらに、試験監督を担当する教員には、入試実施要項・監督要項を配布し、公正に運営している。【資料 2-1-7】

また、一般入試の各教科の試験問題は、外部に委託している。学部の入試委員会、別科運営委員会が中心となって問題の程度、内容のチェックを行い、フィードバックを重ね作成している。小論文については、学部の入試委員会、別科運営委員会において独自に問題を作成し、精査・確定している。

加えて、全学入試委員会において、前年度の入試選抜の実施結果を踏まえて、次年度以降の入試選抜の方法及び学生募集活動の改善につなげている。【資料 2-1-8】【資料 2-1-9】

【自己評価】

アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜が公正にかつ適切な体制のもとに実施されていると判断している。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 2-1-1】 学生募集要項 2017(人間学部・看護学部)
- 【資料 2-1-2】 学生募集要項 2017(看護学研究科)
- 【資料 2-1-3】 学生募集要項 2017(別科助産専攻)
- 【資料 2-1-5】 平成 29 年度大学入学者選抜実施要項
- 【資料 2-1-6】 聖泉大学入学試験実施体制
- 【資料 2-1-7】 入試実施要項・監督要項
- 【資料 2-1-8】 聖泉大学入試委員会規程
- 【資料 2-1-9】 聖泉大学入試区分別入試内容の推移

2-1-③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【事実の説明】

過去 5 年間の全学（2 学部・大学院・別科）の入学定員の定員充足率は以下のとおりである。

学生定員の安定的な確保に向けて、学部入試委員会、全学入試委員会、広報委員会において、積極的な取り組みを進め、適切な定員管理に努めている。平成 26（2014）年度以降、入学定員割れとなっているが、毎年、徐々に増加しており、平成 29（2017）年度の定員充足率は 92.9%となった。

表 2-1-1 過去 5 年間(人間学部・看護学部)の2学部)の定員充足率の推移

年 度	入学定員	出願者数	入学者数	定員充足率(%)
平成25（2013）年度	155	346	159	102.6%
平成26（2014）年度	155	348	137	88.4%
平成27（2015）年度	155	316	125	80.6%
平成28（2016）年度	155	284	126	81.3%
平成29（2017）年度	155	372	144	92.9%

■学部

人間学部人間心理学科

人間学部人間心理学科は、過去 5 ヶ年間、入学定員を満たしておらず本学として最重要課題となっている。以下の推移表のとおり、平成 26（2014）年度以降、定員充足率が 70%を割る厳しい状況が続いている。平成 29（2017）年度は、75 人に対し 50 人で定員充足率 66.7%と増加に転じている。このような定員割れの状況に対して、①滋賀県内の

高等学校と連携・協定を進め、「心理学」に関心を持っている生徒を 1 年次生から 3 年次生に対して、定期的に出前講義を行う。②推奨する資格取得を心理系以外にも広げ、取得支援する。③リカレント枠増大のための広報活動などに取り組むことにより、入学者確保に努めている。

表 2-1-2 人間心理学科入学者の推移

区分	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)
入学定員	75	75	75	75	75
入学者数	65	54	50	39	50
定員充足率(%)	86.7%	72.0%	66.7%	52.0%	66.7%

看護学部看護学科

看護学部看護学科は、過去 5 年間の定員充足率は以下のとおりである。平成 27 (2015) 年度は、入学定員 80 人に対し 75 人で定員充足率 93.8%となった。この大きな要因は、後期試験合格者の歩留まり率が昨年より約 20%下がったことによる。平成 29 (2017) 年度は、80 人に対し 94 人で定員充足率は 117.5%である。

表 2-1-3 看護学科入学者の推移

区分	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)
入学定員	80	80	80	80	80
入学者数	94	83	75	87	94
定員充足率(%)	117.5%	103.8%	93.8%	108.8%	117.5%

■大学院

看護学研究科

看護学研究科は、過去 3 年間の定員充足率は以下のとおりである。本研究科は、平成 29 (2017) 年度入学者から看護基礎分野「看護管理学領域」を新設し、地域・精神保健看護学領域を「地域看護学領域」と「精神看護学領域」に分割した。その結果、平成 29 (2017) 年度は、6 人に対し 7 人で定員充足率は 116.7%となっている。

表 2-1-4 看護学研究科入学者の推移

区分	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)
入学定員	—	—	6	6	6
入学者数	—	—	6	6	7
定員充足率(%)	—	—	100.0%	100.0%	116.7%

■別科助産専攻

別科助産専攻（1年課程）は、平成27（2015）年度開設以降、入学者数は以下のとおりであり、定員充足率は100%である。

表 2-1-5 別科助産専攻

区分	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)
入学定員	—	—	10	10	10
入学者数	—	—	10	10	10
定員充足率(%)	—	—	100.0%	100.0%	100.0%

【自己評価】

入学者数については、年度によって、また学部・学科、研究科、別科によって入学者の増減がある。

定員を満たしていない人間心理学科を除き、全体的には、適切な入学者の受け入れが維持されていると判断している。人間心理学科の入学定員確保のため、更なる改善・努力を継続しなければならないと考えている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-1-10】 聖泉大学人間学部喫緊の課題－定員充足にむけて－

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

人間学部人間心理学科

入学者数は、平成26（2014）年度以降、上述のとおり、入学定員の確保は厳しい状況が続いている。積年の課題（定員未充足）からの脱却を如何に克服するかが今後の重要な課題と考えている。

このような定員割れの状況に対し、理事会では経営上の最重要課題として審議し、一定の水準の学生数をクリアすべく万全の体制で臨んでいくこととする。具体的には、高大連携・協定を着実に実施し、心理分野志望の高校生への広報を強化する。さらに、カリキュラムを見直し、実践活動を必修化するなど、受験生及び入学生にとって魅力ある学科として入学者数を増やすことに資する改革に取り組んでいく。

看護学部看護学科

平成27（2015）年度の入学者数が75人となった大きな要因は、後期試験合格者の歩留まり率が昨年度に比して約20%下がったことによる。今後とも定員未充足にならないよう定員確保に努め、近隣に競合校が増加していることから、ブランド力を高めるため、「心理に強い看護師・実践力の高い看護職の育成」を掲げ、特別奨学金制度による学力的に優秀な学生の入学を求める方策を工夫する一方、入学前教育の体制整備などを継続して行っていく。

看護学研究科

看護学研究科では、大学院で高度な専門的知識を学ぶことが、看護実践リーダーに繋がることを、病院、訪問看護ステーション、看護系教育機関などにPRする機会を設け、さらに本学の看護学研究科の修了生とも連携して適正な定員の確保に努める。

別科助産専攻

別科助産専攻では、オープンキャンパス、ホームページなどで、助産師の役割や魅力を伝え、適正な定員の確保に努める。

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2の視点》

2-2-①教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-②教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-①教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

【事実の説明】

本学の学部・学科、研究科のカリキュラム・ポリシーは、大学の使命・目的及び教育目的を踏まえ、学校教育法施行規則の改正〔平成 29（2017）年 4 月 1 日施行〕に沿って明確に定めている。また、学部・学科、研究科のディプロマ・ポリシーで掲げた能力を身に付けさせるため、それに基づき基礎から専門へと体系的に教育課程を編成している。また、それに応じたカリキュラム・ポリシーは、本学ホームページにおいて広く公開し、周知を図っている。【資料 2-2-1】

【自己評価】

本学では、教育目的を踏まえて、学部、大学院及び別科の教育課程の編成方針は明確に定められており、周知についても適切に行われていると判断している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-2-1】 本学ホームページ（情報公開：3 つのポリシー：カリキュラム・ポリシー）

<http://www.seisen.ac.jp/intro/jyohokokai>

2-2-②教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【事実の説明】

本学は、各授業科目がいかに連携して学修成果を達成しようとするのかを可視化し、各

授業とディプロマ・ポリシーとの関係・整合性を確保するため、カリキュラムマップを作成している。【資料 2-2-2】

学部・学科のカリキュラムマップは、授業科目の順位性、科目の水準、科目間の関連性を明らかにしている。これによって学修を達成するための体系的な教育課程が編成されている。

人間学部人間心理学科

【教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成】

本学部では卒業の認定・学位授与の方針に掲げる目標を達成するために、教養科目、キャリア教育科目、専門科目を体系的に編成し、講義・演習・実習を適切に組み合わせた授業を開講している。【資料 2-2-3】

人間学部の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

本学部の課程において、124 単位以上の単位取得と必修科目の履修等の条件を満たし、次のような能力・資質を備えた人物に学位を授与する。

- ①人間の多様性を理解し受け入れる能力（多様性理解）
- ②自律的で意欲的な態度（自律性）
- ③コミュニケーション力
- ④専門的知識・技能の習得
- ⑤地域や他者に能動的に貢献する姿勢（地域貢献性）
- ⑥問題発見・解決力

教育課程の編成

1) 教養科目

ディプロマ・ポリシーで挙げた 6 つの能力のうち、多様性の理解を主として担う科目を配置している（DP①）。

「教養科目」のうち「語学科目」は、国際社会のみならず地域社会に生きる外国人とのコミュニケーションを実現するための科目を配置している。グローバルな共通語である英語と、滋賀県とも関係の深い中国の言語である中国語を学ぶ。また、日本語で正確かつ論理的に文章表現する力を育成するための科目も配置している。

「情報処理科目」では、現代社会では欠かせないコンピュータを用いた情報処理の基本的スキルを獲得できるようにする。

「人文科学領域科目」「社会科学領域科目」「自然科学領域科目」「体育・健康領域科目」では、幅広い教養やさまざまな立場におけるものの見方の獲得を目的とし、現代社会における広範な問題の理解のための基礎的視点や考え方を学ぶ。

「留学生科目」は留学生を対象とした科目であり、留学生が日本で学び、深くコミュニケーションできるようになるための実践的日本語力の育成を目指している。

2) キャリア教育科目

ディプロマ・ポリシーで挙げた 6 つの能力のうち、自律性及びコミュニケーション力の育成を主として担う科目を配置している (DP②③)。

「キャリア教育科目」では、初年次教育を通して大学への適応をはかるとともに、社会に出てからのコミュニケーション・スキルを身につけるための科目を配置している。また、自分のキャリアについて自律的・主体的に考え、社会に向けて一歩踏み出す力を身につけるための科目を配置している。

3) 専門科目

ディプロマ・ポリシーで挙げた 6 つの能力のうち、専門的知識・技能の取得を主として担う科目を配置している (DP④)。

心理学および心を生み出す身体機構、心を取りまく社会についての基本的知識と技能を習得するため、「専門科目」を「基盤科目」「基幹科目」「展開科目」及び「展開関連科目」に分類し、1 年次から 4 年次まで段階的に配当・配置している。

4) 専門科目 (特殊演習・ゼミ・卒論)

ディプロマ・ポリシーで挙げた 6 つの能力のうち、地域貢献性及び問題発見・解決力の育成を主として担う科目を配置している (DP⑤⑥)。

「プロジェクト演習」では、心理学及び心を生み出す身体機構、心を取りまく社会についての知識と技能を活用するための実践的学修を行っている。また、「専門演習」では担当教員の指導を受けながら、これまでの活動や学修の集大成として卒業論文を作成している。

5) 就職・資格取得支援科目

人間学部は学生の学びの幅を広げるために、ここまでのカテゴリーに属さない科目も自由科目として設置している。

教育方法

1) 初年次教育

初年次教育の大きな狙いを課題解決型アクティブ・ラーニング実施の基礎となるチーム・コミュニケーション力と言語表現力の育成に置き、反復学習を重視した教育方法を実施している。

2) 専門科目

主体的な学びの力を高めるために、「専門科目」「特殊演習・ゼミ・卒論」を中心にアクティブ・ラーニングを取り入れた教育方法を実施している。

3) 学生による到達度の自己認識

卒業までに修得すべき汎用的能力を測定する検査を各年度末に行い、学修到達度 (成長した点と改善が必要な点) を明らかにしている。検査と合わせて、ゼミ担当教員との個人

面談を実施し、これまでの学修の振り返りや進捗状況を確認している。

図 2-2-1 人間学部 教育課程

年次	1年次	2年次	3年次	4年次
授業科目区分	教養科目	専門科目 展開科目		
		専門科目 展開関連科目		
			特殊演習・ゼミ・卒論	
	専門科目 基盤科目			
	専門科目 基幹科目			
	キャリア教育			

【教授方法の工夫・開発】

1) アカデミックライティング科目の導入

3 年次・4 年次で必修科目となる「プロジェクト演習」は、これまで学んできたことを活かしながら学外を含むフィールドで活動する科目である。そうした活動の内容をデータとしてまとめ、考察し、発表していくためにはライティングの能力が不可欠である。そこで 2016 年度入学生から、「アカデミックライティング A/B」(1 年次必修科目)を設置し、文章作成法や論理的思考力を鍛えるための問題演習を実施している。最初に前回の範囲の小テストを実施し、その後新たな範囲の例題解説から類題の演習、その場での採点、分からなかった箇所の質疑応答と応用問題の取り組みという、高校までの授業とよく似た流れで進行している。

2) 補習授業 (Grow-upWeek) の実施

人間学部では心理的にやや脆弱な学生がしばしば見られる。そうした学生は、大学の授業を理解する学力は十分有しながらも、調子の悪いとき (1 か月程度で収まることも多い) には教室に入れないなどの場合もある。また、単純に学力不足で授業についていくのが困難な学生もときおりいる。そうした学生たちを支援するため、2016 年 10 月より、毎月最終週 (月～金) の 6 限に自習室を開室することとした。学生たちにはこの 1 週間を Grow-upWeek という名称で周知している。

基本的には自分が欠席した回の課題があれば事前に貰いに行き、自習室にてそれに取り組むという形式で運営している。自習室には教員が 2～3 人待機しており、課題に関する質問があれば専門外の領域であっても一緒に考えるという方針で学生対応している。また、在室教員は学生の来室時間と取り組んでいた科目、内容の記録を取っており、教務課にて集計した後、人間学部教員に学生の来室状況について報告している。

3) アクティブラーニング型授業

アクティブラーニングにおける主体は、教員でなく学生である。教員による一方的な講義形式から、学生が主体の双方向的、多方向的な授業形式にシフトすることによって、授業時間が学生にとってより深い学びの機会となる。学生の能動的な学びを促すため、多くの科目でアクティブラーニングの手法を取り入れた授業を行っている。

看護学部看護学科

【教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成】

看護学部では卒業の認定・学位授与の方針に掲げる目標を達成するために、教養科目においては、人間理解及び人間を取り巻く社会と環境の理解に重点を置いた科目を配置している(DP①)。専門科目群では、人体の構造と機能、疾病の成り立ちや人のライフサイクルに応じた看護を実践的に学べるように「人間の心身と健康障害の理解」、「健康生活を支えるための看護」に関し科目を配置している。また、看護の本質である健康で豊かな生活を探求するために、生活者としての対象者を看護の視点からアセスメントする能力を身に付け、臨地実習において、その理論・技術の統合を図っている(DP②③④)。

看護学部の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

本学部の課程において、130 単位以上の単位取得と必修科目の履修等の条件を充たし、次のような能力・資質を備えた人物に学位を授与する。

- ①広く教養を身につけ、対象となる人や家族、地域社会が理解できる
- ②人々の健康について理解し、その予防や疾病・障害をもつ人々の健康を促進する能力が修得できる。
- ③個人や集団を対象としたコミュニケーション能力が修得できる。
- ④看護職としての基礎的能力と倫理観、看護を探究するための研究的能力が修得できる。
- ⑤社会人として必要な思考力、行動力、チーム力が修得できる。

また、臨地実習終了後に卒業研究に取り組むことにより、看護の基礎的研究能力及び研究的態度を培っている(DP④)。さらに、入学から卒業までの4年間を通して、社会人として必要な能力が身につけられるよう各学年にキャリア教育科目を配置している(DP⑤)。

【資料 2-2-4】

また、教育課程の編成、教育方法については以下のように方針を定めている。

教育課程の編成

1) 教養科目

教養科目では、看護の対象者のニーズを把握できる感性を培い、その対象者を生活者の視点で捉え、全体像を把握する基礎的な知識を身に付ける。そのため人間性の涵養、人間、健康、生活それを取り巻く社会・地域を理解し、さらに深い洞察力やコミュニケーション能力、論理的思考や問題解決能力の育成を学習内容として、科目区分を「人間の理解」「社会・地域の理解」「科学的思考の基礎」「語学」「保健体育」「キャリア教育」の6区分

とし、必要となる科目を配置している。

①「人間の理解」

看護は、人間を対象とする専門職であるため、人間の生命の尊厳と生き方、特に人間に対する深い洞察力やコミュニケーション能力の育成のための科目を配置している。

②「社会・地域の理解」

人間を取り巻く社会・地域を広い視点で学び、地域の特性や環境、現代的課題を認識するための科目を配置している。

③「科学的思考の基礎」

看護学に必要な科学的思考に基づく判断力、応用力の基礎的能力の育成のための科目を配置している。

④「語学」

今後、国際的に活動を期待される看護職者として必要となる基本的な外国語の科目を配置している。

⑤「保健体育」

看護職者として健康を高める考え方から健康づくりの方法として、運動の実践による体力向上を理解するための科目を配置している。

⑥「キャリア教育」

社会人として必要な社会人基礎力を習得するための科目（キャリア教育Ⅰ～Ⅳ）を各学年に配置している。

2) 専門科目

専門科目は、看護に必要な対象者の理解、看護学の理論と技術、そして実践を統合できる教育内容を位置づけ、看護師・保健師学校養成所指定規則の教育内容を踏まえた上で、基礎から実践まで、また、対象者の年齢や地域特性も考慮して、学生が看護学を実践的に学べるよう講義・演習・実習を体系的に学習することで、本学の教育目的を達成できる科目としている。

専門科目は、「人間の心身と健康障害の理解」「健康生活を支えるための看護」の2区分とし、「人間の心身と健康障害の理解」は、人間の構造と機能を健康な視点から理解し人間の健康を支えるために必要な人間性や深い洞察力を養うため、心理学関連の科目を多く配置している。さらに健康障害、健康と社会を医学的、統計的に理解するため、必要な科目を配置している。「健康生活を支えるための看護」は、地域のニーズを踏まえ、看護学の基礎的概念から地域の疾病状況や健康ニーズなどを分化的に学ぶため、「基礎看護学領域」「臨床看護学領域」「地域・家族・生活看護学領域」とした。そして、その理論・技術の統合を図るため、「臨地実習」及び「卒業研究等」を加え5領域を配置している。

①人間の心身と健康障害の理解

「人間の心身と健康障害の理解」は、正常な人体の構造と機能を理解する科目や、看護に係る疾病・障害の基礎を学習する科目を配置している。また、看護に必要な人間の心を理解する科目や、保健医療福祉に関する状況について広く学び、健康問題を社会や生活者の視点から理解し、地域看護の理解を深める科目を配置している。

②健康生活を支えるための看護

「健康生活を支えるための看護」は、「基礎看護学領域」「臨床看護学領域」「地域・家族・生活看護学領域」「臨地実習」「卒業研究等」の5領域としている。

ア 基礎看護学領域

人間を総合的に深く理解し、人々の健康生活を支えるための基礎看護学について学習する。看護の概念・健康の概念・人間と環境との相互作用について探求するため、看護学全般の基礎理論の学びの科目を配置し、エビデンスに基づき各看護領域に共通する基礎看護技術を習得するための科目を配置している。

さらに看護実践能力を高めることを主眼に科学的思考、判断力、看護アセスメント能力を育成する。また、災害時に必要な技術、心のケアを学ぶ科目や看護職者に求められる生死観を育み、知識・技術について理解する科目を配置している。

イ 臨床看護学領域

壮年期及び老年期の対象者の健康生活を支える看護活動を理解し、展開する能力を身につけるための科目を配置している。また、精神障害における精神の健康増進のための基礎的な知識・技術を身につけるための科目を配置している。

ウ 地域・家族・生活看護学領域

看護の対象となる子どもの成長発達や母性の特性、母子を取り巻く家族と社会を理解し、対象者への健康生活を支える看護活動を展開する能力を身につける必要がある。そのため、対象者の正常と異常の妊娠・出産・産褥及び新生児について学んでいる。そして、小児の発達段階に応じた日常生活の援助及び慢性疾患、急性疾患、発達障害をもつ小児の援助、その家族への看護援助の知識・技術を身につける科目を配置している。また、母子や家族のライフサイクル各期に応じた健康問題を理解し、健康生活を支援できる科目を配置し、地域看護、在宅看護への発展も視野に入れている。さらに保健行政を踏まえ地域で生活する人々とその家族を対象に実践的な看護ができることを目的に在宅での看護実践、看護技術を身につける科目を配置している。

エ 臨地実習

臨地実習は、先ず、学生の看護への動機付け及びモチベーションの向上のため、1年次前期に早期体験学習として基礎看護学実習Ⅰを行っている。2年次には、学んだ理論・技術を実践するため、基礎看護学実習Ⅱ、老年看護学実習Ⅰを実施している。3年次後期から4年次前期看護実践能力、特に看護アセスメント能力を身に付けることを目的として、分野別の臨地実習を行っている。

オ 卒業研究等

4年次には、これまで学んできたすべての看護領域から看護学の概念の再構築看護の基礎的研究能力及び研究的態度を培うために卒業研究に取り組んでいる。

教育方法

1) 初年次教育

初年次は、フレッシュゼミ、キャリア教育Ⅰにおいて、課題解決型アクティブラーニングの基礎および社会人基礎力の基盤となるコミュニケーション能力や論理的思考力の育成のために、小グループによる教育方法を実施している。

2) 専門科目

主体的な学びを高めるために、各領域の技術論Ⅰ、Ⅱにおいてアクティブラーニングを取り入れた教育方法を実施している。

3) 実習

少人数のグループで臨地実習を行い、一人一人に対する個別指導、グループ討議、プレゼンテーションを活用した教育方法を実施している。

4) 卒業研究

少人数を領域教員が担当し、ゼミナール形式、個別指導を活用した教育方法を実施している。

図2-2-2看護学部 教育課程

年次		1年次	2年次	3年次	4年次
授業科目の区分	教養科目	教養科目			
		キャリア教育科目			
	専門科目	専門基礎領域			
		基礎看護学領域			
		臨床看護学領域			卒業研究 地域統合実習
		地域・家族・生活看護学領域			
		臨地実習			

【教授方法の工夫・開発】

1) 少人数教育の実施

- ①1年次から4年次まで担任制をとっている。常に相談できる教員が身近にいる。
- ②小グループにベッドがあり、それぞれの看護技術演習には多くの教員が関与している。
一つひとつの技術を確実に習得するために、授業時間以外にも教員がついて行っている。
- ③5、6人を1グループとして、1グループごとに教員が付いて病院や老人ホーム（訪問ステーションはさらに少人数）で臨地実習を行っている。

- ④講義形式の授業に加えて、看護過程の展開には多大な時間をかけており、個人ワークの指導も十分に行っている。
- ⑤4 年次から始まる卒業研究ゼミは、小グループでまた個別に教員と卒業研究に必要な知識の習得から研究の実践を学んでいる。地域統合実習もゼミ単位で行っており、学生個々のテーマに基づいた実習を目指している。

2) 初年次教育の実施

入学直後からスタートする「フレッシュゼミ」を実施している。講義形式の授業とともに、小グループでの演習を中心に行っている。大学生活に早く慣れて、学業やクラブ活動、社会参加などを充実させることを目的としている。初めての大学生活で教員と一緒に考えたり教わったりしながら、仲間と学びあう楽しさを実感している。

3) 「キャリア教育Ⅰ～Ⅳ」の充実

平成 29 (2017) 年 4 月より、「社会人基礎力を身につけるために「キャリア教育Ⅰ～Ⅳ」(必修 1 単位)を各年次に配置している。社会人基礎力を 4 年間の大学生活の中で身につけていくための各年次にわたる平成 29 (2017) 年度は、最初の科目「キャリア教育Ⅰ」(必修 1 単位 1 年次)を開講している。授業では、PROGテストにより現在の自己のリテラシー力とコンピテンシー力を測定し、その後将来像を考え、目標設定を行う。学生が協力し合って、地域(彦根市)のなかでかで活動することを企画し実行する授業である。また、社会人基礎力は基礎学力の上に重ねていくので、基本的な読み解く力や考え書く力についても学ぶ。

看護学研究科

【教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成】

本研究科の教育課程は、看護学に関する高い専門的知識、技術と問題解決能力、基礎的素養を修得し、看護のリーダーとしての高い倫理性、豊かな人間性、社会性を涵養するために、基盤科目と専門科目で編成している。さらに専門科目は看護学共通科目と領域別専門科目で編成し、領域別専門科目の概論となる特論を看護学共通科目として選択できる。

【資料 2-2-5】

1) 基盤科目には、看護実践リーダーの基盤となるリーダーシップ論を必修科目として配置している。さらに、修士課程において専門科目の研究を深める上で必要な基盤科目として、研究方法論、看護理論や看護倫理、原書講読について学修する。なお、看護実践現場から入学する学生のために、研究方法論は、研究方法論Ⅰの研究のプロセスに関する理解、研究方法論Ⅱでは研究を進める上で基盤となる研究方法を置いている。また、原書講読Ⅰをベーシック編で必修とし、Ⅱはアドバンス編で選択制としている。専門看護師課程を将来設置することを視野に入れ、コンサルテーション論(2 単位)を設けている。

2) 研究分野では、看護基礎分野と様々な発達段階、健康段階にいる地域の人々と家族に対して、生活の質の向上を目的とした看護を提供するために、多職種と連携しリーダーシ

ップを発揮して支援できる能力を育成している。領域別専門科目は、看護基礎分野に看護ケア開発領域、看護教育学領域、看護管理学領域、看護実践分野には発達支援看護学領域、生活支援看護学領域、地域看護学領域、精神看護学領域の2分野7領域を置いている。

3) 領域別専門科目では、指導教員の指導により、講義及び演習を系統的に履修し、専門分野の研究能力を高めている。各領域の特論Ⅰ(2単位)はベーシック編とし、講義は看護学共通科目として、領域を横断して選択することから、専門領域の対象を理解するために必要な理論に重点を置いている。特論Ⅱ(2単位)はアドバンス編とし、専門領域の実践的側面の強化を目的とし、専門的な技術、研究方法に関する教育内容で構成している。専門領域の特論演習(2単位)は専門領域の対象を支援するための看護方策に重点を置き、理論的演習、フィールドワーク演習によって専門領域対象者の健康ニーズのアセスメント、課題を抽出し、特別研究におけるテーマの明確化・焦点化が図れるように導いている。特に、学部卒業生については、看護実践現場のイメージ化が図れるようにフィールドワーク演習を強化している。

4) 領域専門分野の特徴

看護基礎分野

- ①看護ケア開発領域では、日本や海外における看護ケアの実践知・経験知を科学的に検証しながら、臨床看護・在宅看護(コミュニティケア)に活用できる効果的な看護ケア方法を開発して、実践的看護ケアを体系化する。
- ②看護教育学領域では、看護基礎教育における実践的教育と看護実践現場における継続教育について、近年多様な背景をもつ看護職員及び学生に効果的な教育的関わりを考察し、実証研究により看護教育方法について探求する。
- ③看護管理学領域では、地域包括ケアシステムをふまえて、病院や地域等で質の高いサービスを提供できるよう看護管理の問題を追求する。看護管理の基盤となる諸理論を学び、組織を変革し発展をさせる研究・実践についての能力を探求する。

看護実践分野

- ①発達支援看護学領域では、子どもの出生から思春期に至る成長過程を理論的に学び、子どもの発達支援に関わる母親や家族も含め、子どもを取り巻く環境を広く理解し、多角的に分析できる能力を修得する。さらに、健康障害をもつ子どもと家族への効果的な看護実践について探求する。
- ②生活支援看護学領域では、様々な健康問題を持つ成人及び高齢者とその家族への看護を探求するための基盤となる考え方とケアのエビデンスについて理解を深め、看護実践現場における療養生活の支援、QOLの向上をもたらす能力について探求する。
- ③地域看護学領域では、地域看護学の対象とする人々や活動する場、基盤となる考え方やエビデンスについて理解を深め、多角的に分析し、教育、研究、実践に活かすことのできる能力を探求する。

④精神看護学領域では、精神保健の基礎となる精神障害者福祉制度や政策、精神障害者を取り巻く環境を理解し、地域における支援システムについて理解を深め、多角的に分析し、研究、実践に活かすことのできる能力を探究する。

【教授方法の工夫・開発】

看護学研究科の入学生は大半が、看護実践現場で管理職やスタッフ等である社会人で、地域社会で現役として活躍している。そのような学生の学修意欲を高めるため、担当教員は、一方通行の授業ではなく、ゼミ形式を採用しており、学生の意見を尊重し、現場の看護学的課題を表現しやすい環境を整えている。

また、担当領域の複数の教員の指導を受けることができ、学生が課題とする領域の専門家を非常勤として招く特別講義やオムニバス形式で広い視野で議論できる授業を導入している。

「研究方法論Ⅰ・Ⅱ」では、統計的処理技術が必要なため、学部で開催される「キャリアアップ講座」（県内看護職のキャリアアップの研究講座）に参加することを義務づけている。さらに、大学院FD研修を年1回開催し、主として質的研究（KJ法）の専門家を招いて、2日間の実践的質的研究の研修会を開催している。

加えて、地域・精神保健看護学特論Ⅱ（平成29年4月からは、地域看護学特論Ⅱと称す）では、フィールドワークとして、沖縄県にある読谷村役場等の地域・精神看護学を実践している地域で学習するという教授方法の工夫・開発をしており、各領域で、授業方法の工夫や開発を試みている。

別科助産専攻

【教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成】

助産師学校養成所指定規則における教育の基本的考え方、教育内容を踏まえ、助産学の理論と実践を融合する教育内容を展開するために、「助産学基礎領域」「助産学実践領域」「助産学実習領域」「助産関連領域」の4つの領域に区分している。さらに、助産学の基本的知識、技術の習得のみを目指すのではなく、助産実践現場及び地域において「実践力」、「助産診断力」、「研究能力」を培うことができるように構成している。【資料 2-2-6】

教育課程の特色

教育課程の主な特色としては、助産学に関する高い実践力（専門的知識、技術）を養うために「助産診断・技術学Ⅰ（妊娠期）・Ⅱ（分娩期）・Ⅲ（産褥期）・Ⅳ（ハイルスク）」の「Ⅱ・Ⅲ」の時間数を多くしている。また、関連職種との連携を深めるために産科医師・小児科医師とも協働した授業や演習を取り入れ、「地域母子保健演習」については、講義のみでなくフィールドワークの時間を多く取っている。

さらに、分析的思考を高め自己研鑽できる助産師の養成を目指し「助産学研究」を配置している。

1) 助産学基礎領域

この領域は、助産学の基盤として、生命への畏敬の念を持つ人間性豊かな人材を育成する

ため、5 科目（「助産学概論」「生殖の形態と機能」「ウィメンズヘルス論」「母性の社会心理学」「生命倫理」）を配置している。

2) 助産学実践領域

この領域は、助産学の中心となる「助産診断・技術学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」に区分し、妊娠・分娩・産褥・新生児の正常な経過の助産診断に基づき助産計画の立案と実施できる能力を主とする科目を配置し、演習を含めた学習を強化するために時間数を多くしている。

3) 助産学実習領域

この領域は、臨地における実習であり、助産学基礎領域、助産学実践領域の知識・技術を統合し実践する「助産学実習Ⅰ」「助産学実習Ⅱ」「助産学実習Ⅲ」を配置している。

4) 助産関連領域

この領域は、助産学に関連した幅広い科目を取り入れており、助産師として国・県の母子保健政策また国際的な母子保健活動を学び、広い視野で助産活動ができる人材を育成するため4科目（選択制）を配置している。

【教授方法の工夫・開発】

別科入学生の特徴として、大学教育修了生と専門学校教育修了生、臨地看護経験者と臨地看護未経験者など、教育経験と看護経験の違いがあるが、双方の高め合いを期待して、入学当初よりグループワークを多く実施している。

助産診断・技術学の授業・演習においては、特に具体的助産過程の展開をイメージしやすいよう模擬妊産婦役との関わりを体験するシミュレーション教育、ロールプレイング教育を取り入れている。

また、臨地実習においては、臨地指導者とともに教員が一人ひとりの学生に寄り添い、理解度及び到達度の確認及び指導を行い、きめ細やかな教育をこころがけている。

【自己評価】

学部、研究科、別科の教育課程は、ディプロマ・ポリシーを具現化するためのカリキュラム・ポリシーに基づき体系的に編成されていると判断している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-2-1】 本学ホームページ（情報公開：3つのポリシー カリキュラム・ポリシー） <http://www.seisen.ac.jp/intro/jyohokokai>

【資料 2-2-2】 カリキュラムマップ（人間学部・看護学部）

【資料 2-2-3】 平成 29(2017)年度履修要項・シラバス(人間学部)

【資料 2-2-4】 平成 29(2017)年度履修要項・シラバス(看護学部)

【資料 2-2-5】 平成 29(2017)年度履修要項(看護学研究科)

【資料 2-2-6】 平成 29(2017)年度履修要項(別科助産専攻)

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

ディプロマ・ポリシーの達成のために、体系的な教育課程をさらに改善するために、次の事項について推進していく。

- 1) 各学部のカリキュラムの再編やカリキュラムマップについて常に工夫改善する。
- 2) 大学では、アクティブ・ラーニング型授業の開発を促進する。
- 3) 学習管理システムを充実し、学生の学修成果を把握することにより、教授法の工夫・開発に取り組む。
- 4) 初年次教育について、主体的な学びを実践できるように更なる充実を図る。
- 5) 体系的な学修に資するべく「ナンバリング」を導入する。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【事実の説明】

本学における学修支援及び授業支援に関する事項は、教員と職員で構成している学部教務委員会で計画し、オリエンテーション、定期試験実施計画【資料 2-3-1】【資料 2-3-2】など協働して運営している。学部で調整がつかない事項は全学教務委員会で対応している。また、委員会の議題提案などは教務委員長と相談し協働で行っている。

学部においては、担任制を置き、退学、休学、授業に関することなど学生生活全般にわたって相談できる体制となっている。【資料 2-3-3】また、看護学部においては担任制に加えて、1 年次よりチューター制度を導入、全教員が 3～4 人の学生を担当し、学修及び学生生活に関し、必要な指導と助言を行っている。【資料 2-3-4】その他、科目担当教員は、シラバスにオフィスアワーについて記載し、実施時間・場所のほか、学修支援のための内容について周知しており、学生のさまざまな相談に当たっている。【資料 2-3-5】

学修支援及び授業支援に対する学生の意見の汲み上げとして、授業評価アンケートを実施している。授業評価アンケートの結果は、科目担当教員、学長、副学長、学部長にフィードバックし、教育方法（内容）の改善につなげている。【資料 2-3-6】

学修の支援の場として、図書館（蔵書検索、医中誌 Web の使い方等）、情報センター（ネットワーク支援等）、国際交流センター（英語研修などの支援）、地域連携交流センター（地域課題解決型授業、インターンシップなどの支援）があり、教職員が協働して、効果的な学修支援を行っている。【資料 2-3-7】【資料 2-3-8】

平成 29 (2017) 年 4 月より学習管理システム(manaba)を導入し、個々の学生の入学時から卒業までの一貫した学修記録の蓄積に取り組んでいる。学生は折に触れ自分の学修履歴を振り返り、教員は、この学修履歴を確認しつつ、きめ細かな指導が可能となる。【資料 2-3-9】また、入学予定者を対象に「入学前教育」として、合格発表後に推薦図書感想文などの課題を与えている。【資料 2-3-10】

さらに、心的支援等については、附属施設のカウンセリングセンターを中心に教職員が協働して、空間利用、面談・相談を行っている。【資料 2-3-11】

本学では「聖泉大学ティーチング・アシスタント規程」（平成29（2017）年4月に制定）に基づき、大学院生を活用すべく検討している。【資料 2-3-12】

退学を希望する学生に対しては、担任が面談し、退学希望理由（主な要因は、学力不足、人間関係、体調不良、経済的困窮、家庭の事情等）を探り、場合によっては保護者との面談も実施している。学生からの退学願を受けて、担任は当該学生や保護者に対して行った聞き取りを基に指導の経緯及び所見を提出し、学部教務委員会で分析し、退学防止策を協議している。【資料 2-3-13】

【自己評価】

教員と職員の協働並びにTAの活用による学修支援及び授業支援に関しては、概ね充実していると判断している。また、退学等への防止策については、課題としてより深く検討していく事項であると認識している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-3-1】 平成29年度オリエンテーションスケジュール

【資料 2-3-2】 平成28年度定期試験実施要項等

【資料 2-3-3】 平成29(2017) 年度担任一覧

【資料 2-3-4】 聖泉大学看護学部チューター制度実施要項

【資料 2-3-5】 平成29(2017)年度シラバス 抜粋（オフィスアワー）

【資料 2-3-6】 授業アンケート集計結果表(学部別・大学院集計)(2016)

【資料 2-3-7】 本学ホームページ（図書館）<http://www.seisen.ac.jp/fuzoku/library>

【資料 2-3-8】 本学ホームページ(情報センター) <http://www.seisen.ac.jp/fuzoku/joho>

【資料 2-3-9】 学習管理システム（manaba）導入計画

【資料 2-3-10】 入学前の学習課題について

【資料 2-3-11】 カウンセリングセンター利用状況

【資料 2-3-12】 聖泉大学ティーチング・アシスタント規程

【資料 2-3-13】 退学願について（所見）及び退学者防止のための具体的対策について

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

中途退学の防止のため、学生の退学の前兆をいち早くつかみ、適切な指導が行えるよう、学習管理システムに「出欠管理」を整備し、退学者、休学者及び留年者の抑制につなげていく。

さらに、学習管理システムで集められた学修記録などが学生への効果的な支援策に結び

つくよう、課題改善に向け、常にシステムを整備・検討する。

ティーチング・アシスタントの活用については、教育効果の観点から継続して実施していく。また、ステューデント・アシスタント活用の体制整備を検討する。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4の視点》

2-4-①単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-①単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【事実の説明】

■学部

学部・学科のディプロマ・ポリシーは、大学の使命・目的及び教育目的を踏まえ、学校教育法施行規則の改正〔平成29（2017）年4月1日施行〕に沿って、明確に定めている。また、それに応じたディプロマ・ポリシーは、履修要項、本学ホームページに明記し、学内外に広く公開し、理解を促している。【資料 2-4-1】

1) 単位認定（成績評価）

単位認定は、大学学則第 36 条に定められており、試験等を行い、合格した者に単位が与えられる。【資料 2-4-2】

成績評価は、原則として学期ごとに実施される定期試験によって行われる。基本的に再試験は行わないが、担当教員の許可が得られれば再試験を実施することがある。

また、成績評価基準等は、大学学則第 35 条に定められており、シラバス（授業計画）に各科目についての成績評価基準・方法を明示している。また、各学部履修規程に定められているとおり、「S」（100～90 点）「A」（89～80 点）「B」（79～70 点）「C」（69～60 点）「D」（59 点以下）「F」（評価しない）で行っており、評価は 100 点を満点とする評点によって行われ、60 点以上を合格、それに満たないものを不合格としている。【資料 2-4-2】【資料 2-4-8】【資料 2-4-9】

キャップ制については、大学学則第 34 条に定められており、各学部の履修要項において、1 年間又は 1 学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めている。

GPA 制度を導入し、学期ごとの学修及び学修指導に役立てているほか、卒業判定に活用している。【資料 2-4-2】【資料 2-4-8】【資料 2-4-9】

2) 進級要件

①人間学部人間心理学科

進級については、平成28（2016）年度入学生から、進級制度を導入し、単位の取得状況により進級できない場合がある。具体的には、2年次終了時に総取得単位数58以上、かつ

「心理学概論A」「心理学概論B」「心理学基礎演習Ⅰ」の3科目の単位がすべて取得できていなければ3年次への進級ができない。進級判定は教授会において行われる。【資料 2-4-8】

②看護学部看護学科

2～3年次への進級は各学年の最終の成績により判定している。特に3年次は臨地実習を控えていることからすべての専門科目を3年次前期までに履修しておく必要がある。また、4年次はすべての臨地実習に合格しない場合、地域統合実習および卒業論文に取り組むことができない。【資料 2-4-9】

3) 卒業要件

①人間学部人間心理学科

卒業要件（単位数）は、教養科目「語学科目・情報処理科目」12単位以上、人文科学・社会科学・自然科学・体育健康領域科目合わせて6単位以上、キャリア教育科目必修10単位、専門科目「基盤科目」10単位（必修8単位含む）以上、「専門科目」必修44単位、「特殊演習・ゼミ・卒論」12単位、計124単位以上を修得することとし、入学時からの通算GPAが一定の値を下回った場合は原則として卒業が認められない。【資料 2-4-6】

②看護学部看護学科

卒業要件（単位数）は、教養科目（人間の理解、社会・地域の理解、科学的思考の基礎、語学、保健体育、キャリア教育）20単位以上、専門科目「人間の心身と健康障害の理解」25単位（必修23単位含む）、「健康と生活を支えるための看護」85単位〔必修78単位（うち卒業研究4単位）含む〕計130単位以上を修得することとし、入学時からの通算GPAが一定の値を下回った場合は原則として卒業が認められない。【資料 2-4-7】

4) 卒業認定

卒業認定は、大学学則第42条に定められており、休学期間を除き、本学に4年以上在学し、所定の要件に沿って必要な単位を修得し、原則として、入学時からの通算のGPAが一定以上の者について、教務委員会、各教授会の審議を経て、学長が認定している。【資料 2-4-2】【資料 2-4-5】

■大学院

1) 単位認定

単位認定は、大学院学則第35条に定められており、試験又は論文審査に合格した者に単位が与えられる。

成績評価基準等は、大学院学則第36条に定められており、シラバス（授業計画）により、授業及び研究指導の方法・内容を明示している。また、成績評価基準は、履修要項に定められているとおり、「優」（80点以上）「良」（70点以上80点未満）「可」（60点以上70点未満）「不可」（60点未満）で行われている。【資料 2-4-3】【資料 2-4-10】

2) 進級要件

進級要件は定めていない。

3) 修了要件

修了要件は、所定の授業科目を 31 単位（基盤科目 15 単位以上、専門科目 8 単位以上、特別研究 8 単位）以上を修得し、かつ必要な研究指導を受け、「修士論文」を提出し、修士論文審査及び最終試験に合格することとする。【資料 2-4-10】

4) 修了認定

修了認定は、大学院学則第 41 条に定められており、研究科に 2 年以上在学し、所定の要件に沿って必要な単位を修得し、最終試験に合格した者について、研究科教授会の審議を経て、学長が認定している。【資料 2-4-3】【資料 2-4-5】

■別科

1) 単位認定

単位認定（単位数）は、別科助産専攻規程第10条に定められており、試験に合格した者に単位が与えられる。【資料 2-4-4】

成績評価は、原則として授業科目終了ごとに実施される試験によって行われる。また、成績評価基準は、履修要項に定められているとおり、「S」（100～90点）「A」（89～80点）「B」（79～70点）「C」（69～60点）「D」（59点以下）「F」（評価しない）で行っており、評価は100点を満点とする評点によって行われ、60点以上を合格、それに満たないものを不合格とする。【資料 2-4-11】

2) 修了要件

修了認定は、別科助産専攻規程第 8 条に定められており、休学期間を除き、本学に 1 年以上在学し、かつ所定の授業科目を 32 単位以上修得した者は、別科運営委員会の審議を経て、学長が認定している。【資料 2-4-4】

【自己評価】

単位認定、進級及び卒業・修了認定の基準は明確に示されており、教授会等において厳正に行われていると判断している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-4-1】 本学ホームページ（情報公開：3 つのポリシー：ディプロマ・ポリシー）
<http://www.seisen.ac.jp/intro/jyohokokai>

【資料 2-4-2】 聖泉大学学則

【資料 2-4-3】 聖泉大学大学院学則

【資料 2-4-4】 聖泉大学別科助産専攻規程

【資料 2-4-5】 聖泉大学学位規程

【資料 2-4-6】 聖泉大学人間学部規程

【資料 2-4-7】 聖泉大学看護学部規程

【資料 2-4-8】 聖泉大学人間学部履修規程

【資料 2-4-9】 聖泉大学看護学部履修規程

【資料 2-4-10】 平成29(2017)年度履修要項(看護学研究科)

【資料 2-4-11】 平成29(2017)年度履修要項(別科助産専攻)

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

単位認定、進級及び卒業・修了認定については、学則、学部等規程、履修規程、履修要項に詳細に規定しているため、学生に十分に理解できるよう配慮するよう、今後も継続していく。

個々の授業における単位認定に関わる評価方法・基準については、今後も厳正に適用し、ディプロマ・ポリシーに沿って、「何ができるようになるのか」評価基準の検討も含めた単位認定等に関する検証をさらに進めていく。

GPAについては、今後、学生への個別指導、修学指導、進級判定の基準として、さらに活用方法を検討していく。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5の視点》

2-5-①教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-①教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【事実の説明】

【教育課程内でのキャリア教育支援】

文部科学省「平成24年（2012）年度産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業・滋京奈地区を中心とした地域社会の発展を担う人材育成」事業に採択され、少人数教育が主となるPBLをできるだけ多くの学生に提供できるよう、教育課程内での社会的・職業的自立の関する指導を行っている。【資料 2-5-1】

また、文部科学省「平成26（2014）年度産業界のニーズに対応した教育改善・充実支援体制事業【テーマB】・インターンシップ等の取組拡大」事業に採択され、アクティブラーニング型の「社風発見インターンシップ」を実施し、インターンシップの拡大や質の向上に向けての取り組みを継続して行っている。【資料 2-5-2】

さらに、本学は、平成 27（2015）年度より、「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業」COC+の事業協働機関として参画している。COC+事業の最大の目的は、大学連携による地元志向を強めた教育プログラムを改革を進め、地元就職率の向上に取り組むことにある。平成 28（2016）年度から共通科目として「地域共生論」、「中期インターンシップ」、合同科目として「地域コミュニケーション論」を実施した。さらに地域貢献に特化したプロジェクト「近江楽座」を立ち上げ6大学で展開している。【資料 2-5-3】

人間学部人間心理学科

社会には教育機関である大学とは根本的に異なるルールあり、価値観がある。卒業までに、そうしたルールや価値観を身につけていくことも大学の中での重要な学びである。また、自分が社会の中でどのように生きていくかを考え、調べ、決定していくことも重要である。「キャリア教育科目」は、初年次教育を通して大学への適応を図るとともに、社会に出てからのコミュニケーション・スキルを身につけることを目的としている。また、自分のキャリアについて自律的・主体的に考え、社会に向けて一歩踏み出す力を身につけられることも目的としている。

図 2-5-1 人間学部のキャリア教育科目

科目区分	1年次		2年次		3年次		4年次	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
キャリア教育科目	キャリアデザインA		キャリアデザインB				就職活動	
	必修		必修					
					ジョブメソッド			
					必修			
			インターンシップA	インターンシップB	インターンシップA	インターンシップB		
			選択	選択	選択	選択		
	基礎ゼミA	基礎ゼミB	基礎ゼミC	基礎ゼミD				
	必修	必修	必修	必修				

看護学部看護学科

看護学科の教育課程は、卒業に要する単位取得が看護師・保健師それぞれの国家試験受験資格の取得につながっている。

平成 29 (2017) 年 4 月より、社会人として必要な社会人基礎力を習得するための科目「キャリア教育Ⅰ～Ⅳ」を各学年に配置している。具体的には1年次（キャリア教育Ⅰ）は早期施設見学、実習前の接遇講座、2年次（キャリア教育Ⅱ）はインターンシップ、先輩看護師(地域で活躍する看護師、保健師、助産師)からの講義、3年次(キャリア教育Ⅲ)は、インターンシップと施設管理者や専門看護師、認定看護師からの講義、就活支援、4年次（キャリア教育Ⅳ）は、学会や研修会、就職説明会への参加、国家試験後の支援、卒業前技術練習等も取り入れ、看護の専門性や生涯教育について考える機会とする。また、インターンシップを低学年から取り入れる効果は大きい。実習とは違った学びを得る、リアリティショックを防ぐなどの目的をもち主体的に行動する看護職の養成を目指している。

卒業後には、看護キャリアアップセンターにおいて、卒業生のフォローの機能をもたせ技術のスキルアップや研究指導、離職防止などの研修を企画している。

さらに、臨地実習は、図2-5-2のとおり、5, 6人を1グループとして、大学が所在する地域を中心に滋賀県内の病院や福祉施設、訪問看護ステーションなどの協力を得て、臨床指導者と教員によるきめ細やかな実習指導体制を整えている。

図2-5-2 臨地実習

1年次 (前期)	2年次 (前期) (後期)	3年次 (後期) ～4年次 (前期)	4年次 (前期)
基礎看護学実習Ⅰ	基礎看護学実習Ⅰ 基礎看護学実習Ⅱ	在宅看護学実習 精神看護学実習 小児看護学実習 母性看護学実習Ⅱ 老年看護学実習Ⅱ 成人看護学実習Ⅱ 成人看護学実習Ⅱ (慢性期) (急性期)	地域統合実習 地域看護学実習※

注) ※保健師希望者のうち選抜30名のみが実習する。

【教育課程外でのキャリア教育支援】

1) 進路・就職に対する支援

大学事務部の学生課（就職担当）は、学生のキャリア形成支援、就職活動支援、資格取得支援等の中心的組織であり、人間学部進路支援委員会、看護学部学生委員会と協議しながら学生の支援を行っている。【資料 2-5-5】【資料 2-5-6】【資料 2-5-7】具体的には、①ガイダンス、②就職活動対策、③筆記試験対策、④面接実践対策、⑤個人面談を支援している。そのうち人間学部の就職活動への支援については、早期から就職活動への意識を高めることに力点をおきながら、積極的に取り組む姿勢や意欲の向上を図るため、就職筆記試験対策講座、グループディスカッション対策講座、ビジネスマナー講座、面接対策講座などを実施し、学生への支援を行っている。【資料 2-5-4】

2) 国家試験対策

看護学部において、看護師・保健師の国家資格試験取得のための支援として、国家試験対策委員会を設置〔平成 27 (2015) 年 4 月設置〕し、国家試験対策講座、国家試験模擬テストや個人面談を実施している。国家試験申請手続、受験会場への宿泊等の支援など、学生の精神面を含めてサポートを行っている。【資料 2-5-8】

【自己評価】

教員・職員の協働による教育課程内外の支援体制は有効に機能していると判断している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-5-1】 聖泉大学地域力循環型キャリア教育プログラム報告書(平成 27(2015) 年 3 月)

【資料 2-5-2】 滋京奈地域人材育成協議会 学生×企業 交流会

【資料 2-5-3】 6 大学連携による COC+事業

【資料 2-5-4】 本学ホームページ（就職活動への支援）

<http://www.seisen.ac.jp/shinro/syukatsu>

【資料 2-5-5】 卒業後の就職状況

【資料 2-5-6】 聖泉大学就職ガイドブック人間学部(2018 版)

【資料 2-5-7】 聖泉大学看護学部就職ガイドブック(2017)

【資料 2-5-8】 2017 年度 4 年生国家試験対策の年間予定

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

本学においては、地（知）の拠点大学による地方創生推進事業「COC+」の事業協働機関としての参画を契機として、「地域共生論」を学部共通の地域志向科目（1 年次 必修）として開設することを検討し、早期に地元への意識、愛着を醸成することにより、アクティブラーニング形式の課題解決型授業につなげ、「地域に出向く」、「地域の課題に取り組む・提言する」という一連の流れのなかで地域志向の考え方を深めさせていきたいと考えている。

人間学部人間心理学科

産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備を継続し、特に本学の所在する彦根市や湖東地域の企業・地域団体との連携を一層強化していきたい。

また、平成30（2018）年度より開講する専門科目「プロジェクト演習 A～D」については、アクティブ・ラーニング型を活用した授業を実施し、学生の希望進路へとつなげていく。

看護学部看護学科

平成29（2017）年度からPROGテストをスタートし、1 年次からのリテラシー力とコンピテシー力の測定を積み重ね、4年間のキャリアプランを作成できるよう教育課程内でのキャリア教育を充実していく。さらに看護キャリアアップセンターにおいて、卒業生のフォローの機能をもたせ技術のスキルアップや研究指導、離職防止などの研修を企画し、支援事業を推進していく。

看護学研究科

長期履修生など学生個々のニーズに応じた相談・指導を受けやすい環境を整えていく。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況を点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 教育目的の達成状況を点検・評価方法の工夫・開発

【事実の説明】

■学部

1) 授業評価アンケート

教育目的の達成状況を点検・評価方法の工夫・開発について、人間学部・看護学部では、毎年2回、前期・後期末に授業評価アンケートを実施している。平成28(2016)年度前期より、全学FD委員会が中心となり、授業改善にさらに役立つよう各学部の授業評価アンケート項目を精査し、アンケート内容の統一化を図り、評価方法の工夫を行った。【資料 2-6-1】

授業評価アンケートは、全ての開講科目について実施し、担当科目ごとに授業評価アンケートを集計し、その結果を全科目担当教員にフィードバックし、授業内容や教育方法の改善に役立っている。【資料 2-6-3】

2) シラバス

人間学部・看護学部の各学科が提供する全ての科目において、シラバス（授業計画）に授業の到達目標、授業計画、成績評価の方法・基準（割合）を明記している。【資料 2-6-4】シラバスは学生に冊子として配布しており、初回の授業の際、学生に周知したうえで授業を展開している。成績評価の方法・基準により、前期、後期ごとに科目担当教員が評価を行っている。

3) 資格取得状況

看護学部においては、看護師・保健師の国家試験受験資格を取得できる教育課程を編成しており、その試験の合格をもって教育目的の達成状況の指標の一つとしている。国家試験対策委員会のもとに国家試験対策講座を開催し、年7回にわたり模擬試験を実施している。模擬試験の結果から学生の得点表を作成し、領域ごとに学生の学習到達度を確認しているとともに、ボーダーラインの学生に対しては、個別面談による指導を行っている。【資料 2-6-5】

4) 就職状況

学生の就職状況については、人間学部においては進路支援委員会、看護学部においては学生委員会が中心となって、学生一人ひとりについて就職活動の状況（進路希望、就活状況、内定状況等）【資料 2-6-6】のデータを教員と学生課が共有・把握して、状況により適宜就職ガイダンスなどの支援や学生個別の支援に反映できる環境が整っている。

5) 学修状況

出欠状況については、全科目担当教員が学生の履修科目について出欠確認を行っている。また、学期最初の1ヶ月時点で教務課より科目担当教員に出欠状況調査を実施している。また、GPA制度を活用し、個々の学生の学修指導や履修指導に利用するほか、卒業要件に平成27(2015)年度卒業生から、通算GPAを取り入れ厳格な成績評価と学生の学修支援に役

立っている。【資料 2-6-7】

学生個々のリテラシーとコンピテンシーの伸長を把握するために、河合塾とリアセック社が共同開発したPROGテストを導入し、学生の学修成果の状況把握を適切に行っている。【資料 2-6-8】

■大学院

看護学研究科において、大学院生に対して、毎年1回、前期・後期の必修科目と選択科目の授業評価アンケートを実施している。必修科目のアンケートは学部準じて実施し、選択科目のアンケートは、記述方式で実施し、教育内容・方法等の改善に役立っている。【資料 2-6-2】【資料 2-6-3】

【自己評価】

学生による授業評価アンケートを実施し、教育目的の達成状況を把握するよう努めている。これに沿って、その評価を科目担当教員に個別にフィードバックしている。教員個人評価制度に基づき、高い評価を受けた教員に対しては処遇に反映させている。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 2-6-1】 授業評価アンケート(学部用様式)
- 【資料 2-6-2】 必修・選択科目授業アンケート票(大学院用様式)
- 【資料 2-6-3】 授業評価アンケート集計結果表(学部別・大学院集計)(2016)
- 【資料 2-6-4】 シラバス作成要項(2017)
- 【資料 2-6-5】 模擬試験到達状況一覧(看護学部)
- 【資料 2-6-6】 就職活動状況
- 【資料 2-6-7】 GPA制度の活用
- 【資料 2-6-8】 PROGテスト

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【事実の説明】

本学の教育内容・方法及び学修指導等の改善に向けての取り組みは、FD委員会が中心となって実施している。

授業評価アンケートは、前期・後期末に実施し、数値化したアンケート結果は、科目担当教員に返却している。集計結果表には、項目ごとに学科の平均と自身の評価結果を比較できるようになっており、相対的にどの項目の評価が低いのか確認することができる。さらに、教員個人評価として、授業評価アンケート結果に基づき、特に改善の必要のある教員に対しては、学長等による面談を実施することとしている。この一連の取り組みを通して、科目担当教員は、授業内容や指導方法にフィードバックし、教育目的の達成に向けて改善を講じている。【資料 2-6-3】

また、平成 29 (2017) 年 4 月から学習管理システム(manaba)を導入し、入学後の学生の学修成果を把握することにより、学修指導に役立っている。【資料 2-6-9】

さらに、全学 FD 委員会、学部 FD 委員会において、教員の教育内容及び教育方法の改善を図るため、年 1～2 回 FD 研修会を開催し、研鑽の機会を設けている。【資料 2-6-10】

【自己評価】

授業評価アンケートの実施は、その結果を通じて科目担当教員は担当した授業を見つめ直し、教育内容・方法の改善のため、教員の研鑽のツールとして大きな役割を果たしている。また、FD 研修会の実施は、教育内容・方法の改善に大きな役割を果たしていると判断している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-6-3】 授業アンケート集計結果表(学部別・大学院集計)(2016)

【資料 2-6-9】 学習管理システム(manaba)導入計画

【資料 2-6-10】 FD 研修会実績一覧

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

授業評価アンケートについては、学部、研究科、別科ごとに全学で実施しており、さらに評価結果をフィードバックできる仕組みづくりを進めていく。

看護師・保健師の国家試験合格률을高めるため、模擬試験の成績下位の学生に対して、4 年次前期の早い段階で学修状況を把握し、教員のサポートによる重点的な学習指導を行っていく。

また、学生自身が受講する各科目とディプロマ・ポリシーとの関係を一層明確にし、教育目的の達成状況を把握するため、学習管理システム(manaba)及びルブリックを取り入れた評価を行い、学生にフィードバックすることで、学修を促していく。

2-7 学生サービス

《2-7 の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7 の自己判定

基準項目 2-7 を満たしている。

(2) 2-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-① 学生生活の安定のための支援

【事実の説明】

1) 学生支援の組織

学生サービス及び厚生補導のための支援組織としては、学部の学生委員会、全学学生委員会、学生課（事務組織）を組織し、学生支援を行っている。【資料 2-7-1】【資料 2-7-2】【資料 2-7-3】【資料 2-7-6(3 ページ)】

学生相談、健康相談等のための支援組織としては、学生課（事務組織）のほかカウンセリングセンター、保健室を組織し、適切に機能している。【資料 2-7-4】【資料 2-7-5】

2) 学生生活の支援

生活等の相談については、学生課を中心に、奨学金、学生保険、証明書発行等に関する各種サポート、アパートの斡旋やアルバイトの紹介などを行っている。

授業中や課外活動中の事故・怪我に備え、学生全員「学生教育研究災害障害保険」及び「学研災付帯賠償責任保険」に加入している。看護学部学生については、Will に全員加入させ実習中の万が一の感染事故等に備えている。

その他の支援としては、座席数 155 席の学生食堂及びラウンジに売店（文房具、パン等）を設置している。

また学生課には、留学生支援担当者を配置し、外国人留学生に対する各種生活相談やアパート・寮の斡旋を行っているほか、さまざまな奨学金による経済的な支援も行っている。

【資料 2-7-6(33～37 ページ)】

加えて、本学では学生の通学を支援するため、J R 稲枝駅と聖泉大学間にスクールバスを運行している。朝夕 2 便ずつ路線バスが運行されている。通常授業の際は運行時刻表（迎え 6 便、送り 5 便）の通りであり、学校行事がある場合や休業期間などは臨時運行となる。さらに、図書館の夜間開館終了（21：00）に合わせて、5 時限終了後もスクールバスを運行している。【資料 2-7-7】

3) 保健室

保健室には、学校医（非常勤）と学生課（保健室担当）の専任職員（保健師）を配置し、定期健康診断、健康相談、学内での負傷や急な発病時の臨機応急処置、看護学部学生に対する臨地実習機関への抗体検査の報告などを行っている。【資料 2-7-6(93 ページ)】

4) 奨学金の支援

学外奨学金の支援については、学生課が日本学生支援機構からの奨学金募集に対して、学生への告知と応募の取りまとめ等の業務を行っている。また、看護学部学生に対しては、医療機関からの奨学金制度、滋賀県看護職員修学資金貸与制度があり学生が利用している。

学内奨学金の支援については、高等学校での学業や入学試験での成績、競技スポーツの成績が優秀な学生に対してはスポーツ特待生として奨学金を支給している。加えて、看護学部においては、対象入試（一般入試前期・後期及び公募制推薦入試 A 日程・B 日程）の出願期間内に、出願書類とともに特別奨学金推薦書を提出（医療機関の奨学金などと併用可能）し、入学試験において優秀な成績をおさめた学生に与えている。また、生活困窮者のための奨学金制度も整えている。さらに、私費外国人留学生に対しても奨学金を支給して、勉学に励むことが出来るように経済的に支援している。【資料 2-7-6(36 ページ)】

5) 課外活動等の支援

本学には、学生が主体となって行う学園祭や球技大会等さまざまなイベントを企画立

案、実施する「学友会」や体育系クラブが7団体、文化系クラブが4団体、そのほかに同好会が2団体、総数13の団体が活動している。学生生活における一大イベントである学園祭を運営する学友会や学生が立案・運営する各種イベントの運営団体に対して、学生委員や学生課の職員が指導・支援している。また、認定クラブ・同好会に対して、大学施設の一部を部室として利用することを認め、活動の活性化を図っている。大学が認定するクラブ・同好会には、専任の教員が顧問として参加し、活動に対する指導助言を行っている。また、活動実績が顕著なクラブ・同好会については、「クラブ活動奨励金」として毎semester奨励金を支給している。【資料 2-7-6(73～76ページ)】

また、学生の在学期間中における学業・課外活動等において顕著な功績があり、他の学生の範となる学生に対して、学位記・修了証書授与式終了後に「学生表彰」を実施し、学生の学業・課外における積極的な活動を顕彰している。【資料 2-7-8】

6) 心的支援及び生活相談等

学生生活上の心の悩みやトラブル等に対する相談・指導・支援については、附属施設のカウンセリングセンターを中心に行っている。カウンセリングセンターでは、臨床心理士4人がカウンセリング業務（兼任）を行っている。相談件数は、平成25（2013）年331件（月平均約27件）で平成26（2014）年191件（月平均約16件）となり約4割減となった。その後、平成27（2015）年160件（月平均約13件）、平成28（2016）年196件（月平均約16件）と横バイ状況となっている。【資料 2-7-6(86ページ)】【資料 2-7-9】

また、ハラスメントについては、聖泉大学ハラスメント防止に関する規程を定め対応している。ハラスメントに関する支援体制については、オリエンテーション、学生便覧等で周知している。【資料 2-7-6(55～58ページ)】【資料 2-7-10】

【自己評価】

本学は小規模大学であることを活かして、入学時から学修相談、健康相談、経済支援、課外活動、クラス担任制、心的支援など、きめ細かな個別支援を行っている、一定の水準の学生サービスを行っている」と認識している。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 2-7-1】 聖泉大学人間学部学生委員会規程
- 【資料 2-7-2】 聖泉大学看護学部学生委員会規程
- 【資料 2-7-3】 聖泉大学学生委員会規程
- 【資料 2-7-4】 聖泉大学カウンセリングセンター規程
- 【資料 2-7-5】 聖泉大学学則
- 【資料 2-7-6】 学生便覧（2017）
- 【資料 2-7-7】 スクールバス運行表
- 【資料 2-7-8】 聖泉大学学生表彰規程
- 【資料 2-7-9】 カウンセリングセンター利用状況
- 【資料 2-7-10】 聖泉大学ハラスメント防止に関する規程

2-7-②学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【事実の説明】

学生生活全般に関する意見・要望については、個人が特定されずに自由に意見等ができるよう、ラウンジに意見箱を設置し、学生の意見をくみ上げている。寄せられた学生の意見・要望については、取りまとめた後、各委員会などに振り分けて対応を検討し、教育研究評議会に諮った上で、各意見に対して学生に返答する仕組みとなっている。直ちに実行できる意見・要望については改善策を実施し、解決することが難しい問題については、その理由と今後の見通しを学生に説明している。【資料2-7-11】なお、図書館においては、独自で利用に対しての意見箱を設置している。意見への回答は、館内の掲示版に掲示し、図書館利用の満足度を高める努力をしている。さらに学生図書委員を置き、利用や要望に関して意見をくみ上げている。【資料2-7-12】【資料2-7-13】

加えて、学生サービスに対する意見のくみ上げと改善に反映することを目的に学生満足度調査を実施している。学生から出された意見等については、関係の委員会及び部署等伝え、学生サービスの改善に反映している。【資料2-7-14】

【自己評価】

学生生活に関する全般的な意見・要望の把握とその検討結果の活用については、可能な事項については速やかに行っていると判断している。

【エビデンス集・資料編】

【資料2-7-11】 学生意見箱の内容リスト及び返答

【資料2-7-12】 図書館意見箱の内容及び返答

【資料2-7-13】 聖泉大学学生図書委員会内規

【資料2-7-14】 学生生活満足度調査（平成29年3月）

(3) 2-7 の改善・向上方策（将来計画）

学生生活の諸問題も複雑で多岐にわたることが予測できるため、これまで以上に支援体制を整備・強化していく。

経済的支援については、多岐にわたり整備しているが、引き続き奨学金の確保と、社会情勢が厳しいなか、経済的に困窮している学生の把握と、きめ細い経済的支援をより一層充実させる。

学生の健康管理については、保健室と連携を図り、健康に関する注意事項の一層の周知を図る。

学生の意見をくみ上げについては、学習管理システムの掲示版機能を活用し、これまで以上に広く学生の意見をくみ上げ、要望の把握や満足度の向上に寄与できるよう継続して改善していく。

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD (Faculty Development) をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8 の自己判定

基準項目 2-8 を満たしている。

(2) 2-8 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

【事実の説明】

本学は、2学部1研究科であり、以下の組織表（平成29年5月1日現在）のとおり、専任教員数は、大学設置基準に定められた必要専任教員数を満たしており、必要な各学部、研究科の教員数を確保し適切に配置している。

表2-8-1 聖泉大学専任教員組織表

学 部		専任教員数（現員）					設置基準上の必要専任教員数	助手	非常勤教員数
		教授	准教授	講師	助教	計			
人間学部	人間心理学科	6	6	5	1	18	10(5)	1	29
看護学部	看護学科	10	5	7	7	29	12(6)	6	40
大 学 全 体		—	—	—	—	—	10(5)	—	—
合 計		16	11	12	8	47	32(16)	7	69

注）（ ）内の数字は教授の数を示す。

表2-8-2 聖泉大学大学院の必要教員数と現員数

研究科・専攻		設置基準上必要研究指導教員数	設置基準上必要研究指導教員数及び研究指導補助教員数合計	研究指導教員数及び研究指導補助教員数合計	現員数			兼任教員数	非常勤教員数
					研究指導教員数	研究指導補助教員数	修士課程授業担当教員		
看護学研究科	看護学専攻	6	12	12	10	2	11	23	10

注）兼任教員数23人のうち、看護学部20人、人間学部3人が兼任教員

年齢別専任教員数は、31歳～40歳13人で27.7%、41歳～50歳10人で21.3%、51歳～60歳11人で23.4%、61歳～70歳9人で19.1%、71歳以上4人で8.5%となっており、31歳～40歳の27.7%が一番高い比率となっている。

表2-8-3聖泉大学 全学の年齢別専任教員数

学部	職位	71歳以上	66歳～70歳	61歳～65歳	56歳～60歳	51歳～55歳	46歳～50歳	41歳～45歳	36歳～40歳	31歳～35歳	26歳～30歳	計
人間学部	教授	1	2		1	2						6
	准教授			1				3	2			6
	講師					1			3	1		5
	助教							1				1
	小計	1	2	1	1	3		4	5	1		18
看護学部	教授	3	4		2	1						10
	准教授		1	1		1		1	1			5
	講師				2		3		1	1		7
	助教					1	1	1	3	1		7
	小計	3	5	1	4	3	4	2	5	2		29
計		4	7	2	5	6	4	6	10	3		47
助手							1	2	2	1		6

【自己評価】

年齢構成がやや高齢に偏りが見られるが、大学設置基準に定める教員数、教授数は確保しており、必要な専任教員を適切に配置している。

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD (Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

【事実の説明】

1) 採用・昇任

教員の採用・昇任は「聖泉大学教育職員人事規程」、「聖泉大学教育職員資格審査規程」、「教員の採用及び資格審査に関する申し合わせ事項（人間学部）」、「昇任（採用）に関する申し合わせ事項（看護学部）」に基づいて行っている。【資料 2-8-1】【資料 2-7-2】【資料 2-7-3】

教員の採用・昇任の発議は、学長又は学部長が行う。学長は発議のあった人事案件について、学部長及び法人事務局長と協議し、必要と認めた案件について、理事長に具申する。学長は、当該案件の取扱いについて、理事長と協議の上、学部教授会に附託する。学部長は、附託された人事案件は原則として公募とし、学部の資格審査委員会を経て、学部教授会で審議した結果を聖泉大学教員選考委員会（以下「選考委員会という。」）に報告する。選考委員会の審議を経て、学長は採用・昇任を決定し、その結果を理事長に報告する。理事長は、選考された採用等の人事を理事会に報告する。

なお、大学院授業担当教員の選考は、「聖泉大学大学院看護学研究科教員の選考に関する基準」に基づき、研究科教授会の審議を経て、学長が決定する。【資料 2-8-4】

2) 教員個人評価

平成25（2013）年度より毎年、教員個人の「教育面」、「研究面」、「地域・社会貢献面」及び「学内貢献面」の4領域について、全教員を対象に前年度の活動実績を「自己評価票」として取りまとめ、学部長を経て、学長に提出している。

学長は、教員個人評価を適正かつ円滑に行うために、全学教員評価委員会において、教員の自己評価票に基づき評価を行う。また、「教育面」の評価は、授業アンケートの評価結果を含めて評価するものとする。

加えて、学長は、極めて高い評価を受けた教員又は活動が特に十分でないと評価された教員に対しては、顕彰又は指導・助言等を行っており、被評価者へのフィードバックが図られる仕組みは整えている。【資料 2-8-5】

平成 28（2016）年 6 月の賞与から自己評価票及び授業アンケート評価の結果に基づき評価の高い教員に対して賞与を増額し、処遇に反映させている。【資料 2-8-6】【資料 2-8-7】

3) F D 活動

教員の資質向上や教育研究活動の改善、向上を図るため、全学F D委員会、学部F D委員会が中心となってF D活動を推進している。

全学F D委員会では、教務課と連携した、学生による授業評価アンケートを実施し、その結果は、教員にフィードバックしている。また、毎年1回講師を招き「全学F D研修会」を開催している。平成28（2016）年度は、3つのポリシーの策定を踏まえた、F D研修会を企画し、ループリック評価（学部のポリシーと授業到達目標の整合性）について理解を深めた。これに加えて、大学コンソーシアム京都の関西F D連絡協議会が企画している「F Dフォーラム」へも教員が積極的に参加できる体制をとっている。

また、学部F D委員会においても、年間計画を立ててF D研修会を実施し、学部のF D活動内容は、全学F D委員会の場において報告している。【資料 2-8-8】

【自己評価】

教員の採用・昇任等は、教員人事規程、資格審査規程に基づき、適正に実施している。また、全学・学部F D委員を中心にF D活動を展開し、教員の資質・能力の向上への取組をしていると判断している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-8-1】 聖泉大学教育職員人事規程

【資料 2-8-2】 聖泉大学教育職員資格審査規程

【資料 2-8-3】 教員採用および資格審査に関わる申し合わせ事項、昇任（採用）に関する申し合わせ事項

【資料 2-8-4】 聖泉大学大学院看護学研究科教員の選考に関する申し合わせ事項

【資料 2-8-5】 聖泉大学の教員個人評価に関する規程

【資料 2-8-6】 聖泉大学教員自己評価票（様式）

【資料 2-8-7】 教員自己評価票集計表

【資料 2-8-8】 F D研修会実績一覧

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【事実の説明】

本学においては、教養教育の授業を専門に担当する教員組織はなく、教養教育の責任主体は各学部となっている。カリキュラムに関わる事項は、各教授会で審議され、規則改正を伴うものは教育研究評議会において決定される。時間割振、教養科目担当者等の具体的運用は各学部の教務委員会において検討し、教授会の承認を得て実施している【資料2-8-9】【資料2-8-10】。ただし、看護学部の教養教育に含まれる「人間発達論」、「ボランティア論」、「スポーツ実技C」などの科目は、全学教務委員会において、合同科目（11科目）として、科目担当の人間学部教員と協議のうえ、時間割振、教室などについて調整している。【資料2-8-11】

本学学部の教養教育は、以下の通りの教養教育科目を配置して、豊かな人間性の涵養を目指して、教養教育を編成している。

人間学部では、平成29（2017）年度から教養教育科目区分の見直しを行い、「語学」「情報処理」「人文科学領域」「社会科学領域」「体育・健康領域」「留学生」の6区分とし、必要な科目（27科目）を配置している。

看護学部の教養教育科目区分は「人間の理解」「社会・地域の理解」「科学的思考の基礎」「語学」「保健体育」の5区分であったが、専門科目（4科目）の単位数を見直し、平成29（2017）年度から「キャリア教育」を加えて6区分とし、必要な科目（34科目）を配置している。【資料 2-8-12】

平成28（2016）年度から、建学の精神に基づく全学共通科目の新設を含めて、2学部（2学科）体制における本学が目指すべき教養教育の在り方について検討している。【資料 2-8-13】

【自己評価】

教養教育実施のための体制は、学部教務委員会と全学教務委員会が運営しており、絶えず、教養教育の在り方などについて協議・検討しており、教養教育の体制は整備されていると判断している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-8-9】 聖泉大学人間・看護学部教務委員会規程

【資料 2-8-10】 聖泉大学教務委員会規程

【資料 2-8-11】 平成29(2017)年度合同科目

【資料 2-8-12】 人間・看護学部の教養科目、キャリア教育科目

【資料 2-8-13】 聖泉大学全学教務委員会議事録

(3) 2-8の改善・向上方策（将来計画）

専任教員の年齢層のバランス是正については、若手教員の研修等を確実に進めるとともに、採用計画を検討する際に留意していく。

また、教養教育の実施体制については、全学教務委員会、学部教務委員会が中心となって、入学してくる学生の変化や社会のニーズを把握したうえで、必要とされる教育内容を継続して検討し、教養教育を充実させていく。

2-9 学修環境の整備

《2-9の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9 の自己判定

基準項目 2-9 を満たしている。

(2) 2-9 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

【事実の説明】

■校 地

本学の校地面積は 33,937 m²あり、大学の基準面積 6,400 m²を大きく上回り、ゆとりあるキャンパスとなっている。校地内には校舎以外に、運動場、人工芝グラウンド、テニスコート、体育館、クラブハウス、学生・教職員用駐車場及び駐輪場を設け、本館前の中庭部分は学生が集える空間として適切に整備・活用されている。【資料 2-9-1】

■校 舎

校舎面積は 10,266 m²あり、大学の基準面積 7,603 m²を満たしており、適切に整備・活用されている。校舎（本館）は、人間学部、看護学部、大学院及び別科の共用となっており、1 階は学長室、会議室、事務室、図書館、学生自習室、看護・別科実習室、2 階はコンピュータ室（第 1～4）、大学院生研究室、教員研究室、カウンセリングセンター、3 階は、講義室、中講義室、4 階は講義室、大講義室（座席数 252 人）、教員研究室、臨床心理実験室などが配置されている。また、看護棟（2 階建）には教員研究室、看護実習室、大学院講義がある。【資料 2-9-2】

表 2-9-1 校地・校舎基準面積

区 分	現有面積	左の内訳	用途	設置基準面積
校 地	33,937m ²	21,049m ²	校舎敷地	6,400m ²
		8,663m ²	運動場用地	
		4,225m ²	その他（駐車場）	
校 舎	10,266m ²	8,422m ²	校舎	7,603m ²
		1,844m ²	体育館・食堂	

■実習施設・設備

人間学部における専門的知識・技能の養成や自主的・集団的な学修・研究の充実のため、臨床心理実験室、心理実験室、行動観察室、記録・分析室を設けている。臨床心理実験室は、心理療法の 1 つである遊戯療法や音楽療法を実体験的に学習する実習室であり、箱庭

療法のセットなどが揃えられている。心理実験室は個別面談の実習や心理検査実習で利用する実験室で、生理心理学領域等の研究で利用することができる。【資料 2-9-3】

看護学部において、看護学を学ぶために最新の实習及び設備を完備している。基礎看護学実習室では、各ベットはカーテンで仕切られ、グループ学習が円滑にできるよう整備され、実践した技術をモニターで確認できる設備を完備している。成人・老年看護学実習室は、老年期特有の機能を理解できる疑似体験モデルを整備している。母性・小児看護学実習室では、新生児人形を使った沐浴や妊婦モデルが完備され、地域・在宅看護学実習室では、家庭を再現した演習室が完備されている。また、精神看護学演習室では、「こころ」を理解するための演習室を完備し、箱庭療法のセットを揃えている。【資料 2-9-4】

別科では、滋賀県内の実習病院において学生一人当たり正常分娩が10症例を経験させる必要があるため、分娩台、沐浴用具、実習モデル人形等を完備している。【資料 2-9-5】

■図書館

本学の図書館は、全面開架式で、延床面積 491 m²、閲覧席は 77 席である。国家試験対策など学生の学習環境を充実させるため、平成 25 (2013) 年度より、開館時間は午前 8 時 50 分から午後 21 時まで開館している。また、館内には、蔵書検索及びインターネット接続のために、学生用に無線 LAN パソコン (ノート型 15 台) を設置しており、開館時間中はいつでも利用できる。学習環境を充実させるため、平成 26 (2014) 年度に空調設備 (ガス式) の改修を行った。

平成 27 (2015) 年度より、聖泉大学において作成された研究・教育活動の成果を電子的に収集、蓄積、保存し、学内外に公開してくため、学術機関リポジトリの運用が開始した。平成 28 (2016) 年度に、図書館の資料管理を強化するため「ブックプロテクションシステム」が導入し、紛失資料が減少し、利用環境の改善が図れた。

平成 29 (2017) 年 5 月の時点で、図書館の蔵書は、60,134 冊所蔵し、その内訳は、和書 56,318 冊、外国書 3,816 冊である。その他にも学術雑誌 66 種 (うち外国雑誌 11 種)、視聴覚資料 1,371 点を所蔵している。また、データベースとしての電子ジャーナルは、医中誌、メディカルオンライン、最新看護索引 Web、CINHL with Full Text、その他 1 誌を保有し、図書館蔵書検索システム (OPAC)、電子ジャーナルなどさまざまなツールを相互にリンクさせるシステム (SFX) を平成 27 (2015) 年度に導入した。

また、図書委員会では、平成 27 (2015) 年度より、「図書館の活性化」を掲げ、「利用案内」、「図書館報 Seisenians」、「図書館アンケート」の見直しを行い、明るく利用しやすい図書館づくりに取り組んだ。

平成 28 (2016) 年度より、学生図書委員会を発足し、ラウンジに「図書館に対する意見箱」の設置、「学生選書」を行い、学生が主体的な活動が行えるようになってきている。

滋賀県内 12 大学・短大図書館の連携で、各大学教職員・学生がそれぞれの大学図書館を相互利用できる「滋賀県大学図書館連絡会共通閲覧システム」により、本学の図書館利用だけに留まらず、幅広い図書館の利用ができる環境にある。

なお、図書館の運営は、館長及び事務職員 3 人で管理・運営され、各学部から教員によって構成される「図書委員会」によって行われている。【資料 2-9-6】【資料 2-9-7】

■体育施設

体育施設としては、運動場、人工芝グラウンド（防球ネットを設置、フットサルコート 2 面を擁し、サッカーグラウンド 1 面としても使用可能）、テニスコート（オムニコート 2 面、ハードコート 2 面）がある。また、キャンパス内に体育館（トレーニングルーム併設）があり、バスケットコート 2 面、バトミントンコート 4 面、バレーコート 2 面をとることができる。【資料 2-9-8】

なお、体育施設の管理・運営は、庶務課が担当し、施設の維持・管理に努めている。

■情報センター

情報サービス施設については、情報センターが一括して管理・運営を行っている。情報センターは本館 2 階に設置されており、コンピュータ室を 4 室有している。コンピュータ室のうち、授業用のコンピュータ室（第 2～第 4 コンピュータ室）では「教育支援システム」を導入しており、教員用パソコンの画面を中間モニタに提示することで学生は教員の指示を画面で確認しながら授業に取り組むことができると同時に、教員は学生用パソコンの画面を確認する機能を使うことで、学生の状況を把握しながら授業を進めることを可能としている。第 1 コンピュータ室（常用席数 30 台）については学生の自主学習専用に開放しており、情報センター事務室で手続きを行うことで、開館時間内（月～金曜日午前 9 時～午後 6 時）であれば自由に利用することができる。また、利用者数が多く座席が足りない場合は、授業がない時間帯であれば、授業用コンピュータ室を貸し出して対応している。

情報センターではコンピュータ室のほかに、初期設定済のパソコンを教員研究室、大学院生室、図書館、主要教室、事務室に配置し、誰であってもスムーズに使用を開始できるようにしている。また、フォローアップも適時行っており、日常の利用に支障が生じる事態を低減させるようにしている。

学内のパソコンは、学内の主要施設に施設された学内 LAN を通してサーバー群と接続されており、各種サービスを利用することができるようになっている。また、学外とは SINET（学術情報ネットワーク）へ接続されており、学内 LAN に接続されたすべてのパソコンからインターネットの利用が可能となっている。

ユーザーの設定情報は Windows のドメイン環境において一括管理されている。パソコンの使用開始時にユーザー名とパスワードで認証を行うと、学内 LAN を通じて設定情報が送られ、どのパソコンであっても同じ環境で利用可能となっている。特に学生の場合、授業や自主学習の際に使用するパソコンが異なっても、ほぼすべての設定が同じ状態で利用でき、利用にあたって戸惑うことがないようになっている。

セキュリティの面では、ファイアウォールによりインターネットからの攻撃を防護するとともに、全てのパソコンに対してウイルス対策ソフトのインストールおよびウイルスパターンファイルの自動配布、Windows Server Update Service を利用したセキュリティホールに対するアップデートの集中管理を行い、学内専用ページでセキュリティ情報を提供するなどし、マルウェアによる被害が発生しないように備えている。

情報センターの組織としては、学内のネットワークシステムおよびコンピュータの整備・管理を行っている。メンバーは教員 1 人（兼任）、事務職員 2 人、臨時職員 1 人で構

成されている。インターネット用システムおよびイントラネット用ネットワークの保守・管理については、業務委託契約を締結し、作業を一部委託している。また、教学部門からの要望を受けたり、情報センターからの情報を伝達したりするために「情報センター委員会」を設け、定期的に会議を開催している。

平成 26(2014)年度には校舎内へ学内 LAN とは独立した無線 LAN を設置し、学内 LAN のセキュリティは保ちつつ、学生や教員が好きな端末でインターネットへアクセスすることができるようにし、教育研究環境を充実した。【資料 2-9-9】【資料 2-9-10】

■学生食堂と学生ラウンジ

学生食堂は、学生の飲食や雑談など自由にくつろげるスペース（席数 155 席）として設置している。平成 26（2014）年度には空調設備改修を行い快的空間を充実した。また、学生食堂は、外部委託し、定期的に委託者との協議の場（食事内容、衛生面等の協議）を設け運営していたが、平成 27（2015）年 10 月より、法人直営として運営している。

学生ラウンジについては、学生への掲示物や自動販売機を設置するとともに、平成 24（2012）年度に購買部を開設するとともに、学生が自由にくつろげるスペース（席数 60 席）として開放している。【資料 2-9-11】

■施設・設備等

本学の校舎は昭和 59（1984）年以降に竣工され、現行の耐震基準を満たしている。また、バリアフリーについては、本館（4 階建）にエレベータ、スロープ、身障者用トイレ、身障用駐車場を設置しており、概ねバリアフリーは実現している。

エレベータ、電気設備、空調設備、受水槽・高架水槽等の保守管理については、それぞれの専門業者と保守点検契約を結び安全性を確保している。【資料 2-9-12】

【自己評価】

校地・校舎については、大学設置基準に定められている面積を十分に満たしている。図書館、情報センターなどの学内施設・設備等については、教育研究活動を進めるうえで適切に整備して、有効に活用していると判断している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-9-1】 大学位置図及び校舎等配置図

【資料 2-9-2】 校舎平面図

【資料 2-9-3】 本学ホームページ（人間学部 実習施設・設備）

<http://www.seisen.ac.jp/gakubu/ningen/shisetsu>

【資料 2-9-4】 本学ホームページ（看護学部 実習施設・設備）

<http://www.seisen.ac.jp/gakubu/kanngo/shisetsu>

【資料 2-9-5】 本学ホームページ（別科 実習施設・設備）

<http://www.seisen.ac.jp/gakubu/bekka/shisetsu>

【資料 2-9-6】 本学ホームページ（図書館） <http://www.seisen.ac.jp/fuzoku/libray>

【資料 2-9-7】 聖泉大学図書館利用規則

【資料 2-9-8】 本学ホームページ(体育施設) http://www.seisen.ac.jp/life/campus_map

【資料 2-9-9】 本学ホームページ(情報センター) <http://www.seisen.ac.jp/fuzoku/joho>

【資料 2-9-10】 聖泉大学情報システム利用規則

【資料 2-9-11】 本学ホームページ(学生食堂とラウンジ)

http://www.seisen.ac.jp/life/campus_map

【資料 2-9-12】 施設設備の保守管理一覧

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【事実の説明】

■学部

人間心理学科の学生は、1年次 50 人程度であり、語学関係科目は 2 クラス、情報関係科目は 2～4 クラス、キャリア教育科目の「基礎ゼミ」は 1～4 クラスに分けて行っている。専門科目(選択科目)は、20～30 人程度のクラスサイズで実施している。

講義室の大きさは、専門演習を行う講義室20人程度から120人収容の講義室を用意しており、履修登録の学生数に応じて適切に運用している。しかし、120人を超える授業科目の場合は、252人を収容できる455講義室を使用している。

看護学科の学生は、1年次80～90人程度であり、原則として授業は1年次1開講で行っている。情報関係科目、スポーツ実技科目は、40人程度までの少人数クラスで実施している。臨地実習については、5、6人を1グループとして、病院や老人ホーム(訪問ステーションはさらに少人数)で実習を行い、1グループごとに教員を配置している。また、授業におけるグループワークは、講義形式の授業に加えて、看護過程の展開には多大な時間をかけており、個人ワークの指導も十分に行っている。さらに、3年次から始まる卒業研究ゼミについては、少人数制のグループごとに教員が配置され、教員の指導のもと、卒業研究に必要な知識の習得から研究の実践を学んでいる。地域統合実習もゼミ単位で行っており、学生個々のテーマに基づいた実習を目指している。【資料 2-9-2】【資料 2-9-13】

■大学院

看護学研究科看護学専攻の院生は、1年次 6 人程度であり、講義室は、看護学部棟 1 階共同研究室 101 (30 m²)、102 (30 m²) の 2 室で対応している。他に院生専用の研究室を本館 2 階に、自習室を兼ねて、3 室を整備している。研究室には、机、椅子、書架、パソコン、プリンターを配備し、学内 LAN やインターネットが利用できる環境を整備している。【資料 2-9-2】【資料 2-9-13】

■別科

別科助産専攻の学生は1年課程10人程度であり、別科専用の講義室301で授業を行っている。実習については、分娩台を置いた専用の実習室を用意している。【資料 2-9-2】【資料 2-9-13】

【自己評価】

授業を行う講義室の学生数については、教育効果を考慮した人数設定となっており、適切な管理がされていると判断している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-9-2】 校舎平面図

【資料 2-9-13】 平成29(2017)年度前期授業時間割及び受講人数一覧表(学部・大学院・別科)

(3) 2-9 の改善・向上方策(将来計画)

本学の体育館及び校舎本館は、建築後 25 年を経て、損傷が目立ち始めている。本館及び体育館屋根補修工事、本館玄関前の整備等を検討したり、キャンパスアメニティの充実と学内美化に必要な最小限の財源を確保して効率的に整備していく。

また、講義室のプロジェクターの更新を進めており、併せて、アクティブラーニングを展開できる授業環境を整えていく。

さらに学生が自主的に学習できる環境は、図書館、学生自習室(1室)のみとなっており、グループで学修できるスペースの確保について検討している。

【基準2の自己評価】

学生の受け入れについては、学部学科ごとにアドミッション・ポリシーを明確に定め、広く周知を図っている。また、アドミッション・ポリシーに沿って入学試験を適切に実施している。人間心理学科は、積年の課題(定員未充足)からの脱却を如何に克服するか重要な課題となっており、カリキュラム改革、学生募集広報活動の強化などを通して、入学人数を増やすことに資する改革に取り組んでいる。

教育課程及び教授方法については、教育目的に沿ったカリキュラム・ポリシーを定め、この方針により教育課程を編成している。また、両学部の各学科の特性に沿った教授方法の工夫に取り組んでいる。

学修及び授業の支援については、教員と職員が協働していくよう支援体制をとっており、オフィスアワー制、クラス担任制などの導入による学修支援により、きめ細かな指導を行っている。

単位認定、進級及び卒業認定については、学則、学部規程、履修規程、履修要項に沿って円滑に実施しており、適切に学修に関わる規程に則り厳正に運用している。

キャリアガイダンスについては、学生の自己実現のため、職業的自立を支援するキャリア教育、キャリア支援を行うための体制を整備している。

教育目的の達成状況の評価とフィードバックについては、学習管理システム(manaba)及びルーブリックを取り入れた評価を行い、学生にフィードバックしていくことで、学修指導の改善につなげている。

学生サービスについては、社会情勢が厳しいなか、経済的に困窮している学生の把握と、きめ細かな経済的支援を行っている。また、学生からの意見のくみ上げについては、意見箱等をとおして、学生サービス支援を担う関係部署の窓口において、積極的に学生の意見

等を把握するよう努めている。出席不良者、成績不振者への対応として、外見からでは判断が難しい場合などでは教職員による発見と支援が重要であり、担任制度の活用に努めている。

教員の配置・職能開発等については、大学設置基準に定められた必要専任教員数を満たしており、必要な各学科の教員数を確保し適切に配置している。教員の採用及び昇任は、教員選考基準を定め、公募により採用するなど厳格に実施している。

教育環境の整備については、大学設置基準に定められた校地及び校舎の基準面積を満たしており、運動場、人工芝グラウンド、テニスコート、体育館、講義室、実習室、図書館、情報センター、カウンセリングセンター、教員研究室、事務室など、教育目的を達成するために必要な施設を整備し、適切に管理運営されている。

以上のことから、基準2は満たしていると判断する。

基準3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1の視点》

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

【事実の説明】

本学の設置者である学校法人聖泉学園は、「学校法人聖泉学園寄附行為」（以下「寄附行為」という。）第3条に「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、人間に対する理解を深め、広く社会と地域に貢献できる人材を育成することを目的とする。」と明確に定めている。また、寄附行為第15条第12項では、「理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。」と規定し規律ある経営を担保している。【資料 3-1-1】さらに、組織の倫理・規律については、学校法人聖泉学園就業規則第2条に「職員は、この規則及び学園の諸規程を守り、教育目的の達成に努めなければならない。」とあり、第3条に「職員は学校創立の目的を深く理解し、常に職務を研究し、明朗にして澁澁たる気風をもってその職務に専念しなければならない。」と明確に定めている。【資料 3-1-2】これにより、法令を遵守し、私立学校としての公共性の高い教育機関として社会の要請に応える経営を誠実に行っている。

また、公益通報に関しては、「学校法人聖泉学園公益通報者保護規程」を定め、法令、寄附行為及び本学園の諸規程に違反する行為、又はそのおそれがある行為が現に生じ、又はまさに生じようとしている場合において、早期発見及び是正を図るために必要な体制を整備している。【資料 3-1-3】

さらに、寄附行為をはじめとする本学園諸規程及び聖泉大学学則をはじめとする学内諸規程は、教職員の情報共有のため、教職員情報フォルダーに掲載して、全教職員に公開している。【資料 3-1-4】

【自己評価】

本学園の経営は、教育基本法、学校教育法に従い、堅実に運営されている。また、私立学校としての教育機関に求められる公共性を高めるための規律と誠実性の維持の表明に関しては、適切であると判断している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-1-1】 学校法人聖泉学園寄附行為

【資料 3-1-2】 学校法人聖泉学園就業規則

【資料 3-1-3】 学校法人聖泉学園公益通報者保護規程

【資料 3-1-4】 教職員情報フォルダー（規程集）

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

【事実の説明】

学校法人聖泉学園は、寄附行為第 15 条に基づき理事会を設置し、学園の最高決議機関として、予算、事業計画及び事業報告書、寄附行為変更等の重要事項を審議し、確実な業務の遂行と目的実現に向け継続的に努力している。また、寄附行為第 18 条に基づく評議員会を置き、同第 20 条に定める事項を審議し、理事会の諮問機関として役割を適切に果たしている。【資料 3-1-1】

また、本学の経営の基本方針及び重要事項について審議することを目的として、経営会議〔平成 15（2003）年度設置 原則毎月開催〕があり、理事長が主宰し、理事会の議題に関する事項を中心に教学側の意見を吸い上げている。【資料 3-1-5】さらに、本学園の運営に関する基本方針及び重要事項について協議することを目的として、幹部会議（平成 27（2015）年度設置 原則月 2 回開催）を立ち上げ、諸課題及び理事会への議題整理等を行っている。【資料 3-1-6】

一方、日本私立学校振興・共済事業団による経営改善計画（平成 27（2015）年度から平成 31（2019）年度）を策定し、私立大学をめぐる厳しい環境を乗り越える努力を開始している。毎年、経営改善計画の実施状況の点検を行い、実施管理表を作成し、進捗状況を確認し、使命・目的の実現に向けての継続的な努力を行っている。【資料 3-1-7】

【自己評価】

使命・目的の実現に向けて取り組みが行われるよう、組織を整備しており、継続的な努力を行っているとは判断している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-1-1】 学校法人聖泉学園寄附行為

【資料 3-1-5】 聖泉大学経営会議規程

【資料 3-1-6】 学校法人聖泉学園法人・大学幹部会議規程

【資料 3-1-7】 学校法人聖泉学園経営改善計画（平成 27 年度～平成 31 年度）

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

【事実の説明】

法令の遵守については、学校法人聖泉学園寄附行為第 3 条に「教育基本法及び学校教育

法に従い」と規定している。聖泉大学学則及び聖泉大学院学則の第1条に「教育基本法および学校教育法の定めるところに従い」と規定している。【資料 3-1-1】【資料 3-1-8】【資料 3-1-9】

また、本学の学則及び学内諸規程は、学校教育法、同法施行規則、大学設置基準、大学院設置基準、私立学校法、私立学校振興法、学校法人会計基準等に従って制定しており、関係法令を遵守して本学園及び大学を運営している。

さらに法令改正や関係通達があった場合は、教授会、教育研究評議会、理事会を経て、遅滞なく適切に改正・制定している。【資料 3-1-10】

万一、法令の違反行為の早期発見及び是正を図るために、公益保護法に則り、学校法人聖泉学園公益通報者保護規程を定めており、必要な体制を整備している。【資料 3-1-3】

【自己評価】

学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守はなされていると判断している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-1-1】 学校法人聖泉学園寄附行為

【資料 3-1-3】 学校法人聖泉学園公益通報者保護規程

【資料 3-1-8】 聖泉大学学則

【資料 3-1-9】 聖泉大学大学院学則

【資料 3-1-10】 聖泉大学規程集 目次

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

【事実の説明】

1) 環境保全

本学では、快適な環境を提供するため、キャンパス内の清掃、樹木の剪定を定期的に行っている。また、省エネルギー策として、講義室・エレベータ内に節電を促すステッカーを貼り周知徹底している。【資料 3-1-11】加えて、キャンパス敷地内の全面禁煙に取り組んでいる。タバコには依存性があり、禁煙することは容易でないことから、全学学生委員会が中心となって、継続した禁煙教育をとおして禁煙者を減らすよう注意喚起している。【資料 3-1-12】

2) 人権への配慮

人権への配慮に関しては、聖泉大学ハラスメント防止に関する規程を定めており、キャンパス・ハラスメントの防止のための啓発活動として、毎年研修会を実施している。また、ハラスメントの事案が生じた場合の対策として、相談員を置き、常時、教職員、学生からの相談に対応できる体制を整えている。【資料 3-1-13】【資料 3-1-14】

個人情報保護に関しては、聖泉大学個人情報の保護に関する規程を定め、全学に個人情報保護の周知徹底を図り、適正な取扱いをするよう務めている。【資料 3-1-15】学生に対しては、入学時に配布する「学生便覧」に「個人情報の利用について」を明記し周知徹底を

図っている。【資料 3-1-16】

研究倫理については、人を直接対象とした研究のうち倫理上の問題が生じるおそれのある研究及び医療行為に対して、ヘルシンキ宣言の趣旨に沿った倫理指針に基づき、「人を対象とする研究倫理委員会」を設置し、研究実施計画の適否を審査している。【資料 3-1-17】

3) 安全への配慮

建物の安全性については、本学の校舎は昭和 59（1984）年以降に竣工され、現行の耐震基準を満たしている。学内施設内のバリアフリーについては、本館（4 階建）にエレベーター、スロープ、身障者用トイレ、身障用駐車場を設置しており、概ねバリアフリーは実現している。

危機管理全般については、聖泉大学危機管理規程を定め、本学において発生又は発生することが予想される災害、事件、事故等の様々な危機事象に迅速かつ的確に対処できるように危機管理体制を整備し、本学の学生及び教職員の安全確保に努めている。【資料 3-1-18】また、不測の事態に迅速に対応するため「緊急連絡網」を整備し、緊急事態発生時の円滑な情報伝達を定めている。【資料 3-1-19】

インフルエンザやハシカのような感染症の危機管理体制については、聖泉大学感染症対策委員会規程【資料 3-1-20】を定め、保健室が中心となり、速やかに対応している。また、何らかの要因で心室細動などによる心停止になった場合に対処するために自動体外式除細動器（AED）を大学校舎玄関前に設置し、緊急時に備えている。

学生、教職員が一体となって防災訓練（平成28（2016）年11月15日）を実施し、不測の事態に備えている。【資料 3-1-21】

日常の警備は、警備会社に委託しており、事故等の際の通報連絡も請負契約により対応できるよう体制を整備している。

【自己評価】

環境保全、人権、安全について、的確な配慮ができていると判断している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-1-11】 節電等の行動計画

【資料 3-1-12】 学生便覧（2017）（禁煙）

【資料 3-1-13】 聖泉大学ハラスメント防止に関する規程

【資料 3-1-14】 聖泉大学ハラスメント研修会

【資料 3-1-15】 聖泉大学個人情報の保護に関する規程

【資料 3-1-16】 学生便覧（2017）（個人保護）

【資料 3-1-17】 聖泉大学人を対象とする研究倫理委員会規程

【資料 3-1-18】 学校法人聖泉学園危機管理規程・聖泉大学危機管理規程

【資料 3-1-19】 緊急連絡網

【資料 3-1-20】 聖泉大学感染症対策委員会規程

【資料 3-1-21】 総合防災訓練及び避難経路図

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【事実の説明】

教育情報の公表については、学校教育法施行規則第 172 条の 2（教育研究活動等の情報の公表）で義務付けられた教育情報 9 項目をホームページ上で公開している。【資料 3-1-22】

財務情報の公表については、一般社会にもわかり易いよう、公表内容の掲載方法を工夫し、計算書類だけでなく、法人の概要、理事会・評議員会の開催状況、事業報告、事業計画、決算の経年比較、財務比率表を本学ホームページ上で公表している。さらに、学生の保護者宛ての会報誌（聖泉大学教育後援会会報）に財務状況の概要を報告している。【資料 3-1-23】

また、私立学校法第 47 条に基づき、財産目録、貸借対照表、収支計算書、監査報告書などの財務関係の書類を、利害関係者を対象として法人事務局事務室に常備し、閲覧できるようにしている。

【自己評価】

教育情報・財務情報は、適切に公表していると判断している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-1-22】 本学ホームページ（情報公開：教育情報・財務情報）

<http://www.seisen.ac.jp/intro/jyohokokai>

【資料 3-1-23】 聖泉大学教育後援会会報

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

学校法人として社会的使命を果たすべく、経営の規律と誠実性は保持していくが、18 歳人口が減少していく中、今後は社会ニーズを迅速に捉え、取り組むべき課題については、柔軟に対応していくとともに、環境保全、人権、安全への配慮については常に検証し、規則の見直しや情報公開の工夫・拡充していくことにより、社会からの信頼される大学となるよう努める。

3-2 理事会の機能

《3-2 の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【事実の説明】

学校法人聖泉学園の管理運営は、寄附行為第 15 条の規定により理事会が行っている。理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。また、理事長は、寄附行為第 11 条で法人を代表し、業務を総理する。

理事会の定数は、寄附行為第 5 条に 8 人と定められており、学長 1 人、評議員から 3 人、学識経験者から 4 人で構成される。理事のうち 1 人を理事長とし、理事総数の 3 分の 2 以上の議決により理事長を選任する。理事長の職を解任するときも、同様としている。

理事会は、「理事総数の 3 分の 2 以上の理事が出席しなければ会議を開き、議決することができない。」と規定されており、議決権の行使については、「出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。」とされている。【資料 3-2-1】【資料 3-2-2】

このように理事会は、学園の最高決議機関として、予算、決算、事業計画、寄附行為変更、学則変更等の重要事項に関する審議を行い、適切に運営されている。

現在、本学園の理事長は、平成 27（2015）年 5 月から学長が兼務しており、教学組織と理事会との関係は円滑かつ効率的になっている。

【自己評価】

理事、監事及び評議員の構成・役割は適正であり、戦略的に意思決定できる体制は整っており、適格に機能しているものと判断している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-1】 学校法人聖泉学園寄附行為

【資料 3-2-2】 平成 28（2016）年度理事会・評議員会の開催状況

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

私立大学を取り巻く環境は大きく変化しており、戦略的な意思決定には、最高決議機関である理事会の役割は極めて重要なものとなっている。

今後の理事会は、決定機関としての機能だけでなく、中長期的な視野に立ち、持続可能な経営を推進する機能も重要となってくる。各理事の役割を明確にすることで、社会情勢の変化に対応できる法人運営体制の構築を図っていく。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

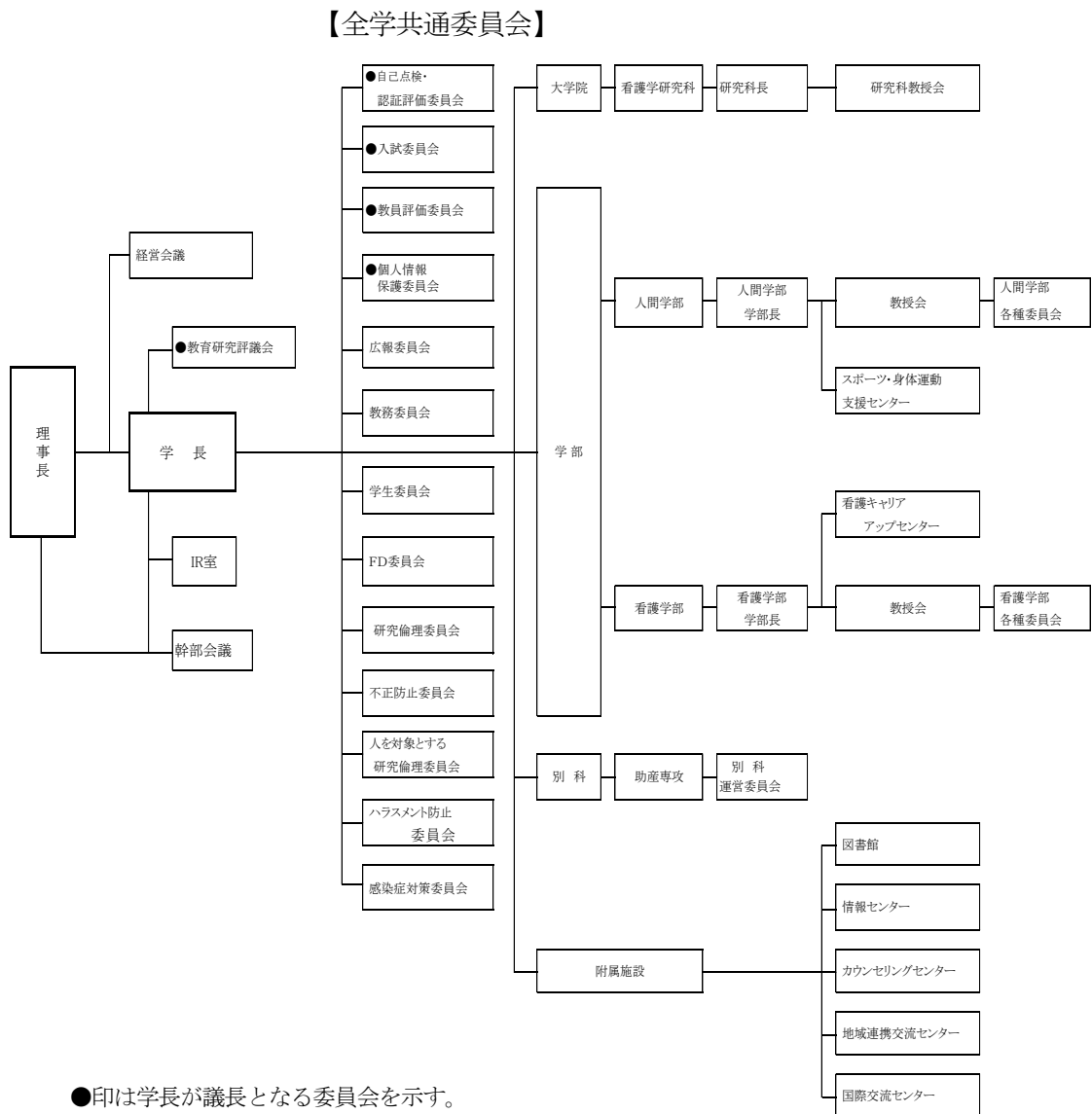
3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

【事実の説明】

本学の意思決定組織体制は、図 3-3-1（教育研究運営の組織体制）のとおりである。

平成 27(2015)年 4 月の学校教育法改正により、教授会及び研究科教授会の役割を大学学則及び大学院学則において明確化し、学長のリーダーシップを確立するとともに、学長と教授会は円滑に大学運営を行っている。学部・研究科教授会については、当該学部、研究科における「教育研究に関する事項」について審議（大学学則第 16 条第 3 項及び大学院学則第 14 条第 3 項）し、学長が決定している。【資料 3-3-1】【資料 3-3-2】【資料 3-3-3】【資料 3-3-4】【資料 3-3-5】

図 3-3-1 聖泉大学教育研究運営の組織体制



また、教育研究評議会は、最高意思決定機関として、学長が議長となり、本学運営上の重要事項の審議や教授会及び研究科教授会の審議事項を確認するとともに、全学共通委員会、附属施設の活動状況などが報告されている。【資料 3-3-6】

加えて、学長のリーダーシップの確立のため、平成 28（2016）4 月 I R 室を設置し、適切な情報を提供できる体制を整えた。【資料 3-3-7】

上述のとおり、本学の意思決定組織は学長の下で整備されており、意思決定の組織として十分に機能しており、校務に関する最終的な決定権が学長にあることも担保されている。

【自己評価】

大学の教育・研究に係る意思決定組織は適切に整備されており、その権限と責任を明確に規定し、その機能性は確保されていると判断している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-3-1】 聖泉大学学則

【資料 3-3-2】 聖泉大学大学院学則

【資料 3-3-3】 学長が定める大学の教育研究に関する重要事項（学長裁定）

【資料 3-3-4】 聖泉大学教授会規程

【資料 3-3-5】 聖泉大学大学院研究科教授会規程

【資料 3-3-6】 聖泉大学教育研究評議会規程

【資料 3-3-7】 聖泉大学 I R 室規程

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【事実の説明】

本学の学長は、平成 27（2015）5 月から本学園の理事長を兼務しており、大学運営を機能的にするという点では、適切なリーダーシップが発揮できる体制となっている。【資料 3-3-8】

学長が議長となる会議・委員会において適切に発揮されるほか、全学共通委員会の委員長及び附属施設の長は、学長が指名しており、重要な案件については、事前に方向性などが提示されるなど、リーダーシップを発揮している。【資料 3-3-9】

また、学長は、大学の重点目標や展望について、毎年 1 月、4 月に開催される全学集会において全教職員に直接伝え、教職員からの質疑を交え周知している。【資料 3-3-10】

このように、本学では、意思決定と業務執行において、学長のリーダーシップが適切に発揮できる体制となっている。

【自己評価】

大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップが発揮できる体制を整備していると判断している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-3-8】 学校法人聖泉学園法人・大学幹部会議規程

【資料 3-3-9】 聖泉大学規程集 目次

【資料 3-3-10】 全学集会開催状況

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

大学の意思決定の仕組みと学長のリーダーシップが発揮できる組織運営は整っているが、社会情勢の変化、スピードに合わせて、さらに学長の意思決定機能の改善・向上に取り組んでいく。

今後、IR機能の構築を図り、適切な情報を提供することにより、学長のリーダーシップがさらに発揮できる仕組みを構築していく。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4の視点》

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

【事実の説明】

大学運営を円滑に実施していくには、法人と大学（教学）は両輪であり、常に連携を適切に行うため、教学部門の学長（理事長兼務）、副学長、人間学部長（副学長と兼務）、看護学部長が理事として理事会に出席し、本法人の意思決定に教学部門の意見は反映される体制を構築している。また、理事会の運営方針は、本学教育研究評議会をとおして、教学部門に伝えられる組織となっており、教育研究評議会には法人事務局長が構成員として参画している。【資料 3-4-1】

大学の経営方針及び重要事項を審議するために「経営会議」を設置している。理事長が主催し、法人から、理事1名、法人事務局長、事務局次長、総務課長、教学部門から学長、副学長、学部長、学科長、事務部長、事務部次長、教務担当課長等が構成員となり、現場の教職員の意見を吸い上げている。【資料 3-4-2】

さらに、学校法人聖泉学園・大学幹部会議（平成 27（2015）年 9 月）を設置し、大学の将来計画、教育研究組織の再編等の基本方針などについて、迅速に取り組む体制を構築している。【資料 3-4-3】

加えて、法人事務局長が主催する常会を月 1 回開催しており、予算・決算報告など事務

上の重要な事項、連絡調整、主要事項についての伝達などが行われている。【資料 3-4-4】

【自己評価】

法人及び大学（教学）の各管理運営機関並びに各部門間の教学コミュニケーションは十分に図られており、意思決定は円滑に進められていると判断している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-4-1】 平成 28 年度理事会・評議員会の構成

【資料 3-4-2】 聖泉大学経営会議規程

【資料 3-4-3】 学校法人聖泉学園法人・大学幹部会議規程

【資料 3-4-4】 平成 28 年度常会開催一覧

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

【事実の説明】

法人の業務及び財産の状況を監査する機関として、寄附行為第 5 条の規定により監事（2 人）を置いている。同第 7 条により、評議員会の同意を得て、理事長が選任している。【資料 3-4-5】

本法人の監事 2 名は、それぞれ銀行や公益法人、公共機関等での財務・経理の豊富な経験を持った者が選任されており、年間を通して本法人の理事会及び評議員会に出席し、学校法人の業務の執行状況及び財務経理の状況・課題について、理事会に意見を述べている。

【資料 3-4-6】

評議員会は、寄附行為第 18 条の規定により評議員会（定数 17 人）を置いている。同第 20 条に規定される諮問事項（予算、基本財産の処分、事業計画、寄附行為の変更等）については、あらかじめ評議員会の意見を聞いている。また、評議員会は、同第 21 条に規定する意見具申等（法人の業務・財産の状況、役員の業務執行の状況等）を行っている。さらに、評議員の選考は、同第 22 条の規定により、適切に実施しており、定数に欠員はない。【資料 3-4-5】

【自己評価】

監事は、理事会及び評議員会に出席し、法人及び教学部門より情報を得て意見を述べている。また、公認会計士による監査において、事前チェックが行われ、法人と大学との相互チェック機能は保たれていると判断している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-4-5】 学校法人聖泉学園寄附行為

【資料 3-4-6】 平成 28 年度理事会・評議員会の開催状況

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【事実の説明】

寄附行為第 11 条には「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」とあり、

【資料 3-4-5】理事長は、聖泉学園の経営責任者として理事会をまとめ、法人を代表して業務を遂行しているほか、毎年1月、4月に全教職員に向けて全学集会を開催し、経営方針や大学の進むべき方向を示すなど、そのリーダーシップを発揮している。【資料 3-4-7】さらに、理事長は、入試、広報、教学に関わる重要な事項について、起案・報告書などの決裁をとおして、現状及び問題点を把握している。

学長は、教学の責任者として、教育研究評議会の審議を踏まえて、重要な事項について意思決定している。【資料 3-4-8】さらに、教学に関する日常業務においては、起案・報告書などの最終決裁者となっている。

このような体制により、それぞれが法人の運営及び大学の教育研究に関し、適切にリーダーシップを発揮している。

ボトムアップについては、学部教授会、研究科教授会、別科運営委員会及び各種委員会等が教員の意見等をくみ上げる組織として機能を果たしており、課題・問題点となっている事項については、教育研究評議会において、全学共通委員会の委員長及び附属施設の長より、報告を受けることで、大学の現状・課題を把握に努めている。【資料 3-4-9】

【自己評価】

リーダーシップとボトムアップは、本法人の運営及び大学の教育研究活動において、適切なバランスで運営されていると判断している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-4-5】 学校法人聖泉学園寄附行為

【資料 3-4-7】 全学集会開催状況

【資料 3-4-8】 聖泉大学教育研究評議会規程

【資料 3-4-9】 聖泉大学教育研究評議会議事録

(3) 3-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学の小規模大学の特色を生かし、法人と大学のコミュニケーションをより円滑にし、迅速な意思決定ができるよう、組織を見直し、質の向上に今後とも努力していく。教職員が学園全体のガバナンスを一層強化できるよう、SD活動を活発に行い、質の高い教育研究組織体制を構築していく。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5の視点》

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

【事実の説明】

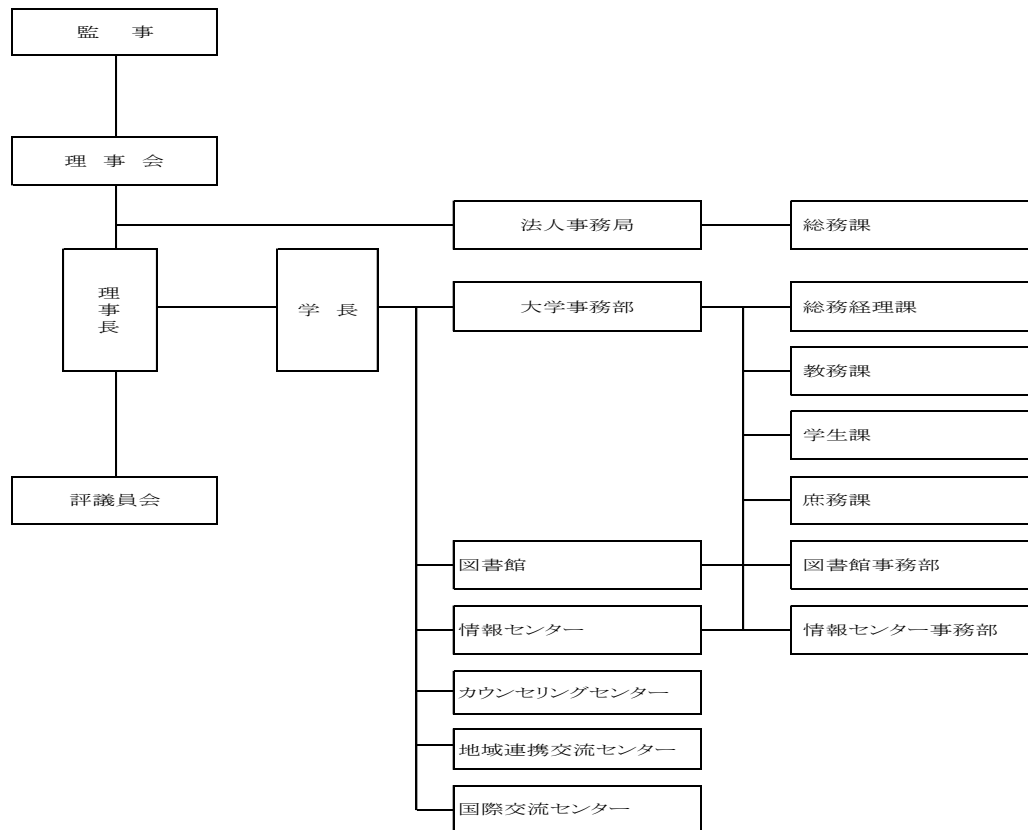
業務の効果的な執行体制としては、学園組織規程、大学事務部業務細則によって定められており、図 3-5-1 のとおり、法人が設置する学校の事務統括・調整を行う法人事務局と大学運営の事務処理を行う大学事務部で組織されている。【資料 3-5-1】【資料 3-5-2】

平成 29（2017）年 5 月 1 日現在の配置人員（大学事務部）は、専任職員 22 人（法人事務局兼務者 4 人含む。）、嘱託職員 11 人、臨時職員 12 人を適材適所に配置し、2 学部 2 学科 1 研究科 1 専攻、1 別科の学生支援と教育研究支援業務を行っており、適正な配置を行っている。なお、大学においては、事務部長が法人事務局次長を、事務部次長が法人事務局総務課長を兼務しており、職務を遂行する上で特に問題はない。

また、事務組織の見直しを含め、業務の洗い出しを行い、事務分掌を見直し、効率的な事務運営をおこなっている。【資料 3-5-3】

事務の遂行に必要な事務職員の確保や適切な配置については、平成 28（2016）年度から事務職員評価制度を活用し、人事管理の適正化を図っている。【資料 3-5-4】

図 3-5-1 事務組織体制



【自己評価】

学園の使命・目的を遂行するための柔軟な組織編成が可能な体制は整っている。また、各組織での権限と責任を明確にし、業務が効率的に行われるように、必要な職員を配置しており、適切に機能していると判断している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-5-1】 学校法人聖泉学園組織規程

【資料 3-5-2】 聖泉大学事務部業務細則

【資料 3-5-3】 事務分掌の見直し

【資料 3-5-4】 学校法人聖泉学園事務職員評価規程

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

【事実の説明】

業務執行の管理体制については、法人事務局長を議長とする常会（月 1 回開催）を通して、法人（理事会、評議員会の決議事項、報告事項）、大学内における重要事項について全事務職員に伝達・周知し、業務執行が機能的に遂行できるようにしている。【資料 3-5-5】

さらに、毎週月曜日に課長以上により、午前8時15分より、課長会を行い直面する課題や 1 週間の主なスケジュールを確認し合っている。その後、朝礼（事務職員全体）において、情報の共有化を図っている。

また、必要に応じて各課長等は、教授会等の下に置かれている各種委員会に加わっており、教職協働を確保するとともに、その決定事項は、各部署に遅滞なく伝えられ、適切に機能している。【資料 3-5-6】

【自己評価】

業務執行の管理体制は適切に構築されており、その機能性は確保しているものと判断している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-5-5】 平成 28 年度常会開催一覧

【資料 3-5-6】 平成 29 年度全学委員会等分担表

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【事実の説明】

大学の事務職員には、教員と協働して積極的に大学改革を進めていく力量が求められ、常に問題意識を持ち続け改善への提案ができる人材育成のための研修が必要であると認識している。大学設置基準の改正によるSDの義務化を踏まて、教員を含めたSD研修会を平成 28（2016）年 8 月（テーマ「社会・経済環境に即したタイムリーな大学創造について」）に開催した。【資料 3-5-7】

さらに、職場外研修については、それぞれの部署における業務に関連して経験年数、習熟度等を考慮したうえで、京滋地区月曜懇談会、滋賀県 10 大学学生担当課長会議、地域志向教育研究会報告会、教育 I R フォーラム（変革する大学）就職・キャリア支援担当者セミナー、資料保存研修等に積極的に参加させ、能力の開発と向上に努めている。【資料 3-5-8】

また、平成 28（2016）年度から事務職員評価制度を活用し、この評価結果は、勤勉手当の支給に反映し、適切に運用している。【資料 3-5-9】

【自己評価】

学内外の研修を実施し、職員に対して資質・能力の向上の機会を提供していると判断している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-5-7】 全学 S D / F D 研修会（平成 28 年 8 月 31 日開催）

【資料 3-5-8】 聖泉大学 S D 研修会参加状況一覧

【資料 3-5-9】 事務職員評価について

(3) 3-5 の改善・向上方策（将来計画）

業務の効果的な執行体制については、一部の事務組織においては少人数の部署もあり、教職協働を含めて組織編成の再編を検討する。

職員の資質・能力の向上については、学内での研修はもとより、学外研修会への積極的な参加を継続的に実施していく。

今後、教員を含めた S D 研修について、効果的かつ効率的な研修の構築に向けて取り組んでいく。

3-6 財務基盤と収支

《3-6 の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6 の自己判定

基準項目 3-6 を満たしている。

(2) 3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

【事実の説明】

本法人は、現状の経営の改善を図るために、財務の中長期計画として、日本私立学校振興・共済事業団の指導・助言の下、平成 22（2010）年度から 5 年間の「経営改善計画（平成 22 年度～平成 26 年度）」を策定した。【資料 3-6-1】現在は、平成 27（2015）年度から 5 年間の「経営改善計画（平成 27 年度～平成 31 年度）」【資料 3-6-2】を策定し、経営改善

に取り組んでいるところである。

平成 26(2014)年度以降、法人全体で基本金組入前当該年度収支差額はプラスに転じている。平成 28(2016)年度決算では、基本金組入前当該年度収支差額は、83,307 千円の収入超過となっている。【資料 3-6-3】また、日本私立学校振興・共済事業団の指標である「定量的な経営判断指標に基づく経営区分」ではA 3の段階となっている。

このような中であって、毎年度、事業計画【資料 3-6-4】及び予算書について、評議員会の意見を聴いたうえで理事会において決定している。また、決定した予算は、予算単位責任者のもとで、厳格な管理執行が行われている。【資料 3-6-5】

【自己評価】

経営改善計画に基づく適切な財務運営に向けて鋭意努力している。平成29(2017)年度の全学の定員充足率(表2-1-1 19ページ参照)は92.9%と定員割れとなり、安定した財務運営を確保し続けるためには、今より一層の努力により、学生納付金、補助金、寄附金などにより、適切な財務運営ができるものと認識している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-6-1】 学校法人聖泉学園経営改善計画(平成22年度～平成26年度)

【資料 3-6-2】 学校法人聖泉学園経営改善計画(平成27年度～平成31年度)

【資料 3-6-3】 事業活動収支の状況

【資料 3-6-4】 平成29年度事業計画

【資料 3-6-5】 平成29年度事業活動収支予算書

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【事実の説明】

本学が安定した財務基盤を確立するためには、財源(収入)の中心となる学生生徒等納付金を増やす必要があり、学生の確保が最も重要となっている。

基本金組入前当年度収支差額は、看護学部在完成年度を迎えたことにより、平成 26(2014)年度以降は改善がみられ、平成 28(2016)年度では 83,307 千円になっている。人間学部の入学定員の未充足は最重要課題となっているが、収支バランスのとれた安定した財務状況を目指し、無借金状態で財務運営を続けている。【資料 3-6-6】

収入面については、学生生徒等納付金以外の収入の増額に努めている。補助金収入については、平成 27(2015)年度「私立大学等経営強化集中支援事業(タイプA)」に採択され、引き続き、平成 28(2016)年度も補助金を獲得している。平成 28(2016)年度には「私立大学等改革総合支援事業(タイプ1)」及び「教育研究活性化設備整備事業」に採択され、補助金を獲得している。さらに、平成 27(2015)年度「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業 COC+」に事業協働機関として参加し一定の補助金を得ている。加えて、平成 27(2015)年度は、学園開学 30 周年にあたることから、聖泉大学開学 30 周年記念事業委員会を設置し、目標金額 1 千万円を掲げ、寄附金募集活動を行っている。【資料 3-6-7】

一方、科学研究費補助金については、研究活動の活性化に結び付くことから、毎年、積極的な応募を奨励し、獲得に努めている。平成 28(2016)年度は 17 件申請し、3 件採択さ

れた。【資料 3-6-8】

支出面については、経費の節減を継続的に実施するとともに、適正な予算編成と厳格な予算執行を進めている。【資料 3-6-9】

財政比率でみると、平成 23(2011)年度に開設した看護学部の教員採用により、人件費率が 74.5%と大幅に増加した。その後、右肩下がりで低くなっており、平成 27(2015)年度には 54.1%と、平成 28(2016)年度には 54.0%となっている。次いで教育研究経費が大きな割合を占めているが、本学の教育研究経費比率（教育研究経費／帰属収入）は、奨学金の見直しにより、平成 24(2012)年度 31.6%であったが、平成 28(2016)年度 27.4%と 5 年間連続して減少している。

一方、消費支出比率（消費支出／帰属収入）は、平成 24(2012)年度 112.2%であったが、平成 26(2014)年度には 96.1%となっている。その後、平成 28(2016)年度の基本金組入後収支比率は 96.0%となっている。【データ編 表 3-6】

学生募集活動の工夫・改善を行い、入学定員の充足を目指し、安定した財務基盤の確立に向けて強化している。【資料 3-6-10】

【自己評価】

平成 26（2014）年度に看護学部の完成年度を迎えたことにより、帰属収支差額は黒字となった。競争的環境のなか人間学部の学生確保が重要な課題となっているが、平成 28（2016）年度において、基本金組入前当年度収支差額は黒字となっている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-6-6】 消費(事業活動)収支計算書(平成 24 年度～平成 28 年度)

【資料 3-6-7】 聖泉大学開学 30 周年記念事業募金趣意書

【資料 3-6-8】 科学研究費補助金採択状況

【資料 3-6-9】 予算要求書、予算編成における留意事項及び予算額

【資料 3-6-10】 平成 28 年度決算（経年比較）及び主要科目の比較

(3) 3-6 の改善・向上方策（将来計画）

経営改善計画の進捗状況を常に点検・検証し、安定した財務状況を確保し続けるためには、今より一層の努力が必要で、学生の確保を最大の重要課題として取り組んでいく。

安定した収入確保には、学生学納金以外の民間等の学術助成金、科学研究費補助金、私学助成金などの獲得に向けて積極的に申請していく。

支出においては、常に総額人件費の抑制を念頭におき、経費節減に向けた取組を引き続き実施し、健全な財務基盤の確立を目指す。

3-7 会計

《3-7の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7 の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

(2) 3-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-① 会計処理の適正な実施

【事実の説明】

会計処理については、学校法人会計基準、学校法人聖泉学園経理規程、学校法人聖泉学園経理規程施行細則、学校法人聖泉学園旅費規程等に準拠して適正に行われている。【資料 3-7-1】【資料 3-7-2】【資料 3-7-3】

回議書（事前伺）により、決裁を受け、契約及び発注を行っている。金銭の支出及び収入を伴う書類や伝票は、所定の決裁手順をとおして、総務経理課において厳重なチェック体制を行っている。

本学は、予算単位（予算要望部署）ごとの予算書による執行を徹底しており、【資料 3-7-4】予算未計上の案件については、原則認めないこととしている。やむを得ない計画が生じた場合又はその他変更を必要とする場合は、予算措置を講じ、必要に応じて法人事務局長の承認を得るシステムになっている。

また、予算と著しくかい離がある科目については、補正予算を編成することになっているが、ここ数年補正予算は編成していない。

【自己評価】

学校法人会計基準等に基づき、適正に会計処理が行われていると判断している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-7-1】 学校法人聖泉学園経理規程

【資料 3-7-2】 学校法人聖泉学園経理規程施行細則

【資料 3-7-3】 学校法人聖泉学園旅費規程

【資料 3-7-4】 予算編成・執行上の内規事項（全体）

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【事実の説明】

本法人では、公認会計士による財務監査は、契約監査法人によって、学校法人会計基準に準拠して、毎年2ヶ月に1度の頻度で定期的に実施され、経理内容は常に精査されている。決算時は本監査までに数回にわたり事前のチェックが行われ、年度（4月～翌3月まで）の元帳と帳票書類及び計算書類等の照合を行うほか、本学園の管理運営に関する監査を行っている。【資料 3-7-5】

また、本法人の監事2名による監査は、年間を通して本法人の理事会及び評議員会に出席し、学校法人の業務の執行状況及び財務経理の状況・課題について、理事長等に積極的に意見が述べられている。決算時には、法人事務局によって特定日が設けられ、公認会計

士と監事が連携して合同監査を実施している。

これら監査法人の監査報告書及び監事の監査報告書は理事会に提出され、決算案を審議する際には、必ず監事によって今後の課題を含めた報告がなされている。【資料 3-7-6】

平成28（2016）年9月に、「学校法人聖泉学園内部監査規程」を整備し、理事長直属の監査委員会を設置し、学園の健全な運営を確保している。【資料 3-7-7】

【自己評価】

公認会計士及び監事による会計監査は厳正に実施されており、監査体制は十分に整備されていると判断している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-7-5】 監査契約書

【資料 3-7-6】 監査報告書(平成 24 年度～平成 28 年度)

【資料 3-7-7】 学校法人聖泉学園内部監査規程

(3) 3-7 の改善・向上方策（将来計画）

学校法人会計基準、本学園の経理規程等を準拠し、引き続き適正な会計処理を行う。会計監査については、公認会計士及び監事との連携を密にして、厳正な会計監査体制に取り組んでいく。また、内部監査規程に基づく監査委員会の設置により、さらに内部統制の充実を図っていく。

【基準3の自己評価】

学校教育法、私立学校法、大学設置基準等の関係法令を遵守し、寄附行為、法人・教学の諸規程に基づき経営の規律と誠実性は維持され適切な管理運営を行っている。

理事会の機能と大学の意思決定組織、学長のリーダーシップ等については、理事会において学則や諸規定を制定し、学長が大学を統督して管理運営に当たるなど法人と大学の連携は適切に行われている。

また、大学の意思決定は、学長のリーダーシップの下で、学部の各種委員会からの提案などをくみ上げる仕組みも整っている。

事務組織については、教育研究活動を支援するため、各部署において、業務が効率的に行えるよう必要な事務職員を配置し、事務職員の資質向上のための研修に積極的に参加させている。

近年の学部における学生納付金収入は減少傾向にあり、収支バランスに影響が出ており、近隣の競争環境の厳しい状況を見据え、安定した財務基盤の確保に向けて、学生を安定的に確保できるよう全学挙げて取り組みを強化している。

会計処理については、諸規程に則り適切に実施している。監事による業務監査及び会計監査並びに内部監査について諸規程に則り厳正に実施している。

基準4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

【事実の説明】

本学学則及び大学院学則第2条第1項に「本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を広く周知を図ることができる方法によって、積極的に公表するものとする。」と定めている。【資料 4-1-1】【資料 4-1-2】これに基づき、聖泉大学自己点検・認証評価委員会規程を定め、自己点検・評価を円滑に実施するため、自己点検認証評価委員会を設置し、日本高等教育評価機構の対象評価項目に沿って、自己点検・評価に関する事項を審議し、自己点検・評価を行っている。【資料 4-1-3】

【自己評価】

大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価を実施できていると判断している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-1-1】 聖泉大学学則

【資料 4-1-2】 聖泉大学大学院学則

【資料 4-1-3】 聖泉大学自己点検・認証評価委員会規程

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

【事実の説明】

本学の自己点検・評価は、本学人間学部開設時〔平成 15（2003）年 4 月〕に聖泉大学自己点検・情報公開委員会規程を定め、平成 21（2009）年 4 月に聖泉大学自己点検・認証評価委員会規程【資料 4-1-3】に改正し、これに基づき、学長の下に自己点検・認証評価委員会を設置し、本学の教育研究水準の向上を図るため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を実施する体制をとっている。【資料 4-1-4】

自己点検・認証評価委員会は、学長を委員長として、副学長、学部長、研究科長、学長が指名する者、法人事務局長、事務部長、その他学長が必要と認めた者より構成され、①

自己点検・評価の基本方針に関する事項、②自己点検・評価の実施に関する事項、③自己点検・評価に関する報告書の作成及び公表に関する事項を任務とし、適切に運営している。

【自己評価】

本学の自己点検・認証評価委員会が中心となり、学内のすべての部署と関連委員会が協力・連携する体制が整っており、適切性は担保されていると判断している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-1-3】 聖泉大学自己点検・認証評価委員会規程

【資料 4-1-4】 聖泉大学自己点検・評価実施体制

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【事実の説明】

本学は、教育研究水準の向上を図り、社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を積極的に公表している。自己点検・評価報告書を作成する時期については、自己点検・認証評価委員会規程【資料 4-1-3】に定めていないが、自己点検・認証評価委員会において適切な時期に報告書を作成している。

これまでの実績として、大学開設（平成 15（2003）年度）後、平成 17（2005）年度に最初の本学独自の「自己点検・評価報告書」【資料 4-1-5】を作成し、平成 19（2007）年度に「自己点検・評価報告書」【資料 4-1-6】、平成 26（2014）年度に「自己点検・評価報告書」【資料 4-1-7】を作成している。

平成 22（2010）年度に日本高等教育評価機構による 1 回目の第三者評価を受審し、大学評価基準を満たしているとの判定を受けている。【資料 4-1-8】

さらに、平成 27（2015）年 7 月に 1 回目の認証評価において指摘された改善を要する点について自己点検・評価を行い、「改善報告書」【資料 4-1-9】を作成し、概ね改善が認められたとの判定を受けている。

現在、日本高等教育評価機構による 2 回目の第三者評価の受審のため、自己点検評価活動に取り組んでおり、自己点検評価活動が適切な周期で実施されているものと認識している。

【自己評価】

本学の自己点検・認証評価委員会の下で、自己点検・評価について適当な周期で実施されていると判断している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-1-3】 自己点検・認証評価委員会規程

【資料 4-1-5】 自己点検評価報告書(平成 15 年度～平成 17 年度)

【資料 4-1-6】 聖泉大学自己点検・評価報告書(平成 18～19 年度)

【資料 4-1-7】 自己点検評価報告書(平成 27（2015）年 3 月)

【資料 4-1-8】 平成 22 年度大学機関別認証評価自己評価報告書・本編

(平成 22(2010)年 6 月)

【資料 4-1-9】 貴学の改善報告等に対する審査の結果について(平成 27)年 12 月 9 日)

(3) 4-1 の改善・向上方策 (将来計画)

本学においては、今後も本学の使命・目的に応じた自己点検・評価を継続的、周期的に行い、併せて、自己点検評価報告書を作成・公表することにより、本学の教育研究を着実に改善・向上していく。

また、学校教育法の改正により、「教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み」が求められることから、今後、自己点検・評価については、毎年実施することを検討する。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

【事実の説明】

本学では自己点検・評価を進めるに当たり、第三者評価を見据え、平成18(2006)年度から日本高等教育評価機構の評価基準及び評価項目に沿って、自己点検・認証評価委員会の判断に基づき自己点検・評価を実施している。また、大学学則及び大学院学則第2条に基づき、教育研究活動状況を積極的な公表を図っている。【資料 4-2-1】

さらに、平成18(2006)年度以降は、自己点検評価実施体制【資料 4-2-2】に基づき、自己点検・認証評価委員会において、エビデンスの妥当性や執筆内容について検討・協議し、透明性の高い自己点検・評価を実現している。

【自己評価】

自己点検評価実施体制に基づき、関係各部署と連携しながら、透明性の高い自己点検・評価を行っている判断している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-2-1】 本学のホームページ (情報公開：自己点検・評価等)

<http://www.seisen.ac.jp/intro/jyohokokai>

【資料 4-2-2】 聖泉大学自己点検評価実施体制

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

【事実の説明】

本学は、入学前情報、単位取得状況、在学中の進路状況等について、全学的なデータの収集・分析の必要から、平成28（2016）年4月に学長の下に I R 室を設置している。【資料 4-2-3】

また、本学は、平成29（2017）年4月から学習管理システムを導入し、学生各人が将来像、目標設定を行い自己の振り返り（評価・分析）を行うシステムを整え、学修行動調査、生活実態調査などを行い、経年変化等の分析を行っている。【資料 4-2-4】

【自己評価】

I R 室の機能をより充実させる必要があるが、現状把握のための収集したデータは、自己点検・評価に有効に活用されていくと判断している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-2-3】 聖泉大学 I R 室規程

【資料 4-2-4】 学習管理システム(manaba)導入計画

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

自己点検・評価の結果の学内での共有と社会への公表については、本学ホームページ情報公開上において、自己点検・評価報告書を掲載し、広く公開している。【資料 4-2-1】

【自己評価】

自己点検・評価の結果については、本学ホームページなどを利用して適切に公表しており、情報の共有と社会への公表は適切に行われていると判断している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-2-1】 本学のホームページ（情報公開：自己点検・評価等）

<http://www.seisen.ac.jp/intro/jyohokokai>

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価活動において、今後もエビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価に努めていく。さらに、本学の現状と課題を把握し、改善に活かしていくには十分なデータ収集と分析を行う必要がある。そのために、I R 室の機能をより充実させていく。

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性

【事実の説明】

法人による経営改善計画においては、日本私立学校振興・共済事業団の指導により平成22（2010）年度から5ケ年間、引き続いて平成27（2015）年度から5ケ年間の経営改善計画に取り組んでいる。「現状」「問題点と原因」「対応策」を定め、PDCAサイクル化を行い、管理計画表に基づき、1年毎の点検・評価を実施し、経営改善に努めている。【資料4-3-1】

大学（教学）では、自己点検・認証評価委員会において、日本高等評価機構の基準に沿って、自己点検・評価の方針・計画を策定し、点検評価活動を実施している。

また、大学（教学）においては、学長は、教学の最高意思決定機関である教育研究評議会の議長としてリーダーシップを発揮し、基本方針を立て、その方針を踏まえて、教授会及び各種委員会が実現に向け具体策を審議・検討している。【資料4-3-2】さらに、教育研究活動等の状況にかかる学生・教員情報は、本学IR室〔平成28年（2016）年4月設置〕で調査・分析が行われ、教育研究活動を支援している。

以上のように、本学においては、学長のリーダーシップによる計画（PLAN）、各種委員会で具体化（DO）、実施した後の評価（CHECK）、改善策（ACTION）が組織として機能している。

【自己評価】

法人と大学（教学）は互いに連携しながら、その自己点検・評価結果を学内において共有し、教育研究の改善につなげるよう努力しており、教育・研究活動等において、PDCAサイクルは機能していると判断している。

【エビデンス集・資料編】

【資料4-3-1】 学校法人聖泉学園経営改善計画（平成27年度～平成31年度）

【資料4-3-2】 学部の年次報告書(平成28(2016)年度)

(3) 4-3の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価の結果の活用のためにPDCAサイクルをより明確化し、自己点検・評価に係る改善・向上に役立てていきたい。

平成22（2010）年度に第1期大学機関別認証評価を受審し、その後、看護学部看護学科、大学院看護学研究科、別科助産専攻を新設した。社会環境の変化に応じて大学は改革を求められており、今後、さらに自主的・自律的に自己点検・評価につながるようPDCAサイクルに的確に反映させていくとともに、IR室の強化によるPDCAサイクルを意識した機能を整備していく。

【基準4の自己評価】

自主的・自律的な自己点検・評価活動のための評価体制を整備し、エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価に努めている。また、現状と課題を把握するため、データ収集と分析を行っている。その評価結果は、学内において共有され、ホームページ上に掲載し、公表している。

さらに、PDCAサイクルによる評価を実施し、経営と教育研究活動の改善に取り組んでいる。

これらのことから、本基準を満たしていると判断している。

Ⅳ. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準A. 地域貢献

A-1 大学がもっている物的・人的資源の社会への提供

《A-1の視点》

A-1-① 大学と地域社会との協力関係の構築

A-1-② 地域住民等に対する情報提供（公開講座、キャリアアップ講座等）

A-1-③ 大学間連携

(1) A-1の自己判定

基準項目A-1を満たしている。

(2) A-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 大学と地域社会との協力関係の構築

【事実の説明】

■自治体との協定等

本学は、滋賀県湖東地域にある彦根市にキャンパスを置き、地域社会との連携を重視しながら、教育研究活動を行ってきた。近年これまで以上に地域社会との連携を深め、大学がもっている物的・人的資源を活用して、地域社会の活性化に寄与し、大学教育のさらなる充実を目指している。その具体的な方策として、平成25（2013）年5月に地域連携交流センターを設置し、本学における地域連携及び産官学連携強化の担当窓口としている。【資料 A -1-1】平成27（2015）年11月に「米原市との連携協力に関する協定書」を締結して地域連携を本格化した。【資料 A-1-2】平成28（2016）年10月に本学学生と米原市職員のプロジェクトチームを立ち上げ、若者の投票率向上を目指し、現状と課題、政策立案などを学んだ上で米原市内2校（米原高校、伊吹高校）にて投票率向上のための出前授業を行った。【資料 A -1-3】

さらに、地元の彦根市と地域課題解決をめざした連携などを進めるべく、平成29（2017）年3月に「彦根市との連携協力に関する協定書」を締結し、防災、健康づくりなどの地域課題に取り組んでいる。【資料 A -1-4】

また、地域住民との交流を図るため、稲枝地区社会福祉協議会をとおして、学生及び教職員が各種イベントに参加・協力している。加えて平成29（2017）年度より、学生地域連携交流委員を置き、学生の意見を取り入れながら学生の地域連携・貢献活動を進めている。

【資料 A -1-5】

■高大連携

本学は、平成 28（2016）年 3 月に「滋賀県立八幡高等学校との連携に関する包括協定書」を締結し、【資料 A -1-6】平成 28（2016）年 8 月に本学において、保護者の参加を得て、「連携講座」を開催した。この講座の目的は、看護の道に進むに当って「看護学を学ぶ動機づけ」を明確にすることにあり、大学で看護学を学ぶということを中心に、看護師・保健師・助産師に関する講義が行われ、高校生 51 人、保護者 11 人が参加した。【資料 A -1-7】

さらに、平成 28 (2016) 年 9 月に学校法人松風学園 (彦根総合高等学校)、平成 29 (2017) 年 3 月に学校法人近江育英会 (近江高等学校) 及び滋賀短期大学附属高等学校と連携に関する包括協定書を締結し、心理学などに関心をもっている生徒を対象に定期的に授業を行うプログラムを開始したところである。【資料 A -1-8】 【資料 A -1-9】 【資料 A -1-10】

■学生のボランティア活動

本学学生のボランティア活動は、学生にとって、学内の授業では得られない地域社会の人々との貴重な交流の場であり、キャリア形成の視点から積極的に奨励している。さらに参加を大学として支援するため、平成 28 (2016) 年 4 月に「聖泉大学学生ボランティア活動への支援に関する規程」を定め、積極的な参加を促す体制を整えている。【資料 A -1-11】

また、地域社会から要請のある各種の行事などに対する学生ボランティアについては学生課を通して適宜学生に紹介している。

■環びわ湖大学・地域コンソーシアムに加盟

本学は、大学間連携の一環として環びわ湖大学・地域コンソーシアムに加盟 (滋賀県内 13 大学・短期大学及び 6 つの市・県が加入) しており、幅広い視点から滋賀県内の大学の学生、自治体や NPO、企業、地域住民とのネットワークを形成しつつ、「大学地域連携課題解決支援事業」「学生支援事業」「おうみ学生未来塾」「就職支援事業」「単位互換事業」などの事業に参画している。【資料 A -1-12】平成 28 (2016) 年度の「単位互換事業」において、聖泉大学が提供している「滋賀論」(集中講義) は人気が高く多くの受講者が集まった。【資料 A -1-13】

また、平成 28 (2016) 年度においては、環びわ湖大学・地域コンソーシアムの通常総会のあと、滋賀県知事と大学・短期大学長との意見交換会「豊かな滋賀づくり総合戦略の推進に向けた大学等と滋賀県の連携の在り方」が開催され、滋賀県の行政窓口として「私立大学振興課」の設置されたこと、学生に対する奨学金支援制度の充実、滋賀の魅力を伝えるため「地域論」を展開してはどうかなどの意見交換が行われた。【資料 A -1-14】

■各教員による社会活動

彦根市を中心に滋賀県及び近隣の市行政機関において学識経験者という立場で本学教員への委員等の就任要請があり、職務に支障のない範囲内で参加し、地域社会に貢献している。【資料 A -1-15】

【自己評価】

本学は建学の精神及び学部等の教育研究目的に従って本学からの発信のみならず、物的・人的資源の活用について、近隣自治体から地域課題の解決等への要請があり、本学としてもそれに積極的に応えており、地域社会への貢献は十分になし得ていると判断している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 A -1-1】 聖泉大学地域連携交流センター規程

- 【資料 A -1-2】 聖泉大学と米原市との連携協力に関する協定書
- 【資料 A -1-3】 若者の投票率向上対策について～大学と連携した投票率向上対策の実施～
- 【資料 A -1-4】 聖泉大学と彦根市との連携協力に関する協定書
- 【資料 A -1-5】 聖泉大学学生地域連携交流委員会内規
- 【資料 A -1-6】 聖泉大学と滋賀県立八幡高等学校との連携に関する包括協定書
- 【資料 A -1-7】 滋賀県立八幡高等学校と聖泉大学の連携講座
- 【資料 A -1-8】 学校法人聖泉学園と学校法人松風学園との連携に関する包括協定書
- 【資料 A -1-9】 学校法人聖泉学園と学校法人近江育英会との連携に関する包括協定書
- 【資料 A -1-10】 聖泉大学と滋賀短期大学附属高等学校との連携に関する包括協定書
- 【資料 A -1-11】 聖泉大学学生ボランティア活動への支援に関する規程
- 【資料 A -1-12】 一般社団法人環びわ湖大学・地域コンソーシアムパンフレット及び事業委員会・部会担当体制
- 【資料 A -1-13】 2015 年度授業科目別受講者数一覧
- 【資料 A -1-14】 豊かな滋賀づくり総合戦略の推進に向けた大学等と滋賀県の連携のあり方
- 【資料 A -1-15】 地方自治体等の審議会等の派遣状況

A-1-② 地域住民等に対する情報提供（公開講座、キャリアアップ講座等）

【事実の説明】

■公開講座

本学では、地域住民を対象とした「聖泉大学公開講座」を毎年開催し、本学の教員の専門的知識を地域社会へ提供している。平成28(2016)年度は、6講座を開講し、参加者数は延べ190 人であった。【資料 A -1-16】

また、平成28（2016）年度より『健康づくりリーダー養成』をテーマとして、「地域で活躍するリーダーの養成シリーズ～初級編～」を開催している。このシリーズは、本学の看護学・心理学・健康運動分野の教員が講師となり、①体力測定と健康相談、②ノルディック・ウォーキング、③運動と心の健康の全3回シリーズを開催し、中高齢期の健康づくりに興味のある方や地域で健康増進に取り組んでいきたい方を対象に地域のリーダーを養成している。【資料 A -1-17 】

■キャリアアップ講座

本学では、看護キャリアアップセンターにおいて、平成23（2010）年度から「キャリアアップ講座」を立ち上げ、「ホップ」「ステップ」「アップ」と段階を踏んで学ぶ「基礎的な講座（14コマ）」と、さらにレベルアップを目指した「ジャンプ（特別講座）4コマ」を継続して実施している。【資料 A -1-18】この講座の修了生は延べ121人で、うち平成28（2016）年度は26人が修了している。【資料 A -1-19】

■卒業後教育

本学では、看護キャリアアップセンターにおいて、卒業生研修会を開催している。そこでは看護実践力の育成に寄与し、卒業後の学習・相互交流の場となること、またこの研修会をきっかけに、学習意欲の向上につながり、看護専門職としてキャリアアップに向けて

の新たな行動指標が確立できるよう支援している。第1期生には臨床看護研究のこと始めとして、テーマ「文献クリティークについて」の講義、第2期生には看護の場における急変時の対応として、テーマ「急変時の対応～こんなときどうするの～」の講義を行った。

【資料 A -1-20】

■出張講義

本学では地域貢献の一つとして、本学教員が依頼に応じて出張にて講義を行う「出張講義」を実施している。申込方法は、本学ホームページ（トップページ）に掲載している。

【資料 A -1-21】

■大学施設の開放

大学施設の開放については、彦根市採用試験会場、英検試験会場などに貸し出しを行っているほか、グラウンド・テニスコート・体育館は予約制により、サッカーチーム、テニスチーム、ビーチバレーチームが利用し、地域のスポーツ振興の一翼を担っている。また、図書館も一般市民が利用できるよう開放しており、館内での閲覧だけでなく、図書の貸し出しも行っている。

【自己評価】

公開講座、キャリアアップ講座、卒業後教育、出張講義等をとおして、物的・人的資源を社会に向けて開放し、地域に対して積極的に貢献していると判断している。

【エビデンス集・資料編程】

【資料 A -1-16】 聖泉大学公開講座開催状況一覧

【資料 A -1-17】 平成 29 年度公開講座

【資料 A -1-18】 看護キャリアアップセンターキャリアアップ講座

【資料 A -1-19】 看護キャリアアップセンター活動報告 平成 28 年度

【資料 A -1-20】 平成 28 年度聖泉大学看護学部卒業生研修会

【資料 A -1-21】 出張講義一覧

A-1-③ 大学間連携

【事実の説明】

■彦根3大学との連携

彦根に所在する本学、滋賀大学、滋賀県立大学の3大学は、平成 21（2009）年 6 月に、学生の教育内容の一層の充実を図ることを目的として、「彦根 3 大学における単位互換に関する協定書」を締結し、【資料 A -1-22】毎年「彦根・湖東学」を開講（集中）している。平成 28（2016）年度は、①彦根市の概要及び彦根藩の歴史と文化（彦根市長・彦根博物館学芸員）、②彦根市における男女共同参画の現状と課題（聖泉大学）、③まちかどひこね考現学—新たな「ひこね・城のまちぐらし」をつくる人びと—（滋賀県立大学）、④近江・彦根から日本の国の形を考える（滋賀大学）のテーマに沿って、他大学の学生との

交流を図りながら、彦根・湖東地域の自然環境、地域社会、歴史について理解を深めている。【資料 A-1-23】 【資料 A-1-24】

■COC+地（知）の拠点事業の事業協働機関として参画

本学は、人口減少社会を見据え、滋賀県内の活力ある地域づくりのため、平成27（2015）年度より「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業」COC+の事業協働機関として参画し、「【資料A-1-25】滋賀県、滋賀県立大学、滋賀大学、成安造形大学、聖泉大学、びわこ成蹊スポーツ大学、びわこ学院大学との間で「滋賀県における雇用創出・若者定着に向けた協定書」を締結し、6大学の卒業生による滋賀県内での就職を促進するとともに、【資料 A-1-26】、「滋賀県内6大学による授業科目連携実施に関する協定書」を締結し、【資料 A-1-27】地元志向を強化した地域教育プログラム改革を進め、学生の地元への就職推進に取り組んでいる。

具体的には、COC+実行委員会を設置し、①「地域共生論」、②「中期インターンシッププログラム」、③「地域コミュニケーション論」、④学生による地域貢献に特化した地域課題支援プログラム「近江楽座」を推進し、滋賀県内の就職率の向上につなげられるよう取り組んでいる。【資料 A-1-28】

【自己評価】

彦根市3大学との連携による単位互換、COC+事業による滋賀県内6大学との単位互換をとおして大学間連携を積極的に推進していると判断している。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 A-1-22】 彦根 3 大学における単位互換に関する協定書
- 【資料 A-1-23】 彦根 3 大学における単位互換パンフレット
- 【資料 A-1-24】 平成 28 年度彦根・湖東学シラバス
- 【資料 A-1-25】 地と知で拓く滋賀の創生～びわ湖ナレッジ・コモンズ+～
- 【資料 A-1-26】 滋賀県における雇用創出・若者定着に向けた協定書
- 【資料 A-1-27】 滋賀県 6 大学による授業科目連携実施に関する協定書
- 【資料 A-1-28】 平成 29 年度以降聖泉大学COC+事業実施スケジュール

(3) A-1の改善・向上方策（将来計画）

学内での地域連携対応組織は、「地域連携交流センター」が中心であるが、その活動の範囲や組織をさらに拡大・整備していく。

また、彦根市だけでなく近隣の自治体との包括連携協定を締結し、より広範囲な地域を対象として地域貢献を展開していく。それには、自治体が抱えている地域の課題と本学のシーズとのマッチングを行い、例えば、防災、災害時の支援、健康体操プログラムの開発、少年リーダー養成等も視野に入れた支援を展開していきたいと考える。

公開講座は、地域のニーズと大学の人的資源のマッチングを図り、ニーズに応えるテーマを検討し、内容を改善していく。

出張講義については、地域社会や高等学校等の要請に応じて実施する体制を維持してい

く。

学生のボランティア活動は、地域からのニーズが高く、また、学生が地域と関われるなかでの学びも大きい。地域が求める人材やキャリア形成の視点からも、ボランティア活動への積極的参加を促していく。

A-2 外国人留学生の受入

《A-2の視点》

A-2-① 外国人留学生受入プログラムの充実

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① 外国人留学生受入プログラムの充実

【事実の説明】

■外国人留学生に対する手厚い教育、生活指導

本学と中国・湖南省の外国大学との協定書に基づき、平成 29（2017）年 5 月現在 60 人の外国人留学生が在籍している。外国人留学生教育については、きめ細かな日本語教育を行い、進路も大学院への進学、就職など丁寧に指導し、実績を上げることができたことは特筆に価するものと自負している。

1) 学習指導

外国人留学生が大学院に進学したり、国内企業に就職したりするためには日本語力が重要である。そのため、人間学部のカリキュラムに、「日本語 A・B・C・D」（必修）各 1 単位、「上級日本語・総合 A・B」（選択）各 2 単位を配置している。また、情報教育については、外国人留学生クラスを作り、「情報処理入門」「表計算（基礎）」（必修）各 1 単位を配置している。【資料 A-2-1】

2) 生活指導

日本に留学してきて最初に直面する問題が宿舎である。本学では固有の寮は持っていないが、民間の業者と契約して、入国してくる全員分の宿舎を確保して外国人留学生を迎えている。

宿舎以外にも、留學生活のスタートをスムーズにするため、たとえば、初めて来日する学生を関西空港まで出迎えに行き、来日後のいろいろな手続き、生活用品の調達などきめ細かな指導を行っている。【資料 A-2-2】

3) 進路指導

外国人留学生の卒業後の進路希望は①大学院進学、②日本国内での就職、③帰国就職、の 3 つに分けられる。外国人留学生にはゼミ担当教員が 3 年次の夏休み頃に進路相談を行い、個別に丁寧に指導している。

過去の卒業生の進路については、ホームページ上に詳述しているが、大阪大学、神戸大学、大阪市立大学などの大学院に入学させている。【資料 A -2-3】

平成 27（2015）年度に卒業した 4 年次生（15 人）のうち、大学院 12 人が進学し、日本の企業に 1 人が就職、7 人が帰国した。また、平成 28（2016）年度に卒業した 4 年次生（27 人）のうち、大学院へ 12 人が進学し、日本の企業に 2 人就職、大学院の再受験等を目指す者が 6 人、残り 14 人が帰国した。日本国内企業への就職希望者は、従来から卒業生が就職している企業をはじめ、主として県内の企業に採用されている。【資料 A -2-4】

【自己評価】

外国人留学生の受入れにあたり、学修、生活面、進路における支援体制を構築していることなど、留学生が学生生活を送るうえでの支援体制が充実していると判断している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 A -2-1】 平成29年度授業科目表（人間学部）

【資料 A -2-2】 外国人留学生ハンドブック

【資料 A -2-3】 本学ホームページ（留学生：大学院合格）

<http://www.seisen.ac.jp/life/linternationa/goukaku>

【資料A -2-4】 外国人留学生の就職状況

(3) A-2の改善・向上方策（将来計画）

今後も外国人留学生を受け入れるにあたり、奨学金制度などの経済的な支援体制の充実、学修及び学生生活面でのサポート体制の強化に努める。

【基準Aの自己評価】

本学は、地域連携交流センターを中心に地域に根ざし、地域から親しまれ地域に貢献できる大学づくりを目指しており、これに基づき、自治体との協定、高大連携、公開講座の充実、キャリアアップ講座、大学開放を推進し、さらに彦根3大学、COC+地（知）の拠点事業の協働機関としての参加などを進めてきた。また、学生ボランティア活動、自治体の委員会等への派遣や教員の依頼に応じた出張講義などの協力・参加している。加えて、環びわ地域コンソーシアムの事業にも積極的に参加している。

このように本学がもっている物的・人的資源を通して学内外で、さまざまな交流・教育研究活動を積極的に取り組んでいる。

以上のことから、基準Aを満たしていると判断している。

V. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表F-1】	大学名・所在地等	
【表F-2】	設置学部・学科・大学院研究科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等	
【表F-3】	学部・研究科構成	
【表F-4】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	
【表F-5】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	
【表F-6】	全学の教員組織(学部等)	
	全学の教員組織(大学院等)	
【表F-7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表F-8】	外部評価の実施概要	
【表2-1】	学部・学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移(過去5年間)	
【表2-2】	学部、学科別の在籍者数(過去5年間)	
【表2-3】	大学院研究科の入学者の内訳(過去3年間)	
【表2-4】	学部、学科別の退学者数の推移(過去3年間)	
【表2-5】	授業科目の概要	
【表2-6】	成績評価基準	
【表2-7】	修得単位状況(前年度実績)	
【表2-8】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業(修了)要件(単位数)	
【表2-9】	就職相談室等の利用状況	
【表2-10】	就職の状況(過去3年間)	
【表2-11】	卒業後の進路先の状況(前年度実績)	
【表2-12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表2-13】	大学独自の奨学金給付・貸与状況(授業料免除制度)(前年度実績)	
【表2-14】	学生の課外活動への支援状況(前年度実績)	
【表2-15】	専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	
【表2-16】	学部の専任教員の1週当たりの担当授業時間数(最高、最低、平均授業時間数)	
【表2-17】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表2-18】	校地、校舎等の面積	
【表2-19】	教員研究室の概要	
【表2-20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表2-21】	附属施設の概要(図書館除く)	該当なし
【表2-22】	その他の施設の概要	
【表2-23】	図書、資料の所蔵数	
【表2-24】	学生閲覧室等	
【表2-25】	情報センター等の状況	
【表2-26】	学生寮等の状況	
【表3-1】	職員数と職員構成(正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別)	
【表3-2】	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表3-3】	教育研究活動等の情報の公表状況	

聖泉大学

【表3-4】	財務情報の公表(前年度実績)	
【表3-5】	消費収支計算書関係比率(法人全体のもの)	
【表3-6】	事業活動収支計算書関係比率(法人全体のもの)	
【表3-7】	消費収支計算書関係比率(大学単独)	
【表3-8】	事業活動収支計算書関係比率(大学単独)	
【表3-9】	貸借対照表関係比率(法人全体のもの)	
【表3-10】	貸借対照表関係比率(法人全体のもの)	
【表3-11】	要積立額に対する金融資産の状況(法人全体のもの)(過去5年間)	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	備考
	該当する資料名及び該当ページ	
【資料F-1】	寄附行為	
	学校法人聖泉学園寄附行為	
【資料F-2】	大学案内	
	聖泉大学案内(2017)	
【資料F-3】	大学学則、大学院学則	
	聖泉大学学則	【資料F-3-1】
	聖泉大学大学院学則	【資料F-3-2】
【資料F-4】	学生募集要項、入学者選抜要項	
	学生募集要項2017(人間学部・看護学部)	【資料F-4-1】
	学生募集要項2017(看護学研究科)	【資料F-4-2】
	学生募集要項2017(別科助産専攻)	【資料F-4-3】
【資料F-5】	学生便覧	
	学生便覧(2017)	
【資料F-6】	事業計画書	
	平成29年度事業計画書	
【資料F-7】	事業報告書	
	平成28年度事業報告書	
【資料F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップ	
	聖泉大学アクセスマップ、キャンパスマップ(ホームページ掲載の該当箇所)	
【資料F-9】	法人及び大学の規程一覧(規程集の目次など)	
	学校法人聖泉学園規程集 目次	
【資料F-10】	理事、監事、評議員などの名簿(外部役員・内部役員)及び理事会、評議員会の開催状況(開催日、開催回数、出席状況など)がわかる資料(前年度分)	
	平成28年度理事会・評議員会の構成	【資料F-10-1】
	平成28年度理事会・評議員会の開催状況	【資料F-10-2】
【資料F-11】	決算等の計算書類(過去5年間)、監事監査報告書(過去5年間)	
	計算書類(平成24年度～平成28年度)	【資料F-11-1】
	監査報告書(平成24年度～平成28年度)	【資料F-11-2】
【資料F-12】	履修要項、シラバス	
	平成29(2017)年度履修要項、シラバス(人間学部)	【資料F-12-1】
	平成29(2017)年度履修要項、シラバス(看護学部)	【資料F-12-2】
	平成29(2017)年度履修要項(看護学研究科)	【資料F-12-3】
	平成29(2017)年度履修要項(別科助産専攻)	【資料F-12-4】

基準1. 使命・目的等

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び当該ページ	
1ー1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料1-1-1】	聖泉大学学則 F-3-1の1001ページ参照	【資料F-3-1】
【資料1-1-2】	聖泉大学別科助産専攻規程	
【資料1-1-3】	聖泉大学大学院学則 F-3-2の1031ページ参照	【資料F-3-2】
【資料1-1-4】	聖泉大学案内(2017) F-2の50ページ参照	【資料F-2】
【資料1-1-5】	学生便覧(2017) F-5の27ページ参照	【資料F-5】
【資料1-1-6】	本学ホームページ (情報公開:教育上の目的) http://www.seisen.ac.jp/intro/jyohokokai	
1ー2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料1-2-1】	聖泉大学学則	【資料1-1-1】に同じ
【資料1-2-2】	聖泉大学別科助産専攻規程 資料1-1-2の1601ページ参照	【資料1-1-2】
【資料1-2-3】	聖泉大学大学院学則	【資料1-1-3】に同じ
【資料1-2-4】	聖泉大学案内(2017)	【資料1-1-4】に同じ
【資料1-2-5】	学生便覧(2017)	【資料1-1-5】に同じ
【資料1-2-6】	本学ホームページ (情報公開:教育上の目的) http://www.seisen.ac.jp/intro/jyohokokai	【資料1-1-6】に同じ
【資料1-2-7】	聖泉大学学則新旧対照表〔平成23年4月1日施行〕	
【資料1-2-8】	聖泉大学学則新旧対照表〔平成24年4月1日施行〕	
【資料1-2-9】	聖泉大学学則新旧対照表〔平成28年4月1日施行〕	
【資料1-2-10】	聖泉大学学則新旧対照表〔平成29 年4月1日施行〕	
1ー3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料1-3-1】	使命・目的及び教育目的の変遷	
【資料1-3-2】	全学集会開催状況	
【資料1-3-3】	聖泉大学案内(2017)	【資料1-1-4】に同じ
【資料1-3-4】	学生便覧(2017)	【資料1-1-5】に同じ
【資料1-3-5】	聖泉大学教育後援会会報	
【資料1-3-6】	本学ホームページ (情報公開:教育上の目的) http://www.seisen.ac.jp/intro/jyohokokai	【資料1-1-6】に同じ
【資料1-3-7】	聖泉大学教育研究評議会議事録(平成29年1月10日開催)	
【資料1-3-8】	聖泉大学 学歌及びロゴマーク	
【資料1-3-9】	学校法人聖泉学園経営改善計画(平成27年度～平成31年度)	
【資料1-3-10】	聖泉大学が掲げる3つのポリシー	

基準2. 学修と教授

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び当該ページ	
2-1. 学生の受入れ		
【資料2-1-1】	学生募集要項2017(人間学部・看護学部) F-4-1の各学部表紙参照	【資料F-4-1】
【資料2-1-2】	学生募集要項2017(看護学研究科) F-4-2の3ページ参照	【資料F-4-2】
【資料2-1-3】	学生募集要項2017(別科助産専攻) F-4-3の3ページ参照	

聖泉大学

【資料2-1-4】	本学ホームページ(アドミッション・ポリシー) http://www.seisen.ac.jp/nyugaku/policy	
【資料2-1-5】	平成29年度大学入学者選抜実施要項	
【資料2-1-6】	聖泉大学入学試験実施体制	
【資料2-1-7】	入試実施要項・監督要項	
【資料2-1-8】	聖泉大学入試委員会規程	
【資料2-1-9】	聖泉大学入試区分別入試内容の推移	
【資料2-1-10】	聖泉大学人間学部喫緊の課題ー定員充足にむけてー	
2-2 . 教育課程及び教授方法		
【資料2-2-1】	本学ホームページ (情報公開:3つのポリシー:カリキュラム・ポリシー) http://www.seisen.ac.jp/intro/jyohokokai	
【資料2-2-2】	カリキュラムマップ(人間学部・看護学部)	
【資料2-2-3】	平成29(2017)年度履修要項・シラバス(人間学部)	【資料F-12-1】に同じ
【資料2-2-4】	平成29(2017)年度履修要項・シラバス(看護学部)	【資料F-12-2】に同じ
【資料2-2-5】	平成29(2017)年度履修要項(看護学研究科)	【資料F-12-3】に同じ
【資料2-2-6】	平成29(2017)年度履修要項(別科助産専攻)	【資料F-12-4】に同じ
2-3 . 学修及び授業の支援		
【資料2-3-1】	平成29年度オリエンテーションスケジュール	
【資料2-3-2】	平成28年度定期試験実施要項等	
【資料2-3-3】	平成29(2017)年度担任一覧	
【資料2-3-4】	聖泉大学看護学部チューター制度実施要項	
【資料2-3-5】	平成29(2017)年度シラバス 抜粋(オフィスアワー)	
【資料2-3-6】	授業アンケート集計結果表(学部別・大学院集計) (2016)	
【資料2-3-7】	本学ホームページ(図書館) http://www.seisen.ac.jp/fuzoku/library	
【資料2-3-8】	本学ホームページ(情報センター) http://www.seisen.ac.jp/fuzoku/joho	
【資料2-3-9】	学習管理システム(manaba)導入計画	
【資料2-3-10】	入学前の学習課題について	
【資料2-3-11】	カウンセリングセンター利用状況	
【資料2-3-12】	聖泉大学ティーチング・アシスタント規程	
【資料2-3-13】	退学願について(所見)及び退学者防止のための具体的対策について	
2-4 . 単位認定、卒業・修了認定等		
【資料2-4-1】	本学ホームページ(情報公開:3つのポリシー:ディプロマ・ポリシー) http://www.seisen.ac.jp/intro/jyohokokai	
【資料2-4-2】	聖泉大学学則 F-3-1の1006～1007ページ参照	【資料F-3-1】
【資料2-4-3】	聖泉大学大学院学則 F-3-2の1036～1037ページ参照	【資料F-3-2】
【資料2-4-4】	聖泉大学別科助産専攻規程	【資料1-1-2】に同じ
【資料2-4-5】	聖泉大学学位規程	
【資料2-4-6】	聖泉大学人間学部規程	
【資料2-4-7】	聖泉大学看護学部規程	
【資料2-4-8】	聖泉大学人間学部履修規程	
【資料2-4-9】	聖泉大学看護学部履修規程	

聖泉大学

【資料2-4-10】	平成29(2017)年度履修要項(看護学研究科)F-12-3の10ページ参照	【資料F-12-3】
【資料2-4-11】	平成29(2017)年度履修要項(別科助産専攻)F-12-4の8～9ページ参照	【資料F-12-4】
2-5. キャリアガイダンス		
【資料2-5-1】	聖泉大学 地域力循環型キャリア教育プログラム報告書〔平成27(2015)年3月〕	
【資料2-5-2】	滋京奈地域人材育成協議会 学生×企業 交流会	
【資料2-5-3】	6大学連携によるCOC+事業	
【資料2-5-4】	本学ホームページ(就職活動への支援) http://www.seisen.ac.jp/shinnro/syukatsu	
【資料2-5-5】	卒業後の就職状況	
【資料2-5-6】	聖泉大学就職ガイドブック人間学部(2018版)	
【資料2-5-7】	聖泉大学看護学部就職ガイドブック(2017)	
【資料2-5-8】	2017年度4年生国家試験対策の年間予定	
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料2-6-1】	授業評価アンケート(学部用様式)	
【資料2-6-2】	必修・選択科目授業アンケート票(大学院用様式)	
【資料2-6-3】	授業アンケート集計結果表(学部別・大学院集計)(2016)	【資料2-3-6】に同じ
【資料2-6-4】	シラバス作成要項(2017)	
【資料2-6-5】	模擬試験到達状況一覧(看護学部)	
【資料2-6-6】	就職活動状況	
【資料2-6-7】	GPA制度の活用	
【資料2-6-8】	PROGテスト	
【資料2-6-9】	学習管理システム(manaba)導入計画	【資料2-3-9】に同じ
【資料2-6-10】	FD研修会実績一覧	
2-7. 学生サービス		
【資料2-7-1】	聖泉大学人間学部学生委員会規程	
【資料2-7-2】	聖泉大学看護学部学生委員会規程	
【資料2-7-3】	聖泉大学学生委員会規程	
【資料2-7-4】	聖泉大学カウンセリングセンター規程	
【資料2-7-5】	聖泉大学学則 F-3-1の1002ページ参照	【資料F-3-1】
【資料2-7-6】	学生便覧(2017)F-5の31、33～37、55～58、73～76、86、93ページ参照	【資料F-5】
【資料2-7-7】	スクールバス運行表	
【資料2-7-8】	聖泉大学学生表彰規程	
【資料2-7-9】	カウンセリングセンター利用状況	【資料2-3-11】に同じ
【資料2-7-10】	聖泉大学ハラスメント防止に関する規程	
【資料2-7-11】	学生意見箱の内容リスト及び返答	
【資料2-7-12】	図書館意見箱の内容及び返答	
【資料2-7-13】	聖泉大学学生図書委員会内規	
【資料2-7-14】	学生生活満足度調査(平成29年3月)	
2-8. 教員の配置・職能開発等		

聖泉大学

【資料2-8-1】	聖泉大学教育職員人事規程	
【資料2-8-2】	聖泉大学教育職員資格審査規程	
【資料2-8-3】	教員採用および資格審査に関わる申し合わせ事項、昇任（採用）に関する申し合わせ事項	
【資料2-8-4】	聖泉大学大学院看護学研究科教員の選考に関する申し合わせ事項	
【資料2-8-5】	聖泉大学の教員個人評価に関する規程	
【資料2-8-6】	聖泉大学教員自己評価票（様式）	
【資料2-8-7】	教員自己評価票集計表	
【資料2-8-8】	F D研修会実績一覧	【資料2-6-10】に同じ
【資料2-8-9】	聖泉大学人間・看護学部教務委員会規程	
【資料2-8-10】	聖泉大学教務委員会規程	
【資料2-8-11】	平成29(2017)年度合同科目	
【資料2-8-12】	人間・看護学部の教養科目、キャリア教育科目	
【資料2-8-13】	聖泉大学全学教務委員会議事録	
2-9 学修環境の整備		
【資料2-9-1】	大学位置図及び校舎等配置図	
【資料2-9-2】	校舎平面図	
【資料2-9-3】	本学ホームページ(人間学部 実習施設・設備) http://www.seisen.ac.jp/gakubu/ningen/shisetsu	
【資料2-9-4】	本学ホームページ(看護学部 実習施設・設備) http://www.seisen.ac.jp/gakubu/kango/shisetsu	
【資料2-9-5】	本学ホームページ(別科 実習施設・設備) http://www.seisen.ac.jp/gakubu/bekka/shisetsu	
【資料2-9-6】	本学ホームページ(図書館) http://www.seisen.ac.jp/fuzoku/libray	
【資料2-9-7】	聖泉大学図書館利用規則	
【資料2-9-8】	本学ホームページ(体育施設) http://www.seisen.ac.jp/life/campus_map	
【資料2-9-9】	本学ホームページ(情報センター) http://www.seisen.ac.jp/fuzoku/joho	
【資料2-9-10】	聖泉大学情報システム利用規則	
【資料2-9-11】	本学ホームページ(学生食堂とラウンジ) http://www.seisen.ac.jp/life/campus_map	
【資料2-9-12】	施設設備の保守管理一覧	
【資料2-9-13】	平成29(2017)年度前期授業時間割及び受講人数一覧(学部・大学院・別科)	

基準3. 経営・管理と財務

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び当該ページ	
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料3-1-1】	学校法人聖泉学園寄附行為 F-1の101～103ページ参照	【資料F-1】
【資料3-1-2】	学校法人聖泉学園就業規則	
【資料3-1-3】	学校法人聖泉学園公益通報者保護規程	
【資料3-1-4】	教職員フォルダー（規程集）	

聖泉大学

【資料3-1-5】	聖泉大学経営会議規程	
【資料3-1-6】	学校法人聖泉学園法人・大学幹部会議規程	
【資料3-1-7】	学校法人聖泉学園経営改善計画(平成27年度～平成31年度)	【資料1-3-9】に同じ
【資料3-1-8】	聖泉大学学則 F-3-1の1001ページ参照	【資料F-3-1】
【資料3-1-9】	聖泉大学大学院学則 F-3-2の1031ページ参照	【資料F-3-2】
【資料3-1-10】	聖泉大学規程集 目次	
【資料3-1-11】	節電等の行動計画	
【資料3-1-12】	学生便覧(2017) F-5の40 ページ(禁煙)参照	【資料F-5】
【資料3-1-13】	聖泉大学ハラスメント防止に関する規程	【資料2-7-10】に同じ
【資料3-1-14】	聖泉大学ハラスメント研修会	
【資料3-1-15】	聖泉大学個人情報の保護に関する規程	
【資料3-1-16】	学生便覧(2017) F-5の 35ページ(個人情報保護)参照	【資料F-5】
【資料3-1-17】	聖泉大学人を対象とする研究倫理委員会規程	
【資料3-1-18】	学校法人聖泉学園危機管理規程・聖泉大学危機管理規程	
【資料3-1-19】	緊急連絡網	
【資料3-1-20】	聖泉大学感染症対策委員会規程	
【資料3-1-21】	総合防災訓練及び避難経路図	
【資料3-1-22】	本学ホームページ(情報公開:教育情報・財務情報) http://www.seisen.ac.jp/intro/jyohokokai	
【資料3-1-23】	聖泉大学教育後援会会報	【資料1-3-5】に同じ
3-2. 理事会の機能		
【資料3-2-1】	学校法人聖泉学園寄附行為 F-1の102～103ページ参照	【資料F-1】
【資料3-2-2】	平成28(2016)年度理事会・評議員会の開催状況	【資料F-10-2】に同じ
3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料3-3-1】	聖泉大学学則 F-3-1 の 1003 ページ参照	【資料F-3-1】
【資料3-3-2】	聖泉大学大学院学則F-3-2の1032～1033ページ参照	【資料F-3-2】
【資料3-3-3】	学長が定める大学の教育研究に関する重要事項(学長裁定)	
【資料3-3-4】	聖泉大学教授会規程	
【資料3-3-5】	聖泉大学大学院研究科教授会規程	
【資料3-3-6】	聖泉大学教育研究評議会規程	
【資料3-3-7】	聖泉大学IR室規程	
【資料3-3-8】	学校法人聖泉学園法人・大学幹部会議規程	【資料3-1-6】に同じ
【資料3-3-9】	聖泉大学規程集 目次	【資料3-1-10】に同じ
【資料3-3-10】	全学集会開催状況	【資料1-3-2】に同じ
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料3-4-1】	平成28年度理事会・評議員会の構成	【資料F-10-1】に同じ
【資料3-4-2】	聖泉大学経営会議規程	【資料3-1-5】に同じ
【資料3-4-3】	学校法人聖泉学園法人・大学幹部会議規程	【資料3-1-6】に同じ
【資料3-4-4】	平成28年度常会開催一覧	
【資料3-4-5】	学校法人聖泉学園寄附行為 F-1の102ページ参照	【資料F-1】
【資料3-4-6】	平成28年度理事会・評議員会の開催状況	【資料F-10-2】に同じ
【資料3-4-7】	全学集会開催状況	【資料1-3-2】に同じ

【資料3-4-8】	聖泉大学教育研究評議会規程	【資料3-3-6】に同じ
【資料3-4-9】	聖泉大学教育研究評議会議事録	
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料3-5-1】	学校法人聖泉学園組織規程	
【資料3-5-2】	聖泉大学事務部業務細則	
【資料3-5-3】	事務分掌の見直し	
【資料3-5-4】	学校法人聖泉学園事務職員評価規程	
【資料3-5-5】	平成28年度常会開催一覧	【資料3-4-4】に同じ
【資料3-5-6】	平成29年度全学委員会等分担表	
【資料3-5-7】	全学SD／FD研修会（平成28年8月31日開催）	
【資料3-5-8】	聖泉大学SD研修会参加状況一覧	
【資料3-5-9】	事務職員評価について	
3-6. 財務基盤と収支		
【資料3-6-1】	学校法人聖泉学園経営改善計画(平成22年度～平成26年度)	
【資料3-6-2】	学校法人聖泉学園経営改善計画(平成27年度～平成31年度)	【資料1-3-9】と同じ
【資料3-6-3】	事業活動収支の状況	
【資料3-6-4】	平成29年度事業計画	【資料F-6】に同じ
【資料3-6-5】	平成29年度事業活動収支予算書	
【資料3-6-6】	消費(事業活動)収支計算書(平成24年度～平成28年度)	
【資料3-6-7】	聖泉大学開学30周年記念事業募金趣意書	
【資料3-6-8】	科学研究費補助金採択状況	
【資料3-6-9】	予算要求書、予算編成における留意事項及び予算額	
【資料3-6-10】	平成28年度決算（経年比較）及び主要科目の比較	
3-7. 会計		
【資料3-7-1】	学校法人聖泉学園経理規程	
【資料3-7-2】	学校法人聖泉学園経理規程施行細則	
【資料3-7-3】	学校法人聖泉学園旅費規程	
【資料3-7-4】	予算編成・執行上の内規事項(全体)	
【資料3-7-5】	監査契約書	
【資料3-7-6】	監査報告書(平成24年度～平成28年度)	【資料F-11-2】に同じ
【資料3-7-7】	学校法人聖泉学園内部監査規程	

基準4. 自己点検・評価

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び当該ページ	
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料4-1-1】	聖泉大学学則	【資料1-1-1】に同じ
【資料4-1-2】	聖泉大学大学院学則	【資料1-1-3】に同じ
【資料4-1-3】	聖泉大学自己点検・認証評価委員会規程	
【資料4-1-4】	聖泉大学自己点検・評価実施体制	
【資料4-1-5】	自己点検・評価報告書（平成15年度～平成17年度）	

聖泉大学

【資料4-1-6】	聖泉大学自己点検・評価報告書（平成 18～19 年度）	
【資料4-1-7】	自己点検評価報告書（平成 27(2015)年 3 月）	
【資料4-1-8】	平成 22 年度大学機関別認証評価自己評価報告書・本編（平成 22(2010)年 6 月）	
【資料4-1-9】	貴学の改善報告等に対する審査の結果について（平成 27 年 12 月 9 日）	
4-2 . 自己点検・評価の誠実性		
【資料4-2-1】	本学ホームページ（情報公開：自己点検・評価等） http://www.seisen.ac.jp/intro/jyohokokai	
【資料4-2-2】	聖泉大学自己点検・評価実施体制	【資料4-1-4】に同じ
【資料4-2-3】	聖泉大学 I R 室規程	【資料3-3-7】に同じ
【資料4-2-4】	学習管理システム(manaba)導入計画	【資料2-3-9】に同じ
4-3 . 自己点検・評価の有効性		
【資料4-3-1】	学校法人聖泉学園経営改善計画(平成 27 年度～平成 31 年度)	【資料1-3-9】に同じ
【資料4-3-2】	学部の年次報告書(平成 28(2016)年度)	

基準 A. 地域貢献

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び当該ページ	
A-1. 大学がもっている物的・人的資源の社会への提供		
【資料A-1-1】	聖泉大学地域連携交流センター規程	
【資料A-1-2】	聖泉大学と米原市との連携協力に関する協定書	
【資料A-1-3】	若者の投票率向上対策について～大学と連携した投票率向上対策の実施～	
【資料A-1-4】	聖泉大学と彦根市との連携協力に関する協定書	
【資料A-1-5】	聖泉大学学生地域連携交流委員会内規	
【資料A-1-6】	聖泉大学と滋賀県立八幡高等学校との連携に関する包括協定書	
【資料A-1-7】	滋賀県立八幡高等学校と聖泉大学の連携講座	
【資料A-1-8】	学校法人聖泉学園と学校法人松風学園との連携に関する包括協定書	
【資料A-1-9】	学校法人聖泉学園と学校法人近江育英会との連携に関する包括協定書	
【資料A-1-10】	聖泉大学と滋賀短期大学附属高等学校との連携に関する包括協定書	
【資料A-1-11】	聖泉大学学生ボランティア活動への支援に関する規程	
【資料A-1-12】	一般社団法人環びわ湖大学・地域コンソーシアムパンフレット及び事業委員会・部会担当体制	
【資料A-1-13】	2015年度授業科目別受講者数一覧	
【資料A-1-14】	豊かな滋賀づくり総合戦略の推進に向けた大学等と滋賀県の連携のあり方	
【資料A-1-15】	地方自治体等の審議会等の派遣状況	
【資料A-1-16】	聖泉大学公開講座開催状況一覧	
【資料A-1-17】	平成 29 年度公開講座	
【資料A-1-18】	看護キャリアアップセンターキャリアアップ講座	

聖泉大学

【資料A-1-19】	看護キャリアアップセンター活動報告 平成28年度	
【資料A-1-20】	平成28年度聖泉大学看護学部卒業生研修会	
【資料A-1-21】	出張講義一覧	
【資料A-1-22】	彦根3大学における単位互換に関する協定書	
【資料A-1-23】	彦根3大学における単位互換パンフレット	
【資料A-1-24】	平成28年度彦根・湖東学シラバス	
【資料A-1-25】	地と知で拓く滋賀の創生～びわ湖ナレッジ・コモンズ＋～	
【資料A-1-26】	滋賀県における雇用創出・若者定着に向けた協定書	
【資料A-1-27】	滋賀県6大学による授業科目連携実施に関する協定書	
【資料A-1-28】	平成29年度以降聖泉大学COC＋事業実施スケジュール	
A-2 外国人留学生の受入		
【資料A-2-1】	平成 29 年度授業科目表（人間学部）	
【資料A-2-2】	外国人留学生ハンドブック	
【資料A-2-3】	本学ホームページ（留学生：大学院合格） http://www.seisen.ac.jp/life/international/goukaku	
【資料A-2-4】	外国人留学生の就職状況	